

中国人強制連行福岡二陣訴訟一審判決

(福岡地裁 2006年3月29日判決)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

目次

第1	請求	1
第2	事案の概要	2
第3	前提となる基本的事実(1) (原告らを含む中国人労働者が日本に移入され、 被告会社ら等で労働に従事した経緯)	2
1	中国人労働者移入政策の背景と政策決定に至る経緯	3
(1)	太平洋戦争に至る経緯	3
(2)	労働力不足とこれに対する政府及び企業の対応	3
(3)	中国人労働者移入政策の決定	4
(4)	中国における労働者供出機関の設立	6
2	昭和17年閣議決定、昭和19年次官会議決定及び企画院実施要領等その 細目で掲げられた方策	7
(1)	移入方策	7
(2)	配置方策	9
(3)	処遇について	9
3	中国人労働者の移入と就労及び処遇の実際－全体の状況－	11
(1)	総論	11
(2)	実際の移入状況	11
(3)	配置事情	15
(4)	就労事情	16
(5)	処遇の実情	16
(6)	死亡と疾病に関する事情	19
4	原告らが来日した経緯等	21
(1)	被告会社らの本件各鉱業所と華北勞工協会ないし日華勞務協会との契約	21
(2)	本件各鉱業所に対する供出の実態	23

(3) 原告らの来日の経緯等	24
5 本件各鉱業所における処遇並びに原告らが受けた処遇及び従事した労働の実態	25
(1) 本件各鉱業所における処遇	25
(2) 原告らの具体的な就労状況と処遇状況	31
(3) 稼働の停止	35
6 企業に対する国家補償	35
第4 前提となる基本的事実(2) (戦時下の経済法制と労働法制)	36
1 国家総動員法	36
2 国民徴用令	37
3 重要産業団体令	37
4 工場事業場管理令, 重要事業場労務管理令	37
(1) 工場事業場管理令	37
(2) 重要事業場労務管理令	38
5 軍需会社法	39
6 労働者保護法制	40
(1) 労働者募集規則 (昭和15年厚生省令第50号)	40
(2) 強制労働禁止条約	40
第5 前提となる基本的事実(3) (終戦後の中国人労働者の送還の経緯と実態)	40
1 昭和17年閣議決定等で掲げられた送還に関する方策	41
2 中国人労働者の送還の実際 - 全体の状況 -	41
(1) 終戦前の送還	41
(2) 終戦後の送還	41
(3) 残留者	42
(4) 賃金等について	42

3	原告らの送還の経緯	44
第6	前提となる基本的事実(4) (終戦後の資料廃棄, 外務省報告書等の作成と公表等)	45
1	終戦直後の資料廃棄	45
2	外務省報告書等の作成と公表	45
3	遺骨送還問題	46
4	劉連仁事件とその後の日本政府の対応	47
5	帰国後の中国における原告らの状況	48
第7	前提となる基本的事実(5) (戦後における日本と中華人民共和国及び中華民国との外交関係)	48
1	中華人民共和国の建国と中華民国との関係	48
2	サンフランシスコ平和条約 (昭和27年4月28日号外条約第5号) の締結	49
3	サンフランシスコ平和条約の主な内容	49
(1)	賠償	49
(2)	連合国及び日本が行った請求権放棄	50
(3)	中国との関係	50
4	中国における日本人財産の没収及び日本の中間賠償	51
5	日華平和条約	51
6	日中共同声明	51
7	日中平和友好条約	52
8	中華人民共和国民の海外渡航の可否及び中国における対日賠償請求等	52
第8	争点及び当事者の主張	54
1	責任原因	
(1)	強制連行・強制労働の不法行為	

(2) 強制労働における安全配慮義務違反	
(3) 戦後の原状回復義務違反の不法行為又は保護義務の債務不履行	
(4) 戦後今日まで犯罪行為を隠滅し、提訴を妨害してきた不法行為	
2 請求権の放棄（被告ら）	
3 国家無答責の法理（被告国）	
4 統治行為（被告三菱）	
5 戦前の不法行為（1(1)）についての民法724条前段の適用（被告会社ら）	
6 戦前の不法行為（1(1)）についての民法724条後段の適用（被告ら）	
7 戦前の安全配慮義務違反（1(2)）に対する時効援用（被告会社ら）	
8 損害額及び謝罪広告の要否	
第9 当裁判所の判断	55
1 強制連行・強制労働の不法行為	55
(1) 原告らの来日が強制連行によるものか	55
(2) 本件各鉱業所における原告らの労働は強制労働か	56
(3) 本件強制連行・強制労働は被告らの不法行為によるものか	57
2 国家無答責の法理について	61
3 戦前の不法行為（本件強制連行・強制労働）についての民法724条後段の適用（被告会社ら）	67
(1) 民法724条後段の法意	67
(2) 民法724条後段の期間の起算点	67
(3) 民法724条後段の効果の制限の可否	68
4 強制労働における安全配慮義務違反	71
(1) 総論	71
(2) 安全配慮義務の遡及適用について	71
(3) 被告らと原告らとの関係及び被告国の安全配慮義務の成否	71
(4) 被告会社らの安全配慮義務の成否	72

5	戦後の原状回復義務違反の不法行為又は保護義務の債務不履行	74
6	戦後今日まで犯罪行為を隠滅し、提訴を妨害してきた不法行為	74
7	結論	75

別紙 1	当事者目録
別紙 2	謝罪広告
別紙 3	強制連行・強制労働の不法行為責任
別紙 4	強制労働における安全配慮義務違反
別紙 5	戦後の原状回復義務違反の不法行為又は保護義務の債務不履行
別紙 6	戦後今日まで犯罪行為を隠滅し、提訴を妨害してきた不法行為
別紙 7	請求権の放棄
別紙 8	国家無答責の法理
別紙 9	統治行為論
別紙 10	戦前の不法行為についての民法 724 条前段の適用
別紙 11	戦前の不法行為についての民法 724 条後段の適用
別紙 12	戦前の安全配慮義務違反に対する時効援用
別紙 13	原告らの来日の経緯
別表 1	来日の経緯一覧表
別表 2	処遇状況一覧表
別表 3 - 1	事業場在籍一覧表 1
別表 3 - 2	事業場在籍一覧表 2

略 称 表

本判決においては、右欄の事項等を左欄の略称等で表す。ただし、正確を期す

ため、略称を用いず、正式の表記をすることもある。

被告三井 被告三井鉱山株式会社

被告三菱 被告三菱マテリアル株式会社

被告会社ら 被告三井及び被告三菱

国ないし日本国 被告国を単に「国」ないし「日本国」と表記する場合もある。

田川鉱業所 被告三井田川鉱業所

三池鉱業所 被告三井三池鉱業所

なお、三池鉱業所は四山、萬田、宮^{みやのうら}浦の各鉱業所の総称であるところ、同各鉱業所についても、単に四山鉱業所などと略称することがある。

山野鉱業所 被告三井山野鉱業所

飯塚鉱業所 被告三菱飯塚鉱業所

勝田鉱業所 被告三菱勝田鉱業所

本件各鉱業所 田川鉱業所、三池鉱業所、山野鉱業所、飯塚鉱業所及び勝田
鉱業所の総称

内地 現在の日本の領土

中国 中華人民共和国及び同国建国前の中華民国を総称して「中国」という。なお、支配領域たる土地を指して「中国」ということもある。

朝鮮 現在の大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の地域

国民政府 中華民国政府を指して「国民政府」ということがある。

華北勞工協会 華北労働者の華北内配置及び華北外搬出を主たる目的として、昭和16年（1941年）7月に華北政務委員会と北支部開発株式会社が折半で出資をして設立した機関

日華労務協会 労働者の対日供出を目的とする一団体

昭和17年閣議決定

昭和17年（1942年）11月27日にされた「華人労務

者内地移入ニ関スル件」と題する閣議決定

企画院実施要領 同日、企画院の定めた昭和17年閣議決定に基づく「華人労働者内地移入ニ関スル件第三措置に基く華北労働者内地移入実施要領」と題する中国人労働者第一次移入の細目

昭和19年（1944年）次官会議決定

昭和19年（1944年）2月28日にされた「華人労働者内地移入ノ促進ニ関スル件」と題する次官会議決定

華人労働者内地移入手続

昭和19年次官会議決定に基づき同年日本政府が策定した中国人労働者移入の具体的実施細目

外務省報告書 終戦後間もない時期に外務省が関係事業場から報告を徴した上、調査員を派遣して現地調査した結果をまとめた「華人労働者就労事情調査報告書」と題する文書（甲1）

事業場報告書 中国人労働者の供出を受けた各事業場が、終戦後間もない時期に、外務省の指示に基づき、中国人労働者の処遇等の実態についてこれをまとめ、外務省に提出した「華人労働者就労顛末報告書」と題する文書（本件各鉱業所に係るものは甲5ないし8の3、132）

民法 平成16年法律第147号による改正前の民法

強制労働禁止条約 ILO（国際労働機関）が昭和5年（1930年）6月に採択し、日本が昭和7年（1932年）10月15日に批准し、同年12月6日に公布して、昭和8年（1933年）11月21日に発効したILO29号「強制労働に関する条約」

ハーグ陸戦条約 日本が明治44年（1911年）11月6日に批准し、明治45年（1912年）1月13日に公布し、同年2月12日に発効した「陸戦の法規慣例に関する条約」

サンフランシスコ平和条約

日本が昭和26年（1951年）9月8日、第二次世界大戦における連合国中の45カ国との間で締結し、昭和27年（1952年）4月28日に発効した「日本国との平和条約」

日華平和条約

日本と中華民国が昭和27年（1952年）4月28日、両国間の戦争終了を目指して締結した平和条約

日中共同声明

昭和47年（1972年）9月29日に日本と中華人民共和国とが署名した「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」

日中平和友好条約

「日本国と中華人民共和国との平和友好条約」（昭和53年10月23日号外条約第19号）

旧憲法

大日本帝国憲法を指して、旧憲法という。

国賠法

国家賠償法

条文についての表記

条文が片仮名表記の場合、分かりやすさを優先して、適宜平仮名で表記することがある。

以上

平成18年3月29日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成15年(ワ)第708号, 同第1518号, 平成16年(ワ)1096号 損害賠償
等請求事件

口頭弁論終結日 平成17年9月21日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

原告らの請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告国及び被告三井鉱山株式会社は、連帯して、原告番号1ないし18, 20ないし33, 43, 44の各原告に対し、被告国及び被告三菱マテリアル株式会社は、連帯して、原告番号19, 34ないし42, 45の各原告に対し、それぞれ別紙2謝罪広告目録記載の広告を、西日本新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞及び産経新聞並びに人民日報（北京市朝陽門外金台西路2号）、中国青年報（北京市東直門内海運送2号）、解放日報（上海市漢口路274号）、河北日報（石家庄市裕華中路7号）、明報（香港市柴灣嘉業街18号）、山西日報（太原市双塔東街24号）及び遼寧日報（瀋陽市瀋河区中山路339号）の各朝刊の全国版下段広告欄に2段抜きで、見出し及び被告らの名は4号活字で、その余は5号活字で、1回掲載せよ。
- 2 被告国及び被告三井鉱山株式会社は、原告番号1ないし18, 20ないし33, 43, 44の各原告に対し、連帯して、それぞれ2300万円及びこれに対する
 - (1) 原告番号1ないし18の各原告については平成15年4月2日から、
 - (2) 同20ないし33の各原告については同年5月27日から、

(3) 同 4 3, 4 4 の各原告については平成 1 6 年 4 月 2 0 日から,
各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

3 被告国及び被告三菱マテリアル株式会社は、連帯して、原告番号 1 9, 3
4 ないし 4 2, 4 5 の各原告に対し、それぞれ 2 3 0 0 万円及びこれに対す
る

(1) 原告番号 1 9 の原告については平成 1 5 年 4 月 2 日から、

(2) 同 3 4 ないし 3 9 の各原告については同年 5 月 2 7 日から、

(3) 同 4 0 ないし 4 2, 4 5 の各原告については平成 1 6 年 4 月 2 0 日から,
各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

本件は、中華人民共和国の国民である原告らが、被告らに対し、

- 1 第二次世界大戦中、被告らが共同して原告らを日本に強制連行し炭鉱にお
いて強制労働させたとして、不法行為に基づき、
 - 2 被告らが、1 の強制労働の際に安全配慮義務を履行しなかったとして、債
務不履行に基づき、
 - 3 被告らが、戦後、原告らに対する保護義務ないし原状回復義務を負ってい
たのにこれを履行しなかったとして、保護義務の債務不履行又は原状回復義
務違反の不法行為に基づき、
 - 4 被告らが、戦後も強制連行・強制労働の事実を認めず、証拠を隠滅するな
どし、原告らの権利行使を妨害したとして、不法行為に基づき、
- 連帯して、謝罪広告の掲載並びに慰謝料・弁護士費用及び民法所定の割合によ
る遅延損害金の支払を求めた事案である。

第 3 前提となる基本的事実(1) (原告らを含む中国人労働者が日本に移入され、 被告会社ら等で労働に従事した経緯)

公知の事実並びに括弧内に掲記した各証拠及び弁論の全趣旨によれば、原
告らを含む中国人労働者が日本に移入され、被告会社等で労働に従事した経

緯は、次のとおりである。

1 中国人労働者移入政策の背景と政策決定に至る経緯

(1) 太平洋戦争に至る経緯（公知の事実及び甲16ないし18）

ア 昭和6年（1931年）9月に始まった満州事変を経て、昭和7年（1932年）3月、満州国が建国され、日本は同年9月にこれを承認し、昭和8年3月に国際連盟を脱退した。

イ 日本は、昭和12年（1937年）7月7日に北京郊外で起きた蘆溝橋事件を契機に国民党の中華民国との間で交戦状態に入り、やがて全面戦争（以下「日中戦争」という。）に突入した。日中戦争は、中華民国の領土が広大なこと、国民党と共産党が内戦を停止したこと（第二次国共合作）、国民党が政府を南京、武漢、重慶と転々と移しながら抗戦を続けたこと、共産党の八路軍も激しく抵抗したことなどにより、次第に持久戦となった。

また、日本は東南アジアにも進出したが、各地で抵抗運動に悩まされた。日本は、満州事変中、50万人の兵力を既に動員していたが、日中戦争開始後その兵力は100万人を超え、さらに、昭和16年末までに約241万人、昭和17年末までに約283万人、昭和18年末までに約381万人、昭和19年末までに約537万人に、兵力を大幅に増強した（甲18-402頁）。

ウ そして、昭和16年（1941年）12月8日、真珠湾攻撃をきっかけに、日本はアメリカ合衆国及びイギリスに宣戦布告し、太平洋戦争が開始された。

(2) 労働力不足とこれに対する政府及び企業の対応

ア また、日本は、軍備と生産力の拡充を目的として、昭和11年6月、大陸政策と南方進出政策を確立するための「国策大綱」を決定し、次いで昭和12年5月には陸軍が重要産業5年計画要綱等を定め、その中で、

石炭の増産等の目標が示された（甲 16, 18-67 頁）。

イ しかし、上記の大量の兵力動員と国内の生産力拡充は深刻な労働力不足を招き（甲 18-400 頁, 42）、日本政府は、この労働力不足の事態に対処するため、国内において、次のとおり法制を整備して、戦争遂行のための戦時経済体制を整えた。

（ア）昭和 13 年（1938 年）4 月、国家総動員法を公布（施行日は同年 5 月 5 日）し、勅令により国民を徴用できる（同法 4 条）こと等を定め、昭和 14 年（1939 年）7 月、国民徴用令によって、国民総動員体制を築いた（甲 18-402 頁, 82）。

（イ）昭和 16 年（1941 年）8 月、国家総動員法 18 条に基づき、重要産業団体令を制定して、鉄鋼事業、石炭事業等 12 種を重要産業に指定した（甲 3, 17, 48）。

（ウ）昭和 18 年（1943 年）10 月、軍需会社法を制定して企業に対する国家の支配を強め、資材、資金、労働力を軍需会社に優先的に割り当てた（甲 48, 55）。

ウ また、政府は、当時植民地として支配していた朝鮮人にも当初から国家総動員法を適用してその労働力を活用することとし、昭和 17 年（1942 年）2 月、朝鮮人労働者活用に関する方策を閣議決定し、多数の朝鮮人労働者を日本内地に移入した（甲 42-366 頁, 43, 168-44 頁）。

(3) 中国人労働者移入政策の決定

ア 昭和 17 年（1942 年）閣議決定に至るまでの経過

石炭産業界その他の産業界は、昭和 14 年の石炭供給不足等を受けて、労働力不足の問題を検討し、外地労働力、特に中国華北地方の労働者移入政策を日本政府に提案した。これに対し、国も、労働事情の調査その他、中国人労働者の内地移入に向けての具体的準備を行った。その主な経過は次のとおりである。

- (ア) 昭和14年(1939年), 北海道土木工業連合会内外地労働者移入組合は, 厚生, 内務両大臣に対し, 「支那労働者移入に関する方法並びに処遇方案」と題する書面を提出した。
- (イ) 昭和15年(1940年)3月, 商工省燃料局内に, 「華人労務者移入に関する官民合同協議会」を設置し, 石炭産業界における中国人労働者の移入方策の是非について官民一体となって協議, 検討した(甲19)。
- (ウ) 昭和16年(1941年)8月, 石炭鉱業連合会と日本金属産業連合会は, 企画院総裁, 商工大臣及び厚生大臣にあてて, 連名で, 「鉱山労務根本対策意見書」と題する文書を提出し, 外地労働力の移入を具体的に提案した(甲18-407, 411頁)。
- (エ) 昭和17年(1942年), 興亜院(対中国政策一元化のために設置された機関)は, 「華北労務者ノ対日供出ニ関スル件」と題する極秘文書を作成した(甲21)。
- (オ) 同年10月15日, 石炭統制会は, 興亜院から説明等を受け, 各支部に向けて「苦力使役ニ関スル件」と題する文書を発し, 各支部の華北地方労働者採用希望の有無を調査した(甲49)。
- (カ) a 同年12月, 企画院の主催で各官庁関係者と石炭統制会等各産業団体の希望者が参加して「華北労働事情視察団」が組織され, 同月から翌昭和18年(1943年)3月にかけて華北地方の労働事情の視察と労働者の素質の調査, 及び華北勞工協会等中国内における関係諸機関との協議が行われた(甲20ないし22, 50)。
- b 被告三井においても, 田川鉱業所の労務管理課長代理が同視察団に参加した(甲49-38頁)。

イ 昭和17年閣議決定

- (ア) 昭和17年(1942年)11月27日, 日本政府は, 「華人労務

者内地移入ニ関スル件」と題する閣議決定を行い、中国人労働者を日本国内に移入して重筋労働部門における労働力不足を補うこととし、差し当たり試験的に一定数の中国人労働者の移入を行い（試験移入）、その成績により全面的実施（本格移入）に移すこととした（甲1-141, 142, 211 ないし 213, 245 頁）。

(イ) 同日、企画院は、「華人労働者内地移入ニ関スル件第三措置ニ基ク華北労働者内地移入実施要領」により、試験的に移入される中国人労働者の使用条件等について具体的実施細目を定めた（甲1-249 ないし 253 頁）。

ウ 試験移入の結果

昭和18年（1943年）4月から同年11月にかけて、試験移入として、港湾荷役労働者としては伏木港港湾使役に、採炭労働者としては被告三井田川鉱業所及び山野鉱業所に、合計1420人の中国人労働者を受け入れた（甲1-216 ないし 226 頁, 22, 132）。

エ 昭和19年次官会議決定

日本政府は、試験移入の成績がおおむね良好であったとして、昭和17年閣議決定に従い、中国人労働者の本格的移入を行うこととし、昭和19年（1944年）2月28日、「華人労働者内地移入ノ促進ニ関スル件」と題する昭和19年次官会議決定により、中国人労働者を毎年度国民動員計画に計上することとし、その実施細目として「華人労働者内地移入手続」を定めた（甲1-255, 256, 261 頁）。

(4) 中国における労働者供出機関の設立（甲1, 42, 168, 183, 184 及び弁論の全趣旨）

ア 日本は、昭和13年（1938年）11月、中国の開発を進めるため、国策会社として、華北に北支那開発株式会社、華中に中支那振興株式会社を設立した（甲42-186 頁）。

イ また、昭和15年（1940年）3月、日本は、新たなかいらい政権として、南京に汪兆銘を主席とする中華民国国民政府（以下「新中央政府」ともいう。）を樹立したが、華北における日本の権益を守るため、それまでのかいらい政権であった中華民国臨時政府を改組して、新中央政府から外交面などで独立性を有する地方組織である、華北政務委員会を北京に設置させた（甲3，20，42-186頁，170の1・2，183）。

ウ 華北政務委員会と北支那開発株式会社は、折半で出資をして、華北における労務の一元的統制機関として、昭和16年（1941年）7月、華北勞工協会を設立した。同協会は、華北内外（殊に満州）における労働力の供給、配分等を円滑化することを目的とし、華北内労働者の募集・供給及び募集・あっせん等を行った（甲42-291頁，184）。

華中には、労務の一元的統轄機関は設立されず、日華労務協会などが個別に労務供給事業を行っていた。

2 昭和17年閣議決定、昭和19年次官会議決定及び企画院実施要領等その細目で掲げられた方策（甲1。以下、この項における括弧内の頁数は甲1の頁数を表す。）

石炭業界における中国人労働者移入政策の細目の概要は、次のとおりであった。

(1) 移入方策

ア 移入計画

(ア) 試験移入

約1000名を契約期間1年で荷役業及び炭鉱業に配置することとし、華北勞工協会から炭鉱労働者を供出させる（212頁）。

(イ) 本格移入

昭和19年度国民動員計画において3万名を計上し、主として華北

地方から華北勞工協會の供出あっせんの下に、訓練を受けた元捕虜又は元帰順兵を受け入れるほか、募集を行う（212頁）。

イ 移入機構

(ア) 現地機構

試験移入に際しては、華北においては華北勞工協會が労働者の供出又はそのあっせんに当たり、本格移入に際しては、中央の計画に基づき、大使館、現地軍及び新国民政府（華北の場合は華北勞工協會）がこれに当たる（213頁）。

(イ) 中央機構

官庁側では、移入連絡は大東亜省が、労務の割当て及び管理は軍需省と運輸省の協議の下に厚生省が、取締りには内務省がそれぞれ当てる。

民間側では、華北勞工協會と関係統制会が主としてその連絡、あっせんに当たる（以上、213、214頁）。

ウ 移入条件

供出機関と雇用機関との契約に基づいて行う。

(ア) 40歳以下の心身健全な男子労働者を選抜し、現地において、一定期間訓練を施す。

(イ) 就労期間は、試験移入の際は1年間とされたが、その後は原則として2年間とされた。なお、労働者は、単身で来日する。

(ウ) 労働時間及び賃金は内地の基準によるが、賃金については、内地と現地との賃金、物価に差があることにかんがみ、留守家族への送金及び持帰金を考慮する。

（以上、214、215、250頁）

エ 供出方法

(ア) 行政供出

中国側行政機関（華北政務委員会を指すと思われる。）の供出命令に基づく募集で、各省、道、県、郷村へと上級庁から下部機構に対し供出員数を割り当て、責任数の供出を行わせるもの。

(イ) 訓練生供出

日本現地軍が作戦により得た捕虜、帰順兵で、一般良民として釈放しても差し支えないと認められた者、及び中国側地方法院において微罪者として釈放した者を、華北勞工協会において下渡しを受け、同協会の有する各地の勞工訓練所において、一定期間（約3か月）、渡日に必要な訓練をした者を供出するもの。

(ウ) 自由募集

主要勞工資源地において、条件を示して希望者を募るもの。

(エ) 特別供出

現地において、特殊勞務に必要な訓練と経験を有する特定機関の在籍労働者を供出するもの。

（以上、215、216頁）

(2) 配置方策

試験移入においては荷役業及び鉱業等に配置することとし、本格移入においては、国民動員計画産業中の鉱山業、荷役業、国防土木建築業及び重要工業その他特に必要と認めるものに配置する（226頁）。

(3) 処遇について

ア 中国人労働者は、気候、風土、習慣を異にする外国で就労するものであることを考慮し、健康上の取扱いについて特段の注意を払うよう留意する。

（ア）事業場（移入された中国人労働者の使用を認められた事業場のこと。以下同じ。）に到着後、適当な休養を与え、徐々に普通の勞務に服させる。

- (イ) 労働時間と作業内容は、日本人及び朝鮮人に比較して、過激かつ危険な労務に服させないようにする。
- (ウ) なるべく供出時の編制を利用し、作業に関する命令は、日系指導員及び中国系責任者を通じて発し、直接は行わない。そのため、事業場は現地から同行した日系指導員を中国人労働者の直接の責任者として連絡世話に当たらせる。
- (エ) 食事は、なるべく中国人労働者の通常食を給する。
- (オ) 住宅は湿気予防に留意する。
- (カ) 慰安及び娯楽施設は、工場事業場において適当な施策をとる。
- (キ) 4大節のほか、旧正月3日及び、端午節、中秋節各1日は必ず公休日とする。
- (ク) 就労時間は日本国内の例による。
- (ケ) 賃金は、日本国内における賃金を標準とするが、中国に残留している家族に対する送金及び持帰金を考慮する。

その後、「昭和19年度華人労務者給与規定要綱」（昭和20年2月5日次官会議報告）が定められ、昭和19年（1944年）4月1日にさかのぼって実施されることとされた。その内容は、郷里への送金及び持帰金を考慮し、食事の給与のほか、就業1日につき約5円とし、事業主としては、上記基準に従い、能率に応じて日本における賃金統制の基準により支給し、上記の額が5円に満たないときは不足額を国庫において負担するというものであった。

（以上、146, 147, 214, 215, 429, 665, 744, 745頁）

- イ しかし、外国人を移入するという点に留意し、逃亡防止、防諜その他の観点から、「移入華人労務者取締要領」を定め、次のとおり、厳しい態度で臨むこととされた。
- (ア) 作業場においては、朝鮮人、捕虜、満州人及び中国人船員と接触し

ないよう警戒する。

(イ) 住宅は、防諜及び公安風俗上支障のない場所を選定する。

(ウ) 宿舎には関係者以外の出入りを禁止し、特に在留中国人との連絡は厳断する。

(エ) 移入した中国人労働者の思想動向、経歴を十分調査し、その動静に注意して、不穏な動きや計画の察知に努める。

(オ) 外出は団体で行うものとし、真にやむを得ないときでない限り個人での外出を認めない。

(カ) 通信の発受は事業者が取りまとめて行い、検閲する。

(以上、718, 724, 725 頁)

3 中国人労働者の移入と就労及び処遇の実際－全体の状況－

(甲1, 1101ないし1145の各1 (以下「原告ら陳述録取書」という。), 1146の1ないし1146の15 (以下「第1陣訴訟原告ら陳述録取書」という。), 原告崔■■■■ [17], 同崔■■■■ [19], 同楊■■■■ [29], 同謝■■■■ [30], 同李■■■■ [33], 同唐■■■■ [39] 及び同戚■■■■ [42] 各本人 (以下、上記各原告の本人尋問の結果を併せて「原告ら各本人」という。)

(1) 総論

外務省管理局は、中国人労働者の移入、配置、処遇等について、昭和21年6月ころまでに、中国人労働者が実際に働いた関係事業場から報告を徴した上、現地調査を行って、その結果を外務省報告書(甲1)にまとめた。

同報告書は、昭和21年(1946年)1月下旬ころ、当時の中華民国当局から中国人労働者の日本における就労状況について調査がなされることに備え、これに対処するため構想されたものと認められる。

(2) 実際の移入状況

ア 供出人員（甲 1 -216, 217 頁）

(ア) 全体数

中国人労働者は、昭和 18 年（1943 年）4 月から昭和 20 年（1945 年）5 月までの間、試験移入及び本格移入を合わせて、合計 3 万 8 9 3 5 人が供出された。

(イ) 地域別の人数

地域別に見ると、華北地域が約 9 割の 3 万 5 7 7 8 人を占め、華中地域が 2 1 3 7 人、満州が 1 0 2 0 人であった。

(ウ) 華北出身者の詳細

華北出身者について見ると、華北勞工協会がその 97 パーセントの 3 万 4 7 1 7 人を供出した。同協会からの供出者は、行政供出が 2 万 4 0 5 0 人（約 69 パーセント）、訓練生供出が 1 万 0 6 6 7 人（約 31 パーセント）で、自由募集と特別供出による者はいない。

(エ) 華北勞工協会による供出の困難性

a 供出機関側の事情（甲 4 2 -291, 468 頁）

華北勞工協会（昭和 16 年（1941 年）7 月設立）の使命は、華北労働者の華北内配置及び華北外（主として満州）への供出であり、内地への供出に専念することはできなかった。

また、同協会の業務の中心は移出労働者の調整機関としての事務的活動をすることであって、地方農村における募集の指導をすることまではできなかった。

b 支配地域の縮小

加えて、昭和 18, 9 年（1943, 4 年）ころには、八路軍の支配が優位となり、華北での日本軍の支配地域が 20 パーセント程度に狭まり、これに伴い華北勞工協会が活動できる区域も縮小し、労働者募集は困難であった（甲 2 -80 頁, 甲 4 2 -468 頁）。

c 当時の華北地方の経済状況

華北では、昭和19年（1944年）1、2月ころ、豊作、物価高、治安悪化により、農民の工場出稼意欲は極端に低下していた。その結果、自由募集に応じる者はほとんどおらず、一定人数の供出者を確保するには、行政供出の方法に頼らざるを得なかった（甲1-221頁，甲4-468頁）。

d 以上の事情により、華北勞工協會が昭和19年（1944年）に供出した労働者総数は計画の85万人を下回る44万2000人とどまった。（甲3-80頁）。

イ 中国人労働者の素質等（甲1-224頁）

(ア) 年齢

20歳から29歳までの者が1万7044人（43.8パーセント）と最も多く、40歳以上の者が7330人（18.8パーセント）、15歳以下157人（0.4パーセント）、70歳以上12人（0.03パーセント）であった。

行政供出された労働者の年齢構成は、最年少が11歳、最高齢は78歳であり、40歳以上の者が22.3パーセントを占めていた。

(イ) 健康状態

特別供出及び自由募集による者はおおむね良好であった。

行政供出及び訓練生供出による者、特に、昭和19年（1944年）後半以降に行政供出の方法により供出された者は、健康状態が極めて悪く、多くの疾患を有していた。そのため、衰弱が激しく、本邦上陸時には辛うじて歩行できる程度の者が多かった。

ウ 訓練

(ア) 上記認定のとおり、中国人労働者は、移入に先立ち、できる限り、一定期間（1か月以内）現地の適当な機関において必要な訓練をすべ

きこととされていた（甲1-144頁）。

- (イ) 原告ら及び第1陣訴訟原告らの陳述録取書によると、一部に船待ち中に駆け足訓練をさせられた者がいるものの、それらの者も就労訓練を受けたとは認められない。

なお、外務省報告書中の「華人労務者移入・配置及送還表」（甲1-278頁以下）には、訓練地の記載のない移送集団が数多くある。

- (ウ) ただし、本格移入前の昭和18年11月ころの石門臨時俘虜収容所では、中国人に対して、一定の訓練がなされていた（甲44添付の石門臨時俘虜収容所「概況」）。

- (エ) 以上によれば、試験移入時は一定の訓練が行われていたものの、本格移入時には、日本に向かう前に現地で適切な訓練が行われたとは認め難い。

エ 輸送

- (ア) 当時、日本は、船舶事情が逼迫していたため、中国人労働者の輸送は、船待ちの予定がつかず、食糧その他の準備が不十分のまま急ぎよ乗船せざるを得なくなったり、逆に、予定以上に船待ちをして、衛生状態の悪い収容所に長期にわたって滞留してしまったり、備蓄食糧の不足を生じたりすることがままあった（甲1-224頁）。

- (イ) 海上はすべて戦場であり、航海は大変な危険を伴ったことから、輸送期間も見通しが立たず、集団輸送169件中、86件は9日以内（速いもので4日）で日本の港に到達したが、48件は10日から19日の航海を要し、20日以上かかったものが6件、30日以上かかったものも3件あり、最高で39日を要した。

長期間の航海を要した船舶では、航海途中に飲料水や食糧が欠乏することが度々あった（甲1-225頁）。

- (ウ) 航海中の食糧、特に白麵には、砂のような不純物が混入しているこ

ともあった。

また、航海には本来客船を使用することが予定されていたが、大陸からは、石炭、塩等多量の原料を輸入しており、その要請も充足する必要があった上、船舶事情も逼迫していたから、航海にはおおむね貨物船を利用し、移入労働者は長期間、船倉内の石炭、塩、鉱石等の上

に寝起きしなければならなかった。

(エ) 最初のうちは船上輸送に医師の付添いがあったが、その後はその付添いもなくなった。

(オ) 上陸後は、直ちに配置先の事業場まで、汽車等により長時間輸送された。

(カ) 以上の諸事情から、輸送は中国人労働者の健康を大いに損ね、3万8935人の乗船人数に対し、船中において564人（1.5パーセント）、事業場到着前において248人（0.6パーセント）、合計812人が死亡し、そのほかの者も各事業場には到着したものの、その時点で既に健康を害し、疾患を有していたり、衰弱が甚だしい者も多く、事業場到着後3か月以内に死亡した者の数は2282人（5.9パーセント）に上った（甲1-225, 435, 442頁）。

(3) 配置事情（甲1-226ないし228頁）

ア 昭和18年（1943年）4月に最初の試験移入が行われて以来、輸送途上で死亡した者を含め、3万8935人の中国人労働者が、35業者、135事業場に配置された。

イ 産業別の業者数、事業場数及び移入人数は次のとおりである。

	業者数	事業場数	移入人数
鉱山業	15	47	16,368
土木建築業	15	63	15,253
造船業	4	4	1,215

港湾荷役業	1	21	6,099
合計	35	135	38,935

ウ 被告三井には、10の事業場に5517人、被告三菱には、9の事業場に2709人の中国人労働者がそれぞれ配置された。

(4) 就労事情

ア 中国人労働者は、鉱業会社、土建会社、造船会社及び港運業界に配置された。その作業内容は、物の運搬その他土木補助的労務が多かったが、^{きは}切羽における運搬等危険な業務に配置された者もあった（甲1-116頁、1102の1、1105の1、1107、1112の1、1117の1、1118の1、1119の1、1123の1、1128の1、1130の1、1131の1）。

イ 上記のような元来の素質に輸送途中の疲労が加わり、事業場到着時には、疾病を有していたり、衰弱して就労に耐え得なくなった者も多く、実際の就労人員は約74パーセントにとどまった（甲1-435頁）。

ウ 平均在留日数は271日であるが、疾病その他により就労できない期間も多く、平均実労働日数は217日で、稼働日数も約80パーセントにとどまった（甲1-115頁）。

(5) 処遇の実情

ア 食糧

(ア) 戦時下においては、日本国内全体において食糧その他諸物資が不足していた。

(イ) 外務省報告書には、中国人労働者には、約3400ないし3900カロリーが支給されたとの各事業場の報告にもかかわらず、1日2500キロカロリー前後が支給されたと想像される旨記載されているが、いずれの数字もその根拠は不明であり、配給が不十分である上に、円滑でなく、食糧の横流しもあって、一日の食料は数個のマントウ（蒸

レパン) であることがほとんどだった。したがって、食用油、獣肉の支給の点を含めて考えれば、中国人の通常食としては、十分ということとはできず、重筋労働を行う労働者に対するものとしても到底足りないものであった(甲1-118, 434, 435頁)。

(ウ) しかも、中国人労働者のうち坑外作業等の軽作業に従事する者や、病氣、怪我で終業できない場合は、食事を減らすなどされた。

イ 衣料

外務省報告書には、給与した被服等は、戦時中の実情として、充分とはいえないが、これが死亡の原因となったとは認められないと記載されている(甲1-437頁)。

しかし、当時、繊維工業は人手不足等により、生産性が大幅に落ちていて配給事情が悪かったし、上記のとおり配給物資の横流しが行われたため、大多数の中国人労働者の衣料の支給は十分でなかったと推認され、例えば、地下足袋等の支給が遅れたことにより、凍傷にかかる者もあった。

ウ 住宅(甲1-437ないし439頁)

(ア) 135事業場のうち67の事業場においては、中国人労働者のために宿舍を特設し、その他はそれまであった宿舍を改造、転用したものであった。

(イ) 居室は1人当たり平均0.63坪で、畳敷のものが45パーセント、アンペラ敷のものが27パーセント、その他ゴザ敷、板敷のものがあった。

(ウ) しかし、逃走及び諜報防止のため、窓等は少なく、通風採光は十分とはいえなかった。

(エ) したがって、居住環境は劣悪であった。外務省報告書は、移入労働者が現地で暮らしていた当時の住居と比べると悪いとはいえないなど

と総括しているが、その根拠は不明である。

エ 医療衛生

各事業場からの報告によれば、135事業場のうち附属病院又は関係病院を有するものが79、専任又は嘱託医数201名、看護婦数500名である（甲1-440頁）。

オ 労働時間

外務省報告書は、全事業場の1日当たり平均労働時間は9.44時間であるが、これは入坑から出坑まで、あるいは宿舍出発から帰着までの時間であり、昼休み及び休憩時間並びに作業場までの往復時間を考慮すると、これから2、3時間を差し引いた時間であるとしている（甲1-686、687頁）。

しかし、原告らの相当数は移動時間を除き8時間から12時間働かされたと述べている。

カ 指導取締り

防諜及び逃走防止の観点から、警察当局による厳重な取締りが行われた。

終戦の際に中国人労働者を使用していた107事業場のうち、91事業場で、戦後、それまでの不満等を原因として紛争が多発したことから、戦前の警察当局の取締りや各事業場の指導・生活規制の厳しさが推認される（甲1-691頁）。

キ その他（甲1-691頁）

(ア) 中国人責任者に私刑を行わせたり、食糧その他の支給品の減配、横流しするなどの事態もあった。

(イ) 概して、中国人労働者には処遇についての不満が大きく、多くの事業場で逃亡が起こっており、秋田の花岡鉱山では、日頃の取扱いへの不満が爆発し、数十名が監視者を殺害の上、集団で逃走する等、戦時

中でも集団的な暴動，紛争に発展した事例（以下「花岡事件」という。）もあった。

(6) 死亡と疾病に関する事情

ア 死亡人数

供出された中国人労働者の総数は3万8935人であったが，そのうち，812人が事業場に到着するまで，5999人が事業場において，19人が終戦後送還前に死亡した（総計6830人）。これは移入中国人労働者総数の17.5パーセントを占めている（甲1-442，443頁）。

イ 供出機関との関連（甲1-446，447頁）

(ア) 供出機関別では，日華労務協会が華中から自由募集により供出した労働者の死亡率が24.4パーセントと最も高く，華北勞工協会が18.3パーセントとこれに次ぎ，そのほかは1.3ないし5.7パーセントである。

(イ) 日華労務協会から供出された者の事業場内の死亡349人中の大半である311人（87.4パーセント）が事業場到着後3か月経過後の死亡であり，事業場の側に問題があると考えられる。

(ウ) これに対し，華北労務協会から供出された労働者は，輸送中ないし事業場到着後3か月以内の死亡率が他の供出機関の者に比べて圧倒的に高い。具体的には，事業場到着前の死亡者は合計812人であるが，そのうち華北勞工協会からの供出者は804人であり，事業場到着後3か月以内の死亡者は合計2282人であるが，そのうち華北勞工協会からの供出者は2211人である。

(エ) なお，華北勞工協会から供出された者のうちでも，供出方法別では行政供出の者に，供出時期としては昭和19年（1944年）後半以降に供出された者に，年齢別では中年以上の者に，死亡率が高い傾向が認められた。

ウ 死亡原因

- (ア) 総死亡者数 6 8 3 0 人のうち、疾病死は 6 4 3 4 人（9 4 . 2 パーセント）、傷害死は 3 2 2 人（4 . 7 パーセント）、その他自殺者が 4 1 人及び他殺者が 3 3 人であった。疾病死中、船中において死亡した者を含む病名不詳の者は 5 8 3 人、一般疾病による者は 3 8 8 9 人、伝染病又は伝染性疾患による者は 1 9 6 2 人であった（甲 1 -468 頁）。
- (イ) これを病種別に見ると、一般疾病においてはほとんど呼吸器病及び消化器病であって、前者は 1 2 7 1 人、後者は 1 1 8 0 人である。呼吸器病中では肺炎が圧倒的多数を占めて 9 7 6 人に上り、気管支炎が 1 8 7 人でこれに次ぎ、消化器病は胃炎及び腸炎が 9 5 4 人である。伝染病又は伝染性疾患では大腸カタルが最も多く 6 6 2 人、肺結核が 3 6 0 人、赤痢、敗血症、肺浸潤及び肋膜炎がこれに次いで多い（甲 1 -469, 471 頁）。
- (ウ) 傷害死のうち、公傷死は 2 6 7 人、私傷死は 5 5 人である。公傷死の原因は落盤、落石、飛石によるものが最も多い。私傷死 5 5 人中 3 5 人は戦災死であって、渡船転覆等水難の事故による者も 1 0 人いた（甲 1 -468, 475, 476 頁）。

エ 疾病、傷害及び不具廃疾

(ア) 員数

輸送中又は事業所内において疾病にり患した者の数は、延べ 5 万 8 9 5 4 人（うち重症は 1 万 4 6 6 6 人）、傷害を負った者の数は 6 7 6 8 人（うち重症は 1 4 4 8 人）、疾病又は傷害により不具廃疾となった者の数は 4 6 7 人である（甲 1 -462 頁）。

(イ) 内訳と不具廃疾の程度

不具廃疾となった者のうちでは、失明が圧倒的に多く、2 1 7 人であり、4 6 . 4 パーセントを占めた。次いで、視力障害が 1 6 . 9 パ

ーセントに当たる79人であった。

肢指欠損又はその機能障害は合計160人であり、34.6パーセントに及んだ。

不具廃失となった者のうち、153人は全く労働能力を失い、9人が過激な労働には耐えられなくなった（以上、甲1-480, 481頁）。

4 原告らが来日した経緯等（甲5ないし8の2, 132, 原告ら陳述録取書, 第1陣原告ら陳述録取書及び原告ら各本人）

(1) 被告会社らの本件各鉱業所と華北勞工協会ないし日華勞務協会との契約

ア 試験移入について

(ア) 被告三井の田川鉱業所及び山野鉱業所が試験移入の対象となった。

(イ) 田川鉱業所は、昭和18年（1943年）6月18日、山野鉱業所は同年9月10日、華北勞工協会との間で次の内容の契約を締結した。

① 供出方法等

石門教習所に在留中の者から華北勞工協会が適格者を選抜し、中国国内の塘沽において引き渡す。供出及び輸送にかかる経費は被告三井の負担とする。

② 契約期間は事業場到着後2年間、賃金は、訓練期間（最初の6か月間）は1日当たり1円、その後は出来高払い（ただし、就業1日につき1円を最低保障とする。）とし、労働時間は日本人と同じとする。

③ 到着後6か月間は訓練期間とし、特に最初の1か月間は坑内作業を行わず、生活指導、日本語訓練、現場教育等に充てる。

④ 最初の3か月間は外出を認めず、4か月目から集团的に引率者を付してこれを認める。

⑤ 送還は、被告三井が責任者を付けて実施し、塘沽において引き渡す。

イ 本格移入について

(ア) 本格移入に際しては、被告三井は北海道及び九州の10事業所、被告三菱は同じく9事業所でそれぞれ中国人労働者の移入を受け入れた。

(イ) 被告三井田川鉱業所は昭和19年(1944年)5月5日及び同年7月21日、同三池鉱業所は同年4月25日、同山野鉱業所は同年5月5日、被告三菱飯塚鉱業所は同年6月24日、それぞれ華北労働協会との間で、おおむね次のとおりの契約を締結した。

① 供出方法等

華北労働協会において適格者を選抜し、中国国内の集結地において引き渡す。供出及び輸送にかかる経費は被告会社の負担とする。

② 契約期間は事業場到着後2年間、賃金は、訓練期間(最初の3か月間。田川鉱業所及び山野鉱業所では1か月間)は1日当たり2円、その後は5円及び出来高払い(田川鉱業所及び山野鉱業所では5円又は出来高払い、飯塚鉱業所では5円)とし、労働時間は日本人と同じとする。

③ 到着後の訓練期間は、生活指導、日本語訓練、現場教育等に充てる。

④ 最初の1か月(田川鉱業所では3か月又は2か月)は外出を認めず、翌月から集团的に引率者を付して外出を認める。

⑤ 送還は、被告会社が責任者を付けて実施する。

(ウ) また、勝田鉱業所の前身である東邦炭鉱株式会社は昭和19年(1944年)6月15日、日華労務協会との間で、おおむね次の内容の契約を締結した。

なお、被告三菱は、被告国の指示に基づき、昭和20年(1945年)5月8日、東邦炭鉱から同鉱業所を承継した(以上、甲8の1)。

① 供出方法等

日華労務協会において募集し、中国国内の乗船地本船内において引き渡す。供出及び輸送にかかる経費は東邦炭鉱の負担とする。

② 契約期間は事業場到着後2年間、賃金は内地移入華人労務者移入要綱による。

③ 送還は東邦炭鉱が内地乗船ふ頭において日華労務協会に引き渡す。

(2) 本件各鉱業所に対する供出の実態

本件各鉱業所に供出された労働者の人数と来日時期、在留中の死亡等に関する事情等の概要は、次のとおりである。

ア 供出機関・供出方法・移入数

(ア) 供出機関と供出方法

田川鉱業所、三池鉱業所、山野鉱業所及び飯塚鉱業所に供出された中国人労働者は、すべて、上記(1)の各契約に基づき、華北労工協会が供出機関となって、行政供出又は訓練生供出の方法により行われた。

勝田鉱業所に供出された中国人労働者は、上記(1)イ(ウ)の契約に基づき、日華労務協会が供出機関となり、自由募集の方法により行われた。

(イ) 供出人数

田川第二坑に対して372人、田川第三坑に対して297人、山野に対して651人、三池宮浦に対して574人、三池萬田に対して1907人、勝田に対して352人、飯塚に対し189人であった。

(以上、甲1-307, 331ないし351頁)

イ 移入時期、訓練地、乗船地及び上陸地等

(ア) 上記各事業所に移入された中国人労働者の中国国内における集結地(訓練地)は上海、石門又は保定であったが、三池鉱業所へ配属された労働者は、中国国内における訓練地が決められていなかった。

(イ) 田川鉍業所，三池鉍業所，山野鉍業所及び飯塚鉍業所に移入された中国人労働者は，すべて塘沽を出港し，勝田鉍業所に移入された中国人労働者は上海を出港してそれぞれ門司に到着した。

(ウ) 出港して事業場に着くまでの間に，116人が船中又は上陸後死亡した。

(エ) その結果，実際に受け入れた労働者の数は，次のとおり合計4226人であった。

① 田川鉍業所

(第二坑) 昭和18年(1943年)7月と昭和19年(1944年)7月の2次にわたり合計371人

(第三坑) 同年10月と同年11月の2次にわたり計297人

② 三池鉍業所(萬田坑，宮浦坑，四山坑)

昭和19年(1944年)5月から昭和20年(1945年)3月まで6次にわたり，宮浦坑570人，萬田坑1802人(うち，694人は四山坑に転出)合計2372人

③ 山野鉍業所

昭和18年(1943年)11月から昭和19年(1944年)12月まで3次にわたり，合計646人

④ 飯塚鉍業所

昭和19年(1944年)10月に188人

⑤ 勝田鉍業所

昭和19年(1944年)9月から同年10月まで2次にわたり，合計352人

(以上，甲1-303ないし309頁)

(3) 原告らの来日の経緯等

原告らが捕らえられた時期及び出港地等は別表1のとおりであり，来日

の経緯に関するそれぞれの具体的な事情は別紙 13「原告らの来日の経緯」のとおりである。

ア 上記認定の事実によれば、行政供出、訓練生供出された原告らは、日本に向かう船の準備を待つ際、直接又はいずれかの場所を経由して、一定期間塘沽の収容所に収容されたことが認められるところ、塘沽での生活は、いずれも、中国人警察官ないし日本兵が見張りをし、電流を通した鉄条網で囲まれた区域での拘束生活であり、逃亡しようとする者は、銃で撃たれたり、殴られたりした（原告ら陳述録取書）。

イ また、上記認定の事実によれば、自由募集原告らは、いずれも中国国内又は台湾で働くことを了承した者であって、日本内地に行くことに同意した者はいない。なお、同原告らは、いずれも日華労務協会による被供出者であり、台湾企業等の名で虚偽の募集広告を作成し、同原告らを募集したのは日華労務協会であるものと認められる。そして、拘束された後は、厳重な監視下において、日本に移送された。

ウ 以上のとおり、原告らは、いずれも日本軍に身柄を拘束され、あるいは虚偽の募集広告によって欺罔されて、日本に連行されたものである。

なお、原告らは、中国ないしその港内の日本船内で、被告会社らに身柄を引き渡されたが、多くの場合、その輸送船内にも日本兵がいた（原告ら陳述録取書）。

5 本件各鉱業所における処遇並びに原告らが受けた処遇及び従事した労働の実態（甲 1， 5 ないし 9， 1 3 2， 原告ら陳述録取書， 第 1 陣原告ら陳述録取書， 原告ら各本人）

(1) 本件各鉱業所における処遇

ア 宿舍

ア) 田川鉱業所

a 1人当たり 1.5 畳（0.75 坪）の広さの板張りの宿舍が提供

された。

原告趙[14]（試験移入（第1期））の寮は134人を収容し、他の寮とは別の場所にあった。本格移入された者の寮は、1箇所には4棟が並び、そのうち1棟には第2期の移入者のみが、他の3棟には第3期、4期の移入者が収容された。

- b 日本人、朝鮮人の住宅とは区画を別にし、周りを鉄条網で囲われ、玄関には監視室があつて監視されていた。

試験移入された原告趙[14]（第1期）の寮の監視人は武装していなかったが、本格移入された原告李[13]、同李[44]（以上、第2期）、同範[15]、同李[33]（以上、第3期）らの各寮の監視人は少なくとも着剣していた。

(イ) 三池鉱業所

- a 従前あつた宿舎を改築するか新築して、労働者一人当たりの広さがいずれも1畳以内の宿舎が提供された（甲26ないし29）。
- b 四山坑の宿舎は板張りであり、宮浦坑、萬田坑の宿舎は板張り畳敷きのものがあつた。
- c 寝具は1人当たり1枚若しくは2枚が与えられた。
- d 四山坑の宿舎には周囲に壁があり、警察官が敷地内を監視していた（甲28、1101ないし1105、1122の各1）。

萬田坑の宿舎には、周囲に板塀があり、日本兵によって監視されていた（甲1106ないし1111、1120、1121の各1）。

宮浦坑の宿舎は周囲を板塀と鉄条網で囲まれ、門には見張り口があり、見張りがいた（甲1112、1124ないし1132の各1）。

- e 四山、宮浦は宿舎に、萬田は坑口を出たところに浴場があつた。

(ウ) 山野鉱業所

- a 従前あつた宿舎を改築して中国人労働者用に提供された。

- b 労働者一人当たりの広さは1. 1畳であった。
- c 3棟が畳敷, 4棟が板張りアンペラ敷であった。なお, アンペラとはカヤツリ草科の多年草をいい, 茎の繊維が強いため, 筵のように使用される(顕著な事実)。
- d 寝具は1人当たり毛布1枚若しくは2枚が与えられた。
- e 周囲には2メートル余りの高さの板塀が巡らされ, その上には鉄線があり, 敷地入口付近には数名の警察官が詰める派出所があった。
- f 宿舎に浴場があった。

(エ) 飯塚鉱業所

- a 宿舎は, 従前のものを改築したものと新築したものとがあり, 労働者一人当たりの広さは1. 5畳で, 寝床は板張りアンペラ敷であった。
- b 寝具は, 事業場報告書には1人当たり毛布1枚, 布団2枚が与えられた旨記載されているが, 実際は, 布団1枚が支給された。
- c 周囲には約2メートルの板塀が張り巡らされ, その上に鉄条網があり, 日本人が監視に当たっていたほか, 敷地入口には警察官の詰所があった。
- d 宿舎に浴場があった。

(オ) 勝田鉱業所

- a 1人1畳の広さの, 平家建ないし2階建ての宿舎が提供された。
- b 寝具は, 当初は2人1組, 冬期以降1人1組が与えられ, 寝床は, 板張りアンペラ敷の宿舎と畳敷の宿舎があった。
- c 周囲には高い板塀が張り巡らされ, その上には鉄条網があり, 日本人が監視していた。
- d 宿舎の前に露天の浴場があった。

イ 食糧

原告ら陳述録取書及び第1陣訴訟原告ら陳述録取書によれば、食事は、1食ごとに饅頭が2つ配られるだけであったとする者もあれば、白湯のようなスープと漬け物がついていたとする者もあり、また、コウリャンと米のご飯を食べていたとする者もいるのであって、宿舍ごと、あるいは従事する仕事内容ごとに、異なる食糧事情であったことが窺われるが、肉や魚は与えられなかったこと、また、道端の野草を採ったり、捨てられたミカンの皮を拾って食べたりする者があり、見つかると食事の量を減らされたり、殴られたりしたことが認められる。

なお、事業場報告書には、食糧事情は日本人及び朝鮮人と同等又はより良好ないし優遇したなどという記載がある（甲6の1，8の1，132）が、同報告書の作成された上記経緯に照らし、たやすく信用することができない。

ウ 衣料

原告ら陳述録取書及び第1陣訴訟原告ら陳述録取書によれば、作業衣、タオル、地下足袋等を1回支給されたのみであることが認められる。

他方、事業場報告書（甲6の1ないし9，132）によれば、作業服や支那服等を相当回数、十分に支給したとされているが、これら同報告書の記載をたやすく信用することができないことは上記イで判示したとおりである。

エ 労働の内容とその実態

(ア) 職種としては、坑内では、主として、採炭、掘進、仕繰に、坑外では炊事その他の雑役に使用された（原告ら陳述録取書）。

(イ) 職場は、朝鮮人と厳密に区別され、坑内への移動及び宿舍への帰還にはほとんどの場合に日本人による監視がつき、全ての現場で中国人労働者と少数の日本人のみで（朝鮮人やアメリカ人は入らないで）労働に従事した。日本人は、立場としては同僚である場合もあれば、監

督である場合もあったと推認されるが、同僚である場合も、中国人労働者は、日本人の指示には服従しなげらななかつた。

(ウ) 労働時間は、原則として三交替8時間勤務とされていたが、現実にはこれを超える労働時間となることがほとんどだった。

(エ) 休日は、事業場報告書(5, 6の1, 8の1, 132)では、三池鉱業所は、内地の一般労働者に準じる4大節、旧正月2日及び端午節、中秋節の各1日とされ、飯塚鉱業所を除くその余の各鉱業所にあつては毎月3, 4日程度とされている。

しかし、原告ら陳述録取書及び第1陣訴訟原告らの陳述録取書の多くには、重傷又は重病の場合を除き、休みは全くなかつたとの記載があり、原告崔■■■■[17]及び同謝■■■■[30]も同旨の供述をしていることからすると、上記各事業場報告書の記載はたやすく信用することができず、ほとんど与えられななかつたものと認められる。

オ 賃金

滞日中の賃金は積立金として事業場において保管される(甲8の1, 8の2, 9)などしたため、終戦まで支払われず、その後の持帰金等についての取扱いは後記のとおりである。

カ 死亡者、傷病者の実態

(ア) 田川鉱業所における死亡者

同鉱業所における労働期間は、第1次受入れの134人は2年1か月、第2次受入れの237人は1年2か月、第3次受入れの179人は10か月、第4次受入れの118人は9か月にすぎないところ、受入労働者668人中、26人(3.9パーセント)が死亡した(甲1-541頁)。

その死因は、落盤等労働災害による者が5人、病死が21人、その他が1人であるが、病死の者でも入院して病院で治療中に死亡した者

は9人しかおらず、しかもそのうちの4人は終戦後の死亡であるから、終戦までは、病気になっても、なかなか治療の対象としてもらえず、入院して治療を受けることとなったのはごくわずかであることが窺われる。

(イ) 三池鉱業所における死亡者

同鉱業所における労働期間は、宮浦坑第1次受入れの231人は1年3か月、第2次受入れの339人は10か月、萬田坑第1陣受入れの412人は1年3か月、第2次受入れの551人（四山坑への転出者272人を含む）は7か月、第3次受入れの538人（四山坑への転出者273人を含む）及び第4次受入れの301人（四山坑への転出者149人を含む）は6か月にすぎないところ、受入労働者2372人中、383人（16.1パーセント）が死亡した（甲1-542, 543頁）。

その死因は、落盤その他労働災害による者が68人、病死が315人である（甲1-592頁）。

(ウ) 山野鉱業所における死亡者

同鉱業所における労働期間は、第1陣受入れの208人は1年9か月、第2次受入れの240人は1年1か月、第3次受入れの198人は9か月にすぎないところ、受入労働者646人中、69人（10.7パーセント）が死亡した（甲1-542頁）。

上記死者に事業場到着前の死亡者を含めた死因は、落盤その他労働災害による者が2人、病死が67人である（甲1-592頁）。

(エ) 飯塚鉱業所における死亡者

同鉱業所における労働期間は10か月にすぎないところ、受入労働者188人中、19人（10.1パーセント）が死亡した（甲1-539頁）。

死因は、落盤その他労働災害による者が1人、病死が17人、自殺又は他殺が1人である（甲1-591頁）。

(イ) 勝田鉱業所における死亡者

同鉱業所における労働期間は、第1次受入れの302人は1年、第2次受入れの50人は10か月にすぎないところ、受入労働者352人中、87人（24.7パーセント）が死亡した（甲1-538頁）。死因は、落盤その他労働災害による者が2人、病死が85人である（甲1-591頁）。

(ロ) 公傷（甲1-513, 514, 629, 630頁）

- a 落盤その他の公傷による重傷者は、田川鉱業所では19人であり、191人が軽傷を負った。
- b 三池鉱業所では、124人が重傷、161人が軽傷を負った。
- c 山野鉱業所では、24人が重傷、103人が軽傷を負った。
- d 飯塚鉱業所では、10人が重傷、87人が軽傷を負った。
- e 勝田鉱業所では、19人が重傷、42人が軽傷を負った。
- f そして、田川鉱業所では3人、三池鉱業所では26人、山野鉱業所では6人、飯塚鉱業所では1人、勝田鉱業所では8人が肢指欠損その他の機能障害を負い、不具廃疾となった。

キ 終戦後における不満の爆発

田川鉱業所、三池鉱業所、山野鉱業所、飯塚鉱業所、勝田鉱業所のいずれにおいても、終戦後は、中国人労働者の不満が一気に爆発して、紛争が多発し、一部では戦勝気分もあったためか、集団的な略奪事件も発生した。

(2) 原告らの具体的な就労状況と処遇状況

ア 配属地と労働期間

原告らの具体的な配属先と実際に労働に従事した期間は、別表2のと

おりである（甲1，5ないし9，132及び原告ら陳述録取書。なお，各原告らが事業場報告書に記載されている氏名，現在名と異なる場合の理由，記載箇所等は，別表3-1，2のとおりである。各坑の名簿に記載されている年齢は，生れた年も現在の年も端数に変わりなく1年として数える，数え年となっているものと考えられる。）。

当時の中国においては，成人になって名を変える風習があった上，戦乱のため確固たる戸籍制度がなく名の変更が比較的容易であったため，未成年で連行された者や，敵国日本で労働させられたことを恥辱と考えた者には，帰国後名を変えた者もいる。また，日本に親子で連行され，親が死亡したため現在は養父の姓を名乗っている者もいる。

イ 労働

(ア) 原告らは，事業場到着後2日間ないし1か月以上，坑内の見学や，道具の名前と使い方を教えられるなど一定の訓練を受けた者が多く，体力，年齢等により，採炭，掘進，坑道ないし炭車の修理・維持作業に従事させられた。

(イ) 昼間のみ労働する者（常一番勤務），2交替，3交替の勤務の者がいた。同一事業場でも，従事した作業の種類によって交替方法は異なり，同一種類の作業でも組み合わせられた人数次第では交替要員を欠いて，常一番勤務となった者もあるものと推認される。

一日当たりの労働時間は，各坑ごと，各作業毎，各班毎で異なったが，おおむね，3交替の者が最も短く8時間程度であり，常一番勤務や2交代勤務の者は10時間程度と長くなる傾向があった。また，終戦間際には決勝増炭運動が繰り広げられ，12時間勤務などとなることもあった。

(ウ) 休日については，どの原告も，正月を除き全くなかったとしており，正月についても多くの者が休みがなかったとしているところ，昭和2

0年当時の増炭の必要性に照らせば、休日返上で採炭作業が行われたとしても不自然でなく、休日は極めて少なかったものと認められる。

(エ) 作業は、日本人の指導・監督のもとに行われたが、意思疎通がうまくいかなかったり、目標の仕事を達成できなかったときなどには、殴られたり、蹴られたりの暴行を受けることがあった。その頻度は、様々であるが、多くの者は日常的に暴行を受けたものと認められる。暴行には道具が用いられることがあり、鞭、木棒、丸太、ハンマー、シャベル、ノコギリ、ヨキ（斧）などが用いられた。暴行は、場合によっては凄惨を極め、即死する者もいた。

a 四山坑では、現場まで日本人が付き添い、一人の日本人が数人の中国人の労働を監視し、仕事の能率が悪いなどの場合にはベルトや鞭で打たれたり、手拳や棒で殴打された（甲1101ないし1105, 1122, 1123, 1143の各1）。

萬田坑では、作業に行く際は日本人の監督が宿舎から現場まで付き添い、仕事上の不手際があったり、ノルマを達成できなかったときには、日本人の監督に棍棒で殴られるなどされ、また、仕事中に眠って食事を与えられないこともあった（1106ないし1111, 1120, 1121の各1）。

宮浦坑でも、作業の際は日本人監督1, 2人が中国人労働者5人を連れて炭坑に入り、また、仕事上の間違いがあったときや作業が遅れているときなどには、監督が石炭の塊や棒などで中国人労働者を殴ることがあった（甲1112, 1124ないし1132の各1）。

b 田川鉱業所では、作業のための移動については、宿舎から坑内まで日本人が付き添い、作業を監視する日本人が、作業が遅れたり止まったりすると、手拳のほか、金槌や棒などで殴ったり、足で蹴ったりし、また、食事を半分に減らされるなどした（1113ないし

1115, 1133, 1144の各1)。

- c 山野鉱業所では、中国人労働者が空腹のため仕事中に動けなくなって日本人監督から殴られたことがあった(甲1116ないし1118の各1)。
- d 飯塚鉱業所では、仕事が遅くなったり、目を盗んで休憩したりすると、日本人監督がハンマーや棍棒、手拳で中国人労働者を殴ったり蹴ったりし、また、坑内作業をしないで、毎日、「この畜生め。殺してやる。」とつぶやいていた中国人労働者は、いつも監督から殴られ、宿舎の中庭に両手を縛られて宙づりにされた(甲1119, 1134, 1135, 1137, 1140の各1)。
- e 勝田鉱業所では、休息しているところを監督に見つかり、ベルトや手拳で殴られたり足蹴にされ、中国人の班長に殴られることもあった(1141, 1142, 1145の各1)。

上記のような暴行により、原告張■■■〔5〕、同李■■■〔24〕、同田■■■〔32〕はそれぞれ後遺症を負った。ことに李■■■はいじめられた仲間をかばおうと監督に言い返したところ、ナル木ですねを激しく叩かれ、骨折で2か月入院し、現在も歩行に杖が必要である。また、原告李■■■〔10〕は、落盤で歩けないほどの打撲傷を負ったが、治療を受けられず、2日休まされて軽作業に移された。

- (㊦) 落盤等で作業中にけがをした者も多く、原告李■■■〔12〕は膝に後遺症を負い、同楊■■■〔29〕は前歯を3本折り、同李■■■〔38〕は前歯を2本折り、同司■■■〔41〕は腰に陳旧性骨裂の後遺症を負い、同李■■■〔44〕は指を骨折し今も曲げることができない。

ウ 賃金等

原告らのうち、終戦後、何らかの金品の支給を受けた者はいるが、就労中に、被告会社らから、賃金や手当の支給を受けた者はいない(原告

ら陳述録取書)。

エ 原告唐 [39] 及び同時 [45] は、勝田坑において、事業所到着後 7 日目に逃亡したことから、身柄拘束後取調べを受け、殴られ、蹴られるなどして十数日間勾留された。

その後、勝田鉱業所に戻され、所内の檻に半月ほど留置され、地崎組北海道第一華人収容所（旧伊屯武華事業所、不良華人収容所）に送られた。

同収容所は極寒の地であったが、麻袋のような厚さの衣服しかなく、軍事訓練や木の伐採をさせられた。軍事訓練では動作を間違えると棍棒で殴り倒された。木の伐採にはノルマがあり、達成できないときは食事を減らされた。

(3) 稼働の停止

ア 田川鉱業所は、昭和 20 年（1945 年）8 月 24 日、関係官庁から中国人労働者の稼働停止の指示を受け、直ちに原告らの就労を停止した（甲 6 の 1）。

イ 山野鉱業所は、同月 22 日、関係官庁から同様の指示を受けたが、その前である同月 20 日、自発的に中国人労働者の稼働を停止させていた。

ウ 飯塚鉱業所は同月 15 日（甲 7。ただし、約 1 週間は自発的に農耕作業に従事したとされている。）、勝田鉱業所は同月 23 日、いずれも自発的に中国人労働者の稼働を停止させた。

エ 三池鉱業所の稼働停止日は証拠上明らかでないが、他の鉱業所と同様、8 月中には、稼働停止したものと推認される。

オ 北海道第一華人収容所は同月 15 日、作業を停止し、同月 27 日、被収容者を地崎組平岸事業所に転出させた。

6 企業に対する国家補償（甲 1-704, 756, 757, 778 ないし 781 頁等）

中国人労働者を受け入れた事業場は、就労の成果が上がらなかった、戦後

仕事を中止して帰国するまでの間の中国人労働者に対する休業補償に多額の費用を要した，戦後中国人労働者による紛争事件が相次ぎ，施設その他に損害が生じたなどとして，国に対して国家補償を要求し，国もその要望を一部受け入れて，次のとおりの金員を支払った。

(被告三井)

- ① 田川鋳業所 97万6631円
- ② 三池鋳業所 360万8619円
- ③ 山野鋳業所 66万1362円

その余の事業所との合計額774万5206円の補償を受けた結果，被告三井の中国人労働者移入に関する損失純額は，1322万2046円に減少した。

(被告三菱)

- ① 飯塚鋳業所 17万0257円
- ② 勝田鋳業所 5万9451円

その余の事業所との合計額286万9060円の補償を受けた結果，被告三菱の中国人労働者移入に関する損失純額はなく，むしろ96万5095円の利益を得た。

第4 前提となる基本的事実(2) (戦時下の経済法制と労働法制)

上記第3，1認定の事実並びに甲3，17，18，41，47，48，68の2，82ないし84，175及び弁論の全趣旨によれば，以下の各事実が認められる。

1 国家総動員法

(1) 昭和13年(1938年)5月5日，被告国は，国家総動員法を施行し，次のとおり定めて，国防目標達成のために国の全力を発揮し得るよう，人的，物的資源を統制，運用することとした(甲82)。

ア 「政府は(中略)国家総動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り

帝国臣民を徴用して総動員業務に従事せしむること」ができる（4条）。

イ 「政府は（中略）国家総動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り従業者の使用，雇入若は解雇，就職，従業若は退職又は賃金，給料其の他の従業条件」について必要な命令をすることができる（6条。ただし，昭和16年法律第19号による改正後のもの）。

ウ 「政府は（中略）国家総動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り総動員業務たる事業に属する工場，事業場，船舶その他の施設（中略）の全部又は一部を管理，使用又は収用すること」ができる（13条1項）。

(2) なお，石炭は総動員物資であり（2条7号），その生産は総動員業務とされ（3条1号），被告会社らの採炭業務は同法の適用を受けた。

2 国民徴用令

昭和14年（1939年）7月15日，政府は，国家総動員法4条に基づき，国民徴用令を施行し，以後，毎年，労務動員計画又は国民動員計画を作成して労働力不足に対処することとした。

3 重要産業団体令

政府は，昭和16年（1941年）9月1日，重要産業団体令を施行し，鉄鋼，石炭，鋳山等の重要9業種について，実質上のカルテルとして12の統制会を昭和17年（1942年）1月までに設立し，同年5月には更に6業種について9の統制会を設立し，それぞれ当該産業部門の企業を強制加入させた。石炭部門については，昭和16年（1941年）10月に石炭統制会を設立し，以後各企業への目標生産量の割当て，資材，労働力の配分や価格，利潤の決定を同統制会を通じて一元的に行った（甲17，47，48，175）。

4 工場事業場管理令，重要事業場労務管理令

(1) 工場事業場管理令（甲177）

政府は，総動員業務たる事業に属する工場，事業場等（以下「工場事業

場」という。)を主務大臣により国家管理することを目的として、昭和13年5月3日、次のとおりの工場事業場管理令を公布し、同月5日から施行した。

ア 主務大臣はその管理に係る工場事業場における総動員物資の生産等に関し、当該工場事業場の業務に付き事業主を指揮監督する(6条)。

イ 主務大臣はその管理に係る工場事業場に付き監理官を置き当該工場事業場の業務の監督に従事させる(7条)。

(2) 重要事業場労務管理令(甲83)

昭和17年(1942年)2月25日、政府は、国家総動員法6条に基づき、重要事業場(総動員物資の生産若しくは修理又は国家総動員上必要な運輸に関する業務を営む工場、鉱山その他の場所であって、厚生大臣の指定するものをいう。重要事業場労務管理令2条)における労務管理の指導、監督のため、次の内容を含む重要事業場労務管理令を定めた。

ア 事業主は命令の定めるところにより、従業員規則、賃金規則、給料規則及び昇給内規を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない、厚生大臣は必要があると認めるときにはその変更を命じることができる(4条、10条)。

イ 厚生大臣は、必要があると認めるときは、事業主又は従業員に対し、従業員時間の延長、休暇の制限、従業員の従事すべき業務等、従業員の使用若しくは従業員に関する事項、また、従業員の賃金、実物給与等に関し、必要な命令をすることができる(8条、13条)。

ウ さらに、同大臣は、重要事業場につき、従業員の労務管理に関する事項に関し、事業主及び従業員の監督指導をさせるため、労務監理官を置き(20条)、また、国家総動員法31条の規定に基づき、重要事業場の労務管理の状況に関し事業主より報告を徴し又は当該官吏をして重要事業場に臨検し帳簿書類を検査させることができる(21条)。

エ 本件各鉱業所は、いずれも厚生大臣により、重要事業場に指定された。

5 軍需会社法（甲 8 4，乙口 4）

(1) 昭和 1 7 年（1 9 4 2 年）1 2 月 1 7 日，被告国は，軍需会社法を施行し，次のとおり定めて，経済の軍需化を一層進めるとともに，軍需会社に対する国の支配を強めた（甲 5 5）。

ア 「軍需事業に従事する者は国家総動員法により徴用せられたるものとみなす」（6 条 1 項）。

イ 軍需会社は命令の定めるところにより生産責任者を選任しなければならず，生産責任者は事業場における業務に関し生産担当者を任命することができ，生産担当者は政府に対して，生産責任者の指示に従い，担当業務遂行の責任を負う（4 条 1 項，5 条 1，2 項）。

ウ 政府は，軍需会社に対し，期限，規格，数量等を指定し軍需物資の生産，加工又は修理を命ずることができる（8 条）ほか，勅令の定めるところにより，勤労管理等に関し，また，定款の変更や事業の譲渡その他の処分に関し，必要なる命令を発することができ，これらの命令違反には刑事罰が科せられる（1 0 条，1 2 条，2 3 条）。

エ 「軍需会社の業務執行，株主総会（中略）其の他軍需会社の運営に関しては（中略）勅令をもって別段の定を為すこと」ができる（1 4 条）。

オ また，政府は，軍需会社に対し，監督上必要なる命令を発し又は処分をすること，その業務及び財産の状況に関し報告を徴し又は当該官吏をして帳簿書類，設備その他の物件を検査させることができ，軍需会社の取締役若しくは監査役を解任し又は業務を執行する社員の業務執行権を喪失させることができるとされた（1 6 条，1 8 条，1 9 条）。

(2) 昭和 1 9 年（1 9 4 4 年）4 月 2 7 日，被告会社らは，いずれも軍需会社に指定され，同法の適用を受けた（甲 1 7 6，乙口 6）。

(3) 軍需会社の重要工場事業場には，軍需監理官が配置され，生産遂行の状

況を常時考査し、生産推進上必要なあらゆる援助、指導、監督を行うものとされていた（甲 5 5 -14 頁）。

6 労働者保護法制

(1) 労務者募集規則（昭和 1 5 年厚生省令第 5 0 号）（甲 6 5）

昭和 1 5 年（1 9 4 0 年）1 1 月 1 5 日に制定された労務者募集規則は、違反者に刑罰を科すこととして、2 3 条で次の行為を禁止していた。

ア 事実を隠蔽し、誇大虚偽の言辞を弄し、その他不正の手段を用いること（2 号）

イ 応募を強要すること（4 号）

ウ 応募者の外出、通信若しくは面接を妨げ、その他応募者の自由を拘束したり、過酷な取扱いをすること（1 2 号）

エ 応募者の所在を隠蔽したり、偽ったりすること（1 3 号）

(2) 強制労働禁止条約（甲 6 8 の 2）

ア 被告国は、ILO が昭和 5 年（1 9 3 0 年）6 月 1 0 日に採択した「強制労働に関する条約」（第 2 9 号）を、同年 1 1 月 2 1 日、ILO に批准登録した。同条約は、同年 1 2 月 6 日公布され、同条約 2 8 条により批准登録から 1 2 か月後の昭和 8 年（1 9 3 3 年）1 1 月 2 1 日発効した。

イ 同条約は、2 条 1 項において、強制労働を「或者が処罰の脅威の下に強要せられ且右の者が自ら任意に申出でたるに非ざる一切の労務を謂ふ」と定義し、1 条 1 項において、「本条約を批准する国際労働機関の各締盟国に能ふ限り最短き期間内に一切の形式に於ける強制労働の使用を廃止することを約す」と規定するとともに、2 5 条において、「強制労働の不法なる強要は刑事犯罪として処罰せらるべく又法令に依り科せらるる刑罰が真に適当にして且厳格に実施せらるることを確保することは本条約を批准する締盟国の義務たるべし」と定めている。

第5 前提となる基本的事実(3) (終戦後の中国人労働者の送還の経緯と実態)

1 昭和17年閣議決定等で掲げられた送還に関する方策

- (1) 2年の契約期間が満了した時は、事業場が旅費、実費を負担して、移入労働者を集結地まで送還する。
- (2) 同一人を継続使用する場合は、2年経過後の適当な時期に本人の希望により一時帰国を認める。
- (3) 疾病その他の理由により就労を継続できない者については、中途でも帰国させる(以上、甲1-147, 231, 259頁)。

2 中国人労働者の送還の実際－全体の状況－

(1) 終戦前の送還

本格移入は昭和19年(1944年)から開始されたため、終戦前においては、1年の契約期間で試験移入されて期間が満了した者が一部あったにすぎなかった。

終戦前に期間満了により送還した集団は5件合計1001人とどまり、健康上の理由等で就労不能となった者を送還したのも173人とどまった(甲1-235, 236頁)。

(2) 終戦後の送還

ア 日本政府は、ポツダム宣言受諾後の昭和20年(1945年)8月17日、内務省主管防諜委員会幹事会を開き、中国人労働者全員を帰国させることを基本方針とし、被告会社らを含む事業主が中国人労働者に対して差し当たり採るべき措置について、次のとおり申し合わせた(甲1-393, 394頁)。

(ア) 作業続行を中止し、現在地において保護収容する。

(イ) 中国人労働者に対して、契約による賃金、衣食を給し、可及的に処遇改善を図る。

(ウ) 中国人労働者に対する危害、暴行を厳に戒め、傷病者の看護に意を

用いる。

(エ) 犯罪容疑をもって留置取調中の者は釈放する。

(オ) 食糧も、米、油、肉を特別配給する。

イ 戦後における送還

(ア) 被告国は、同年9月2日調印した降伏文書により、連合国俘虜及び被抑留者を直ちに解放し、その保護、手当、給養及び指示された場所への即時輸送措置をとることを、連合国から命じられた(甲57)。

(イ) 中国人労働者は、同年10月ころから、新潟、博多、室蘭、長崎等の港を出発地として、日本船により1万0924人が、その後、米軍の上陸用舟艇(LST)により1万9686人が同年12月7日までに集団で中国に送還された。

また、昭和21年(1946年)1月末までに、127人が個別に送還された(以上、甲1-235, 236頁)。

(3) 残留者

昭和21年(1946年)2月末時点でなお日本に残留している中国人労働者は188人であった。うち100人は入院やその付添い、刑務所在監及び希望残留であったが、88人は終戦後に逃亡した者等であって、その所在が不明であった(甲1-238頁)。

(4) 賃金等について

ア 華人労働者帰国取扱要領

日本国政府は、終戦後間もなく、「華人労働者帰国取扱要領」(甲1-369頁以下)を策定し、帰国する中国人労働者の労働条件に関する各事業場の義務等について、次のとおり定めた。

(ア) 契約期間と休業手当

a 昭和20年(1945年)8月15日現在の雇用主は労働者が帰国するまで雇用契約を継続し、この間の給与は従前どおり支給する。

- b 就労しない場合の休業手当は、同日前3か月間の平均月収に相当する額の6割以上（その日額が3円に達しないときは3円）とする。この休業手当については国家補償の方途を講じることもある。

(イ) 賃金等に関する雇用主の義務

- a 帰国に際して、雇用主は契約上の義務を完全に履行し、保管中の貯金の返還その他の清算を完結する。
- b 雇用主は、契約上の義務を履行するほか、手当、賞与など可及的に優遇の方途を講じる。
- c 給与の支給に当たっては、可及的に現物によるよう努める。
- d 上記各事項の実施については、外務省、内務省、厚生省、運輸省、華北勞工協会などが必要に応じて監査を行なう。

(ウ) 持参金に関する措置

- a 帰国に際し持参金は換金を行う。
- b 貨幣換算率は、北支では5.1倍、中支では7.1倍とし、上陸地において指定銀行で両替をすることができる。

イ 華人労働者送金要綱

日本政府は、さらに、具体的な持参金の送金要領につき、次のとおり「華人労働者送金要綱」（甲1-373頁以下）を策定した。

- (ア) 中国人労働者の持帰金は、雇用主が一括して所属統制会あてに送金する。
- (イ) 統制会は、送金を受けた金額を正金銀行で連銀券建送金為替に組み、為替受取人を北京日本大使館あてとし、その為替を中国人労働者が帰国する船に同行する監督者に持参させる。
- (ウ) 雇用主に自己の持帰金を預けた個々の中国人労働者は、下船後正金銀行天津支店に行き、雇用主より受取った預金預証を提出し、邦貨の5.1倍に該当する額面の連銀券を受け取ることができる。

ウ 持参金処理方針の変更

しかし、「華人労働者送金要綱」は、昭和20年（1945年）10月20日、連合国軍最高司令部の指示により、次のとおり変更された（甲1-377頁）。

- (ア) 中国人労働者の持帰金は、一人当たり1000円を限度とする。
- (イ) 現地通貨との換算率は、連銀券は日本円と等価とし、儲備券は日本円18円に対し100円とする。
- (ウ) 1000円の限度額を超える金額については、日本政府が責任をもって保管に当たることとし、出港地の海運局がその任に当たる。
- (エ) 中国人労働者には、1000円を超過する金額について、各人あてに保管証を交付する。

エ 結局、多数の中国人労働者は、持帰金の現金を受け取ることができなかったが、その事情ないし理由は、本件全証拠によっても不明である。

3 原告らの送還の経緯

証拠（甲5ないし8の1，132及び原告ら陳述録取書）によれば、原告らが次のとおり中国に送還されたことが認められる。

- (1) 李[13]，趙[14]，範[15]，李[33]及び李[44]は、昭和20年（1945年）11月22日、各事業場を出発し、同月24日、日本船栄豊丸で日本を出国した。
- (2) 高[16]，崔[17]，杜[18]，崔[19]，銭[34]，閻[35]，閻[36]，聶[37]及び牟[40]は、同月6日、各事業場を出発し、同月7日、日本船江ノ島丸で日本を出国した。
- (3) 楊[1]，劉[2]，王[3]，孟[4]，張[5]，姚[6]，朱[7]，張[8]，田[9]，李[10]，何[11]，李[12]，凡[20]，袁[21]，劉[22]

〔22〕, 程〔23〕, 李〔24〕, 夏〔25〕, 楊〔26〕, 黄〔27〕, 蕭〔28〕, 楊〔29〕, 謝〔30〕, 鄭〔31〕, 田〔32〕及び王〔43〕は, 同月22日, 各事業場を出発し, 同月24日, アメリカ合衆国のLSTで日本を出国した。

(4) 李〔38〕, 唐〔39〕, 司〔41〕及び戚〔42〕は, 同月24日, 事業場を出発し, 同月27日, 日本船明優丸で日本を出国した。

(5) 時〔45〕は, 地崎組北海道第一華人収容所から, 同年8月27日, 一旦地崎組平岸に移され, 同年中に帰国した。

第6 前提となる基本的事実(4) (終戦後の資料廃棄, 外務省報告書等の作成と公表等)

1 終戦直後の資料廃棄 (甲152)

(1) 昭和20年8月14日にポツダム宣言の受諾が決定されると, 政府は閣議で機密文書の焼却を決定し, 各省庁はこれに従って公文書を焼却した。上記の焼却命令は, 戦争裁判に備えて口頭でなされた。

内務省は選別することなくすべての書類を焼却し, 外務省は, これに先立つ同月7日から, 極秘記録の非常焼却を開始し, 焼却の優先順位は, 中国関係, ソ連関係, 枢軸国関係であった。

(2) 強制連行, 強制労働に関する資料も上記の公文書の焼却によって消失してしまったと考えられる。

2 外務省報告書等の作成と公表

証拠 (甲1, 2の1・2, 11, 12の2, 87ないし108) によれば, 以下の各事実が認められる。

(1) 外務省管理局は, 中国の調査団が来日するとの情報を得て, 日本政府の対応の内部資料とするため, 中国人労働者が移入されるに至った経緯とその実情及び各事業場で実際に受けた処遇等について中国人労働者を就業さ

せた135の事業所から事業場報告書を提出させ、調査員らによる現地調査報告の結果をまとめた現地調査報告書及び日本政府の関係資料を踏まえ、昭和21年(1946年)夏ころまでに、外務省報告書として取りまとめた。

- (2) 外務省報告書は30部作成され、極秘扱いとされていたが、その後、外務省は、これを英訳してGHQに報告した後、戦犯追及に備える必要性がなくなったと判断し、その基礎資料を含め焼却した。
- (3) 外務省報告書の作成に携わった調査員の幾人かが、外務省報告書及び事業場報告書を密かに持ち出して保管していたが、そのうちの1部は、昭和25年(1950年)ころ、東京華僑総会に保管を委託された。

東京華僑総会は、その後、上記両報告書を公表することによって、これらの持出しや保管に関わった者の責任追及や日中間に新たな紛争が生じることを危惧し、公表を控えてきた。

- (4) 国会等において、戦時中の中国人労働者の移入問題につき、中国人労働者の意思に基づかずに行われた強制連行・強制労働ではないか等の追求がなされたが、被告国は、平成5年(1993年)5月までは一貫して、中国人労働者らの就労は自由な意思による雇用契約に基づくものであった旨の答弁を繰り返してきた。
- (5) その後、外務省報告書等が東京華僑総会に保管されていることがNHK記者に明らかとなり、同月17日、スクープ報道され、同年8月14日、外務省報告書の存在及びその内容について詳細な報道が行われた。
- (6) そこで、外務省は、平成6年(1994年)6月22日、国会において外務省報告書の存在を公式に認め、中国人労働者の日本への移入が半強制的であったと評価する答弁を行った。そして、外務省報告書のコピーを外務省外交資料館において保管し、国民の閲覧に供することとした。

3 遺骨送還問題

- (1) 上記認定のとおり、日本に移入された中国人労働者3万8935人のうち5999人が事業場において死亡したが、その一部の遺骨は送還されておらず、昭和24年（1949年）ころから、東京華僑総会等が、主として花岡事件の犠牲者の遺骨を送還するよう日本政府に要求するなどしてきた。
- (2) そして、昭和28年（1953年）2月、日本赤十字社を含む15団体によって結成された「中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会」がその運動を進める中で、中国人労働者は食事その他の処遇や労働の内容等で残虐な扱いを受けたとして問題にした（甲129の6の1、129の8）。
- (3) 日本政府も一定程度この問題に取り組むこととなり、赤十字船により一定数の遺骨が中華人民共和国に送還された。

4 劉連仁事件とその後の日本政府の対応

- (1) 日本に移入されて明治鉱業株式会社昭和坑で働き、終戦直前に脱出して、戦争が終結したことも知らず山中で逃亡生活を続けていた中国人の劉連仁が、昭和33年（1958年）2月9日、北海道の山中で発見された（甲129の29）。
- (2) 劉連仁からの強制労働を理由とする補償要求に対し、被告国は、契約に基づいて働いていたものであるとしてこれを拒否したが、この問題をきっかけに、日本政府も、中国人労働者移入の問題を「調査する所存である」と答弁するようになった（甲99、100、102）。
- (3) 同年（1958年）3月12日、中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会その他の4団体が、政府に対し、外務省報告書が存在するはずであるなどとして、これに基づく正確な殉難者の名簿の提示を要望した（甲129の31）。
- (4) 同年6月ころ、日本政府は、これに対応して、以後、厚生省が遺骨の調査・発掘業務を、外務省が慰霊・送還業務を行うことを決定し、厚生省は、各都道府県に指示して実態調査等を行い、同年から翌年にかけて遺骨の名

簿等を作成した（甲129の59，129の60）。

- (5) 内閣，厚生省及び外務省の関係者による打合せ会における議論を踏まえ，外務事務官（アジア局長）伊関祐二郎は，昭和35年（1960年）5月3日，衆議院日米安全保障条約等特別委員会において，外務省には現在外務省報告書は1部も残っていないと答弁した（甲101）。

また，内閣総理大臣岸信介は，同月6日付けで，衆議院議長にあてて，「戦時中我が国に渡来した中国人労務者が，国際法上捕虜に該当する者であったか否かについては，当時の詳細な事情が必ずしも判明していないので，いずれとも断定し得ない」との答弁書を提出した（甲102）。

5 帰国後の中国における原告らの状況

- (1) 原告らが帰国したころ，中国では国共合作が崩れ，国民党と共産党の内戦が始まっていた（公知の事実）。
- (2) 原告らの家族は，働き手である原告らを奪われたこともあり，戦乱期において，窮乏生活を送っていた（原告ら陳述録取書）。
- (3) 昭和25年（1950年）ころ内戦が終わり，共産党政権が中国本土を掌握したが，その後も党内部の主導権争いを反映して，三反五反運動や文化大革命等の政治運動が展開され，原告らの多くは，戦時中敵国日本で働いたという理由で，その経緯を問うことなく人民裁判等において，弾圧の対象とされた（公知の事実及び原告ら陳述録取書）。

第7 前提となる基本的事実(5)（戦後における日本と中華人民共和国及び中華民国との外交関係）

1 中華人民共和国の建国と中華民国との関係

- (1) 日本がポツダム宣言を受諾し，中国大陸及び台湾島等から兵力を撤退した後，中国国内では，蒋介石率いる国民党と毛沢東率いる共産党とが覇権を争い，昭和24年（1949年）10月1日には毛沢東らによって中華人民共和国の建国が宣言されて以後，両政権がそれぞれ正統性を主張し合

う状態が続いた。

- (2) 同年12月、蒋介石は台湾に逃れたため、中華民国が実効的に支配をしているのは台湾と澎湖列島だけとなり、大陸については、中華人民共和国が支配することとなった。

2 サンフランシスコ平和条約（昭和27年4月28日号外条約第5号）の締結

- (1) 第二次世界大戦後の冷戦状態の下で、日本国内では、平和条約をどの国との間で締結するかを巡って、いわゆる単独講和か全面講和かが問題となった（公知の事実）。
- (2) 日本政府は、最終的に単独講和を選択し、昭和26年（1951年）9月8日、第二次世界大戦における連合国（以下「連合国」という。）中の45か国との間で、戦争状態を終了させ、日本の主権を完全に回復するとともに、領域、政治、経済並びに請求権及び財産などの問題を最終的に解決するため、サンフランシスコ平和条約を締結した（公知の事実）。
- (3) しかし、同条約には、世界の有力国であるソ連は参加しなかったし、中国についても、中華民国と中華人民共和国のいずれが正統性を有する国家か、諸国の間で意見が分かれたので、そのいずれも同条約の締約国とはならなかった。
- (4) 同条約は昭和27年（1952年）4月28日公布され、即日発効した（甲4）。

3 サンフランシスコ平和条約の主な内容

同条約中、本件と関係する重要な部分の内容は次のとおりであった。

(1) 賠償

ア 日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことを承認する。同時に、日本には、すべての損害及び苦痛に対して完全な賠償を行いかつ同時に他の債務を履行するためには、

その資源が充分でないことも併せて承認する（14条（a）柱書）。

イ 日本国は、その領域が日本軍隊によって占領され、かつ、日本国によって損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国に供すること（いわゆる役務賠償）によって、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始する（14条（a）1）。

ウ 各連合国は、外交及び領事財産等、一定の例外を除き、各連合国がこの条約の最初の効力発生の時にその管轄下に有する日本国及び日本国民等の財産、権利及び利益等を差し押さえ、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する（14条（a）2）。

エ 日本国は、日本国の捕虜であった間に不当な苦難を被った連合国軍隊の構成員に対する償いをする願望の表現として、戦争中中立であった国又は連合国と戦争状態にあった国にある日本国及びその国民の資産又は、日本国が選択するときはこれと等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、同委員会は、これを清算した結果生じた資金を捕虜であった者及びその家族のために、適当な国内機関に対して分配する（16条）。

(2) 連合国及び日本が行った請求権放棄

14条（b）は、「この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する」と規定している。

また、19条（a）は、「日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する」と規定している。

(3) 中国との関係

中国（中華人民共和国を指すのか，中華民国を指すのかについては解釈に疑義がある。）は，サンフランシスコ平和条約の当事国とならなかったが，同条約14条（a）2の利益を受ける権利を有することとされた（21条）。

4 中国における日本人財産の没収及び日本の中間賠償（乙イ38，48）

中国は，サンフランシスコ平和条約21条に基づき，昭和20年10月「日僑財産処理弁法」を公布し，その領域内の日本人財産（終戦当時の規模は合計2812億2900万円であった）を没収した。

また，日本は，中間賠償として，昭和25年5月までに，評価額合計約1億6500万円の工業施設を撤去し，その54.1パーセントを中国に対して引き渡した。

これらは，いずれも日本国が，日本国民の私有財産等を，中国に対し引き渡したものである。

5 日華平和条約

(1) 日本と中華民国は，サンフランシスコ平和条約の発効日である昭和27年（1952年）4月28日，両国間の戦争状態を終了させるため，日華平和条約を締結し，同条約が同年8月5日公布され，即日発効した。

(2) 同条約11条は，「この条約及びこれを補足する文書に別段の定がある場合を除く外，日本国と中華民国との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は，サンフランシスコ平和条約の相当規定に従って解決するものとする」と規定している。

(3) 同条約の附属交換公文には，「この条約の条項が，中華民国に関しては，中華民国政府の支配下に現にあり，又は今後入るすべての領域に適用がある」との記載がある。

6 日中共同声明

(1) その後も，中国においては，中華民国と中華人民共和国が台湾等を含め

た全土について主権を有する正統な国家であると主張しあい、世界においても、一部の国は中華民国を正統な国家と認めて同国と国交を結び、また一部の国は、中華人民共和国を正統な国家と認めて同国と国交を結ぶという対立状態が続いた。

- (2) 日本国政府は、その後、中華人民共和国政府を中国を代表する唯一の合法政府であると承認し、昭和47年（1972年）9月29日、中華人民共和国政府とともに、日中共同声明に署名した（公知の事実及び甲121）。
- (3) 同声明5項では、「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」とされている（甲121）。

7 日中平和友好条約

- (1) 日本と中華人民共和国は、昭和53年（1978年）8月12日、北京で、日中平和友好条約に署名し、同条約は、同年10月23日公布され、同日発効した。
- (2) 同条約前文では、日中共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認するとされている。

8 中華人民共和国国民の海外渡航の可否及び中国における対日賠償請求等

- (1) 中華人民共和国には、従前、日本における出入国管理法に相当する法律がなく、同国民は私事を理由とする出国ができなかった。
- (2) 昭和60年（1985年）11月22日、中華人民共和国においても、次の内容を含む公民出国入国管理法（甲144の1）が制定され、翌昭和61年（1986年）2月1日から施行された。

中国公民の私事による出国は（中略）、第8条に規定する状況に該当する場合を除き、すべて許可を取得することができる（5条1項）。

国务院の関係主管機関が、出国後、国家の安全に危害をもたらし、又

は国家の利益に重大な損失をもたらすおそれがあると認定した者に対しては出国を許可しない（8条5号）。

さらに、同法実施細則は、出国の際の手續を定め、出国事由の証明として、親族又は友人の訪問の場合は、その親族又は友人の招聘証明の提出などを要求している。なお、訴訟提起目的に出国の場合について、直接の手續規定はない。

- (3) 中国の法律、経済学者である童増は、平成3年（1991年）3月には全国人民代表会議に、日本に対する各個人の賠償請求を実施すべき旨を建議する意見書を提出した。その後、国民の間で、次第に賠償請求の動きが強まっていった（甲150, 157の2）。
- (4) 銭其琛外交部長（日本の外務大臣に相当する。）は、平成7年（1995年）3月7日、全国人民代表会議において、日中共同声明が放棄した賠償請求権に、個人の賠償は含まれないと述べたと報道された（以下、この発言を「銭発言」という。）。もともと、同発言は、中華人民共和国の台湾代表（中華民国の代表ではない。）との討議の席上述べられた旨を同代表が明らかにしたものであり、銭外交部長自ら又は外交部が公式に表明したものではない（甲158の1・2）。
- (5) 他方で、銭外交部長は、同月12日、記者会見において、「戦争賠償の問題については、中国政府は、1972年の『日中共同声明』の中で明確に表明を行っており、かかる立場に変化はない。」と述べた（乙イ54）。
- (6) 中国外交部は、同年5月4日、村山総理大臣の訪中の際、記者団の質問に答えて、「賠償問題は既に解決している。この問題におけるわれわれの立場に変化はない。」と述べている（乙イ53）。
- (7) また、平成10年の江沢民国家主席の訪日に際しては、日本に対して謝罪を求めることは意識されていたものの、中国外交部の見解は、賠償請求については国民のものも含めて解決済みであるというものであった（乙イ

55)。

第8 争点及び当事者の主張

1 責任原因

(1) 強制連行・強制労働の不法行為

別紙3「強制連行・強制労働の不法行為責任」記載のとおり

(2) 強制労働における安全配慮義務違反

別紙4「強制労働における安全配慮義務違反」記載のとおり

(3) 戦後の原状回復義務違反の不法行為又は保護義務の債務不履行

別紙5「戦後の原状回復義務違反の不法行為又は保護義務の債務不履行」
記載のとおり

(4) 戦後今日まで犯罪行為を隠滅し、提訴を妨害してきた不法行為

別紙6「戦後今日まで犯罪行為を隠滅し、提訴を妨害してきた不法行為」
記載のとおり

2 請求権の放棄（被告ら）

別紙7「請求権の放棄」記載のとおり

3 国家無答責の法理（被告国）

別紙8「国家無答責の法理」記載のとおり

4 統治行為（被告三菱）

別紙9「統治行為」記載のとおり

5 戦前の不法行為（1(1)）についての民法724条前段の適用（被告会社ら）

別紙10「戦前の不法行為についての民法724条前段の適用」記載のとおり

6 戦前の不法行為（1(1)）についての民法724条後段の適用（被告ら）

別紙11「戦前の不法行為についての民法724条後段の適用」記載のとおり

7 戦前の安全配慮義務違反（1(2)）に対する時効援用（被告会社ら）

別紙 12「戦前の安全配慮義務違反に対する時効援用」記載のとおり

8 損害額及び謝罪広告の要否

第9 当裁判所の判断

1 強制連行・強制労働の不法行為

(1) 原告らの来日が強制連行によるものか

上記第3で認定した事実によれば、以下の各事実が認められる。

ア 原告らのうち、原告楊[1]、同劉[2]、同王[3]、同孟[4]、同張[5]、同姚[6]、同[7]、同張[8]、同田[9]、同李[10]、同李[12]、同李[13]、同趙[14]、同範[15]、同高[16]、同崔[17]、同杜[18]、同崔[19]、同凡[20]、同劉[22]、同薰[28]、同謝[30]、同田[32]、同李[33]、同錢[34]、同閻[35]、同閻[36]、同王[43]、同李[44]は、いずれも日本軍に、同袁[21]は日本の憲兵隊に、同程[23]、同李[24]、同黄[27]、同鄭[31]はいずれも日本の意を体したかいらい軍にそれぞれ拘束され、また、同何[11]、同夏[25]、同楊[26]、同楊[29]、同聶[37]、同牟[40]はいずれも被告国の意を体したと考えられる中国人に捕らえられた。

イ 上記原告らは、いずれも、日本に向かう船に乗るまでに、日本に赴くことと被告会社らの本件各鉱業所で働くことを承諾していない。

ウ 同原告らは、日本に向かう船に乗船させられるまでの間、中国人の警察官や日本兵に周りを監視され、塘沽では、電流を通した鉄条網で周囲を囲まれた区画内で、逃亡しようとする者は殴られたり、銃で撃たれたりして拘束されていた。

そして、多くの原告らは、輸送船内においても日本兵の監視を受けた

ため、日本に連れて行かれる可能性が高いことが判明しても、脱出することはできなかった。

エ 他方、原告李■■■■〔38〕、同唐■■■■〔39〕、同司■■■■〔41〕、同戚■■■■〔42〕、同時■■■■〔45〕ら自由募集に応じた者（以下「自由募集原告ら」という。）は、台湾や中国本土での仕事があるとの募集広告を見て応募したところ、日本で働くことを聞かされないまま日華労務協会の職員である日本人及び中国人が監視する倉庫に入れられ、そのまま拘束されて、上海港の船内で東邦炭鉱に身柄を引き渡され、日本に連れて来られた。

以上によれば、原告らは、暴力や脅迫又は欺罔によって、いずれもその意思に反し、拘束された状態で日本に強制的に連行された（以下、これを「本件強制連行」という。なお、甲179（日本建設工業統制組合の華鮮労務対策委員会から平林弁護士に宛てた「華人労務者移入事情と雇傭関係の顛末」と題する書面）によっても、「行政供出は全く働き得ざる者か条件を全く悉知せずに強制的に連行せられたる者多く」とされている。）ものであって、原告らに対する不法行為である。

(2) 本件各鉱業所における原告らの労働は強制労働か

上記(1)認定の事実並びに原告ら陳述録取書及び弁論の全趣旨によれば、原告らはいずれも日本に強制連行された者である上、以下の各事実を認めることができる。

ア 承諾の有無

原告らは、上記のとおり、いずれも日本に向かう船に乗るまでに、日本に赴き、本件各鉱業所で働くことを承諾していない。

イ 宿舍等における拘束

宿舍には、防諜及び逃亡防止のための見張り所が設けられ、自由な外出は認められなかった。また、現場への往復は、多くの場合、被告会社

らの担当者の監視のもとで行われた。そして、逃亡する者があると、武力で制圧され、厳しい処分を受けた。

ウ 食事

原告らは、第3の5(1)イのとおり、重筋労働に従事するに足る十分な量と質の食事を与えられていなかったところ、減食を制裁として課されて労働に従事させられた。

エ 暴言と暴行

(ア) 原告らは、いずれも日本語を解さず、被告会社らの現場監督との間との意思疎通は極めて困難であった。

(イ) 被告会社らの現場監督は、第3の5(1)エ(オ)、(2)イ(エ)のとおり、目標が達成できなかつたり、指示どおりに作業が行われなかつたりすると、原告らに対し、「チャンコロ」、「バカヤロウ」等と暴言を浴びせ、殴つたり蹴つたりする暴行を加えた。

オ 以上によれば、原告らは、本件各鉱業所において、日常生活のすべてを監視の下に置かれた上で、暴力等による制裁を用いて、その意思に反して労働に従事させられたものであり、強制労働（以下「本件強制労働」という。）として原告らに対する不法行為となる。

(3) 本件強制連行・強制労働は被告らの不法行為によるものか

本件強制連行は、内地における労働力不足を補うことを目的とした、昭和17年閣議決定及び昭和19年次官会議決定等による中国人労働者の国内移入政策としての行政供出、訓練生供出及び自由募集等の一環として行われたものと認められ、本件強制労働は、その内地移入手続に従って供出割当てを受け、上記のとおり強制連行された原告ら中国人労働者を労働に従事させたものである。したがって、上記の強制連行と強制労働はいわば手段と目的という密接に関連した関係にあり、それぞれが別個の不法行為ではなく、本件強制連行・強制労働として1個の不法行為とみるのが相当

である。

ア 本件強制連行・強制労働は被告国の不法行為か

(ア) 昭和17年閣議決定及び昭和19年次官会議決定等により、被告国が中国人労働者の国内移入政策を採っており、移入すべき中国人労働者の供出方法として、行政供出、訓練生供出及び自由募集等があったことは、上記第3, 1で認定したとおりである。

そして、上記認定のとおり、供出原告らはいずれも華北勞工協会によって上記の行政供出又は訓練生供出として供出された者であり、自由募集原告らは日華勞務協会の募集広告に応じたものであって、戦後、本件各鉱業所が移入政策により移入された中国人に関して外務省に提出した事業場報告書（甲5ないし7, 8の1, 132）にも原告らが記載されていることが認められる。

上記の各事実によれば、原告らは被告国の当時の移入政策に基づくものとして日本に移入された中国人労働者であると認められる。

(イ) また、上記(1)アのとおり、供出原告らは、日本軍、日本の憲兵隊又はかいらい軍などの日本の意を体した中国人によって拘束され、日本兵が、原告らの塘沽への輸送及び塘沽での監視に携わり、天津港での乗船後も多くの原告らの身柄拘束に関与した。

他方、自由募集の原告らは、上記(1)エのとおり経緯によって強制連行されたものであるが、日本兵に銃を突きつけられて連行されたり、銃を持った日本兵に監視されるなどして輸送船に乗せられて（甲1141, 1145の各1）、日本へ連行された。

(ウ) そして、被告国は、原告らを直接使用したものではないが、上記で認定した移入政策の経緯や原告らが従事した本件各鉱業所における労働に照らすと、原告らは、戦争を遂行するに当たって、軍需産業の重筋労働部門の労働力不足を補うため、国策として労働に従事させられ

たものということができる。

また、本件各鉱業所においては、原告らは、被告会社らの指揮・監督の下に労働に従事し、その具体的な処遇についても被告会社らがこれに当たっていたものではあるが、被告国は、国家総動員法、重要事業場労務管理令、軍需会社法その他によって、軍需会社に指定した被告会社らの経営、人事を支配し、労務管理権を有しており、試験移入期には、重要事業場労務管理令によって重要事業場に置かれた労務監理官によって、従業者の使用、従業、賃金、給料等の労務管理に関する事項に関し、事業主及び従業者の監督指導をしていたものである（同令20条）し、本格移入期には、軍需会社法等により、重要工場事業場に軍需監理官を置き、生産推進上必要な援助、指導、監督を行うこととされていたことから、本件各鉱業所についても、こうした監督、指導等が行われていたものと推認される。

また、内務省は、「移入華人労務者取締要領」等に基づき、警察官を派遣し、事業場関係者と定例的に会議を開きながら、本件各鉱業所において、実際にも原告らの日常警備と取締りに当たった（甲1）。

(エ) 上記(ア)ないし(ウ)の事実によれば、被告国の公務員は、被告国が行った中国人労働者の移入政策の実施に当たり、原告らを日本へ強制連行した一連の過程において、同原告らに対して直接の暴力を加えたり、武器を所持して監視するなどした上、原告らが強制労働に従事した各事業場を経営する被告会社らの経営等を支配し、原告らの監視にも当たって、本件強制労働についても加担したものである。したがって、被告国の公務員は、本件強制連行・強制労働の不法行為を行ったものと認められるが、被告国がこれによる損害賠償責任を負うか否かについては、国家無答責法理の適用の有無の問題があり、後記2において判断する。

イ 本件強制連行・強制労働は被告会社らの不法行為か

(ア) 華北勞工協会又は日華労務協会との契約書（甲5ないし8の1）によれば、被告会社らは、石門、塘沽、上海港において中国人労働者の引渡しを受け、その後は、日本への輸送に責任者として関わっていることが認められ、また、上記アのとおり、輸送船への乗船まで日本兵や中国人警察官が監視するなどしたり、航海中に逃亡者が続出したことから、輸送に当たっていた被告会社らの責任者は、そうした状況等から、原告らが自らの意思に基づいて来日するのでないことを知っていたか又はこれを知り得る状況にあった。

(イ) また、上記のとおり、被告会社らは、少なくとも本格移入に際しては、華人労務者内地移入手続に従い、華人労務者移入雇用願を厚生省に提出し、中国人労働者の供出割当てを受けた。

そして、被告会社らは、その供出割当てを受けた原告らを、その承諾なく、上記のような処遇の下に直接支配して、労働に従事させた。

(ウ) したがって、被告会社らは、原告らが拘束されることや募集広告による欺罔に直接関与していないとしても、本件強制連行・強制労働を被告国と共同して実行したものと認められ（民法719条1項）、被告国との共同不法行為となる。

(エ) ところで、被告会社らは、軍需会社法その他の戦時経済法制により、当時、被告会社らは軍需会社に指定され、労働条件は被告国の指示に従わざるを得ず、被告会社らには裁量の余地はなかったから、本件強制労働について責任がないと主張する。しかし、上記(1)アないしエで認定した事実によれば、原告らの労働が強制によるものであると認められるのであって、本件各鉱業所における労働条件の内容自体が直接、原告らの強制労働を推認させるものではない。したがって、労働条件について被告会社らに裁量の余地がなかったことは、原告らの労働が

強制によるものであることを認めるについて妨げとなるものではないから、被告会社らの上記主張は理由がない。

また、被告会社らは、当時は日本人も食糧事情が悪かったことや当時の中国の事情と比較すると、原告らの待遇は決して劣悪なものではなかったとも主張するが、原告らの処遇条件の内容いかんが強制労働であるか否かの判断に影響を及ぼすものでないことも上記と同様である。

被告会社らは、暴力は一部の日本人管理者等が個人として行ったにすぎず、組織的な暴力ではない旨主張する。しかし、上記認定の事実及び証拠（甲1，原告ら陳述録取書）によれば、本件各鉱業所で一定期間労働に従事した原告らの相当数が日常的に暴行を受けており、原告らの多くが他の中国人労働者が暴行を受けたのを見ていること、そうした中には、暴行によって負傷し、医師の診察を受けたほどの者もあり、後遺症が残った者や死亡した者もいることが認められる。そして、そうした状況からすると、被告会社らにおいて上記のような暴行を認識していなかったとは到底考えられず、少なくとも、原告ら中国人労働者の管理上、かかる暴行を黙認していたものと認められるのであって、被告会社らの上記主張は採用できない。

2 国家無答責の法理について

- (1) 被告国の本件加害行為は、後記(7)のとおり、公権力の行使に係るものであるところ、これらの行為がいずれも国賠法の施行日（昭和22年10月27日）よりも前に行われたことは明らかである。そして、同法附則6項は、「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」と規定しており、「従前の例による」とは、同法施行前の法令を含めた法制度をそのままの状態で適用することを意味する。したがって、同法施行前において、公権力の行使について、被告国が損害賠償債務を負うと

する実体法規範があつたと解されるか否かについて判断する。

- (2) 旧憲法は、「行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス」(61条)として、行政裁判を司法裁判から分離し、行政裁判法が行政裁判所の設置及び構成について定めていたところ、同法16条は、「行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理セス」と規定していた。他方、司法裁判所の構成は、法律をもって定められることとされ(旧憲法57条2項)、明治23年に制定された裁判所構成法により、司法裁判所は、特に法律で特別裁判所の裁判権に属するとされたものを除き、「民事刑事ヲ裁判スルモノトス」(2条1項)とされていた。

行政裁判法の制定に当たり、行政裁判所を設置するに当たっては、「要償ノ訴ハ一般ニ民事裁判ニ譲ルベキカ、又ハ或ル部分ニ限り行政裁判ニ於テ処分スベキヤ。」という問題についても決定することを要するとされていた(乙イ8-367頁)。そして、この問題については、「君主ハ不善ヲ爲スコト能ハズ。故ニ政府ノ主權ニ依レル處置ハ要償ノ責ニ任ゼントハ一般ニ憲法學ノ是認スル所ナレバ、人民ハ一個人トシテ官吏ノ故造處置ヲ訴ヘ、民事裁判所ニ要償スルヲ除ク外、行政廳ヲ相手取り要償ノ訴ヲ爲スノ權アルコトナシ。但シ法律ニ依リテ政府ハ賠償ノ責ニ任ズベキコトヲ明言シタル條件(徵發令ノ如シ)ニ於テハ、行政裁判所ハ要償ノ訴ヲ受理スルコトヲ得ベシ。」とされていた(乙イ8-370頁)。また、裁判所構成法の制定過程においては、国家責任に関する訴訟を受理する旨の法案に対して井上毅が「裁判所構成法案意見」を提出して、「政府ニ對スル訴訟ハ獨逸ニ於テ國權ト區別シタル財産上ノ訴ヲ許シタルノミニシテ單純ニ國ニ對スル訴訟トシテ之レヲ許シタル「ノ」國アルコトナシ今本案ニ國ニ對スル訴訟ヲ以テ裁判所ノ權内ニ販シタルハ其ノ當ヲ得ザルノミナラズ專ラ居留外國人ノ日本政府に對スル訴訟ノ爲ニ地ヲ爲ス者ナリ」、

償スルコトヲ得ス何トナレハ其ノ公務ハ國權ノ一部ニシテ國權ハ民法上ノ責任ナキ者ナレハナリ官吏ニ對スルノ」要償ハ其ノ官吏ノ私事トシテ訴フル者ニ限ルヘシ」との意見を示し（乙10及び弁論の全趣旨）、結局、国家責任に関する訴訟を受理する旨の規定が削除された。

こうした制定過程にかんがみれば、行政裁判法及び裁判所構成法は、いずれも国家無答責の法理に従って、国に対する損害賠償訴訟を受理しないものとされたものである。

(3) さらに、旧民法の草案であったボアソナード草案においては、「主人及び棟梁、工業及び運送ノ起作人又ハ其他ノ者、公ケ及ヒ私ノ管理所ハ彼レ等ノ僕婢、職工、傭員又ハ使用人ニ因リ引起サレタル損害ノ責ニ任スヘクアル、彼レ等ニ委託セラレテアル所ノ職務ノ執行ニ於テ又ハ其效果ニ於テ」とされ、国も私人と同様に民法に基づき使用者責任を負うとされていた。ところが、井上毅は、今村和郎や山田顕義司法大臣に対して書簡を送り、国家の賠償責任を認めることに反対の意向を表明し（乙イ11ないし14）、上記のボアソナード草案に基づく旧民法草案373条から、国家責任に関する文言が削除されて旧民法が成立した。

(4) 以上によれば、行政裁判法、裁判所構成法及び旧民法が公布された明治23年の時点において、公権力行使について国家が責任を負わないとする法政策が確立されたものと認められる。

そして、現行民法草案審議の際の起草委員らの草案723条（現行民法715条）に関する発言を見ると、官吏の私法上の行為を除く職務執行による国の賠償責任については特別法で規定を設けることが適当である旨の意見を述べており、また、特別法が制定されない場合には同条の適用を押し通すとの考えはないとも述べており（乙イ15）、現行民法においても、上記のような法政策が引き継がれたものと認められる。なお、現行民法草案の起草者である穂積陳重は、上記の発言の際、もし特別法がなかったら

ば、これが当たるだろうという考えは3人とも持っているとも発言している（同）が、同じく民法草案の起草者であった富井政章及び梅謙次郎は、いずれも国の公務員の不法行為について、民法715条は適用されないとの見解を示している（乙イ16, 17）ことに照らし、上記発言内容はたやすく信用することができない。

- (5) そして、判例においても、国の非権力的作用に伴う不法行為については民法の不法行為に関する規定が適用されるとされていた（大審院大正5年6月1日判決・民録22輯1088頁参照）が、公権力の行使について民法上の責任は生じないとしてきた。

そのことは、昭和25年判決が、「公権力の行使に関しては当然には民法の適用のないこと原判決の説明するとおりであって、旧憲法下においては、一般的に国の賠償責任を認めた法律もなかった」とし、「大審院も公務員の違法な公権力の行使に関して、常に国に賠償責任のないことを判示して来たのである。」と判示しているところであるし、最高裁昭和44年6月24日第三小法廷判決（裁判集民事95号637頁）も「国家賠償法附則6項に則り、日本国憲法施行前における国の公務員の違法な公権力の行使による不法行為については国家賠償法の適用がなく、国がその損害につき損害賠償責任を負うべきものではないと解すべき」と判示しているところである。

- (6) なお、原告らは、行政裁判法16条は、国に対する損害賠償訴訟を行政裁判所の管轄としない旨を規定したにすぎず、その結果、旧憲法61条により司法裁判所において受理することになるのであるし、むしろ、同条は、実体法上は、国に対する損害賠償請求権が発生することを前提とした規定である旨主張する。

しかし、行政裁判法のほか、裁判所構成法や旧民法の制定過程にも照らすと、行政裁判法16条は、国家無答責の法理を採用する政策が確立され

たことを表すものであることは上記認定のとおりであり、上記主張は理由がない。

また、原告らは、昭和10年代には、権力的作用と非権力的作用とを区別することなく、民法による損害賠償責任を認めるべきとするのが通説になりつつあったと主張するが、これを認めるに足りる証拠はないし、昭和25年判決も、従前といえども公務員の不法行為に対し、国が賠償責任を負うべきものであって、新憲法はこれを法文化したに過ぎないとの上告論旨について、「(当時仮りに論旨のような学説があったとしても、現実にはそのような学説は行われなかったのである。)」と判示しているところである。

(7) 原告らの主張する国家無答責の法理の適用要件について

ア 第1要件

国家無答責の法理は、公権力の行使について適用される法理であるところ、公権力の行使とは、国家権力に基づく優越的な意思の発動であって、国家が個人に対して命令し服従を強制する作用をいう。

上記1(1)で認定したとおり、被告国の公務員が行い又は関与した本件強制連行・強制労働は、昭和17年閣議決定において、中国人労働者を日本国内に移入して重筋労働部門における労働力不足を補う移入政策を採用するとともに、中国人労働者を国民動員計画中に組み込むこととし、こうした政策の一環として実行されたものである。したがって、本件強制連行・強制労働が、公権力の行使として行われたものであることは明らかであって、国家無答責の法理の適用の対象となる。

イ 第2要件

原告らの主張するところは、結局、当該行為について実定法上の根拠法規を要することに帰すると解されるところ、これを欠くにもかかわらず実力を行使したのであれば、公権力の行使ということはできないので

あり、当該行為を行った公務員の私的行為というほかないから、これによる損害について被告国が賠償責任を負うことはないこととなる。したがって、原告らの上記主張は、その請求を理由づける意味をなさないものであり、失当である。

ウ 第3要件

上記のとおり、国家無答責の法理は、国の権力作用による損害賠償責任について民法の適用がなく、特別法も制定されなかったという実体法上の理由によるものであり、外国人や国外で行われた行為に対して上記法理が適用されないとする実体法上の根拠はない。したがって、権力作用の被害者が日本人であるか外国人であるか、その行為が行われたのが国内であるか国外であるかによって適用を異にするものではない。

(8) 憲法17条は、その施行前の公務員の行為についてまで当然に損害賠償責任があることを規定したのではなく、これを認めるか否かを立法の裁量に委ねたものと解される。したがって、国賠法がその附則6項において「従前の例による」と規定したことによって、上記(1)のとおり、同法施行前の法令を含めた法制度をそのままの状態で適用することとしたのであるから、同法施行前の公務員の行為による損害については、これを適用して判断すべきであって、原告らの主張するように、日本国憲法の価値原理に従って過去の法令を解釈適用すべきではない。

(9) 原告らは、ILO29号条約を批准したことによって、これと矛盾する国家無答責の法理は効力を失った旨主張する。

しかし、ILO29号条約が強制労働を禁止していることは、本件強制連行・強制労働が違法であることを基礎付けるものではあっても、その違法行為により被告国が損害賠償責任を負うか否かという国家無答責の法理に影響を及ぼすものでないことは明らかであり、上記主張は失当である。

(10) 原告らは、現在の裁判所は日本国憲法の価値原理に則って法令の解釈適

用をすべきであり、本件において国家無答責の法理を適用することは正義・公平の原則に反する旨主張する。

しかし、本件強制連行・強制労働について被告国の損害賠償責任の有無を判断するについては、国家賠償法附則6項により、従前の法制度をそのままの状態に適用すべきことはこれまで判示してきたとおりであり、日本国憲法施行前の事実について、これが適用されない同憲法の趣旨に則って法令を解釈適用すべきものではないから、上記主張も到底採用することができない。

したがって、国家賠償法附則6項により、被告国の本件加害行為について、民法上の不法行為責任の規定を適用することはできず、同被告は損害賠償債務を負わないというべきである。

3 戦前の不法行為についての民法724条後段の適用（被告会社ら）

(1) 民法724条後段の法意

同条後段の規定は、一定の時の経過によって法律関係を確定させるという利益を重視し、不法行為によって発生した損害賠償請求権の存続期間を画一的に取り扱う除斥期間を定めたものと解するのが相当である（平成10年判決参照）。

(2) 民法724条後段の期間の起算点

ア 同条後段所定の除斥期間は、「不法行為ノ時ヨリ二十年」とされており、「不法行為」の文言は加害行為を意味するのが通例であることからすると、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為にあっては、損害発生の原因となる加害行為の時を起算点とすべきであり（最高裁平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁）、本件強制連行・強制労働という不法行為による損害は、これが行われた時に発生するものであるから、その一連の加害行為が終了した時がその起算点となるというべきである。したがって、本件においては、本件各

鉱業所が中国人労働者の稼働を停止させた昭和20年（1945年）8月15日ないし同月末日がその起算点となる。

イ 原告らは、被害者の権利行使可能性を考慮して、同条後段の期間の起算点を判断すべきである旨主張する。

しかし、同条後段の除斥期間は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定という法的安定性の見地から、一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解すべきであるし、同条前段が「損害及ヒ加害者ヲ知りタル時」と規定していることと比較しても、同条後段の起算点の確定に当たっては、被害者側の認識のいかんや権利行使の可能性を問わないというべきであり、原告らの主張は採用することができない。

(3) 民法724条後段の効果の制限の可否

ア 平成10年判決は、集団予防接種により、高度の精神障害等により心神喪失の常況に陥った被害者が、訴訟提起後（被害者は22歳であったが、父母が親権者と称して訴訟委任した。）であり、かつ、上記接種後約32年経過して、禁治産宣告を受けて父親が後見人に就職し、同後見人が改めて訴訟委任して訴訟追行したという事案について、「民法724条後段の規定の趣旨は、前記のとおりであるから、右規定を字義どおりに解すれば、不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月において心神喪失の常況にあるのに後見人を有しない場合には、右20年を経過する前に右不法行為による損害賠償請求権を行使することができないまま、右請求権が消滅することとなる。しかし、これによれば、その心神喪失の常況が当該不法行為に起因する場合であっても、被害者は、およそ権利行使が不可能であるのに、単に20年を経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、心神喪失の原因を与えた加害者は、20年の経過によって損害賠償義務

を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反するものといわざるを得ない。そうすると、少なくとも右のような場合にあつては、当該被害者を保護する必要があることは、前記時効の場合と同様であり、その限度で民法724条後段の効果を制限することは道理にもかなうというべきである。」とした上で、「不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しない場合において、禁治産宣告により就職した後見人が6箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である。」と判示した。

イ 民法158条は、時効の期間満了前6か月内に未成年者等が法定代理人を有しないときは、その者が能力者となり又は法定代理人が就職した時から6か月内は時効が完成しない旨規定している。そして、その趣旨は、無能力者が法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないから、そのような場合に時効の完成を認めることは無能力者に酷であるとして、これを保護するところにあると解される。

上記(1)で判示したとおり、民法724条後段所定の期間を除斥期間と解するときは、損害賠償請求権の消滅を被害者側の事情にかからしめることなく、客観的・画一的な要件によって法律関係を確定させて法的安定性を確保することを重視するものである。また、除斥期間については、時効の停止のような権利の消滅の障害事由が定められておらず、また、その適用については、裁判所は、当事者の主張がなくとも、その期間の経過により請求権が消滅したものと判断すべきものであるから、信義則や権利の濫用の法理の適用がないものと解される（平成元年判決参照）。したがって、そうした除斥期間の趣旨に照らせば、同法724条後段の効果が制限される場合があるとしても、それは、平成10年判決におけ

る事案のように、時効の停止等実定法の規定から権利消滅の効果を否定することが想定される状況において、除斥期間の経過により権利を消滅させることが上記規定の趣旨に反する結果となる場合であって、かつ、そのような状況になったことが加害者に起因するために加害者の法的地位の安定をその限度で考慮しなくとも除斥期間の趣旨に反しないというような特段の事情がある場合に限られると解するのが相当であり、一般的に、正義・公平の観点から、被害者及び加害者の諸事情を考慮して同条後段の効果を制限すべきか否かを判断すべきものではないというべきである。

そこで、本件について、上記の特段の事情が認められるか否かについて判断する。原告らの帰国後、昭和47年9月29日の日中共同声明によって日本と中華人民共和国との国交が回復されるまでの間、両国の国交は途絶し、また、昭和61年2月1日に公民出国入国管理法が施行されるまでは、中華人民共和国においては、私事による出国は認められなかったことから、こうした事情が原告らの損害賠償請求権の行使を極めて困難にしてきたことは十分にうかがわれるところである。しかし、これらの事情は、時効の停止等実定法が権利の消滅を否定することを想定している場合に当たらないし、被告らの行為によって生じた状況であるということもできない。したがって、上記のような事情は、上記の特段の事情に当たるといえることができない。

ウ 上記(2)アのとおり、原告らの強制労働は、昭和20年8月15日ないし同月末日までに本件各鉱業所の稼働が停止されたことによって終了したことが認められ、この間に被告会社らの加害行為は終了したといえることができるから、遅くとも昭和40年8月末日の経過により、民法724条後段の20年の除斥期間が経過し、原告らの被告会社らに対する不法行為による損害賠償請求権は消滅したものである。

4 本件強制労働についての被告らの安全配慮義務違反の成否

(1) 総論

安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務をいう（昭和50年判決参照）。

そして、使用者と労務者との間に直接の契約関係が存在しない場合において、かかる特別な社会的接触の関係が認められるには、労務の提供を受ける使用者と労務を提供する労務者との間に事実上の使用関係、支配従属関係、指揮監督関係が成立しており、労務の提供に当たって、使用者の設置ないし提供する場所、施設、設備、器具等が用いられていることが必要である（平成2年判決、平成3年判決参照）。

(2) 安全配慮義務の遡及適用について

上記(1)で判示したとおり、安全配慮義務は信義則に根拠を求められるべきものであり、その実定法上の根拠となる民法1条、415条が本件においても適用されることは明らかであるから、本件において安全配慮義務違反の有無を判断するに当たって、遡及適用の可否が問題となる余地はない。被告国が主張するような、日本国憲法施行の前後における社会の観念の変化等は、具体的な安全配慮義務違反の有無の判断に当たって、当時の社会通念ないし具体的状況の一つの要素として考慮されるべきものである。

(3) 被告らと原告らとの関係及び被告国の安全配慮義務の成否

ア 上記1(2)で認定した事実及び原告ら陳述録取書によれば、被告会社らは、原告らを直接支配・管理し、自らの提供する道具等を使用させながら、これを指揮・監督して各事業場において労働させていたことが認められる。

イ 他方、上記第4、4(2)のとおり、厚生大臣は、事業主又は従業者に対し、労働条件等について、必要な命令をすることができ、また、労務監

理官を置いて、従業者の労務管理に関する事項に関し、事業主及び従業者の監督指導を行うことができたものであるが、本件各鉱業所について、原告らの労働条件や労務管理に関し、厚生大臣が具体的に命令をしたり、労務監理官が具体的な監督指導を行ったことを認めるに足りる証拠はない。したがって、原告らと被告国との間には上記アのような事情を認めることができず、上記のような特別な接触の関係を認めることができないから、同被告は原告らに対する安全配慮義務を負うものではない。

(4) 被告会社らの安全配慮義務の成否

ところで、原告らは、被告会社らの本件各鉱業所において働くことを承諾していたものではなく、被告らによる本件強制連行という不法行為によって本件各鉱業所に連れて来られた上、各鉱業所において本件強制労働に従事させられていたものである。したがって、原告らと被告会社らとの関係は、被告らの原告らに対する不法行為によって形成されたものである。

使用者が労務者に対して信義則上の安全配慮義務を負うのは、使用者が労務者から労務の提供を受ける立場にあり、両者の間に事実上の使用関係、支配従属関係、指揮監督関係が成立しており、労務の提供に当たって、使用者の設置ないし提供する場所、施設、設備、器具等が用いられている以上、労務者が労務を遂行するに当たって被用者の生命・身体等に生じる危険から保護すべきであるとの理由によるものと考えられる。したがって、安全配慮義務が成立するには、上記のような関係が、少なくとも当該使用者と労務者との間においては是認されていることを要するというべきである。ところが、上記のとおり、本件における使用者である被告会社らと原告らとの関係は不法行為に起因する違法な状態に基づくものであって、本来、原告らは即時に解放されなければならない状態であったものである。そのような状態にある両者の関係においては、労務を提供するに当たって使用者である被告会社らが労務者である原告らに対してその生命・身体の

安全に配慮すべき安全配慮義務の成立を認めることはできない。なぜなら、この義務を認めて被告会社らにその履行を求めることは、原告らが上記のような状況において労務を提供することを前提とするのであるから（そうでなければ、その安全配慮義務の履行ができない。）、結局、上記のような違法状態の継続を認めることとなって、到底容認されるべきものではないからである。また、安全配慮義務の法的根拠が信義則に求められることは上記(1)のとおりであるところ、一般に、信義とは相互の信頼を保つことを意味するが、不法行為者に対してこれを要求することは背理というべきである。

これらのことを考えると、安全配慮義務が成立し得る使用者と労務者の関係は、当事者においてその関係を是認していない違法状態であってはならないというべきであって、安全配慮義務が、当事者間の特別な社会的接触の関係が「ある法律関係に基づ」くものとされているのもそうした意味で理解されるべきものである。このように解することは、被告会社らにおいて、原告らが安全配慮義務違反と主張する事実を行わなかったことが何ら違法でないことを意味するものではなく、それらの事実は、本件強制連行・強制労働という一連の不法行為として、その違法性の程度、内容及び損害を判断するに当たって考慮されるべきである。なお、原告らの主張は、上記のような違法状態であっても、その状態を前提として事実上形成されている関係がある場合に、その違法であることをひとまず措いて、これを基に形成されている事実上の使用関係、支配従属関係、指揮監督関係、及び、労務の提供に当たって、使用者の設置ないし提供する場所、施設、設備、器具等が用いられているといった事実状態のみを基礎として安全配慮義務が発生するとの趣旨であるとも理解されないではない。しかし、安全配慮義務の成立及び内容は、両当事者が置かれている具体的な状況を総合して判断されるべきものであるから、上記のような違法状態であることを

捨象した，いわば観念的な関係を基に安全配慮義務の成否を検討することは相当でない。

- (5) 以上によれば，被告らは，原告らに対し，安全配慮義務を負うものではないから，その余の点について判断するまでもなく，戦前の安全配慮義務の不履行を理由とする原告らの請求は理由がない。

5 戦後の原状回復義務違反の不法行為又は保護義務の債務不履行

- (1) 原告らは，戦後における原状回復義務又は保護義務として，原告らの肉体的・精神的被害及び財産的損害に対する原状回復措置を執るべきである旨主張し，被告らに対して損害賠償を請求する。

しかし，上記各義務は，いずれも被告らによる本件強制連行・強制労働による戦前の不法行為によってもたらされた原告らの状況を前提として，これを原状に回復すべく，損害賠償を求めるものであるところ，原告らが賠償を求める損害は，本件強制連行・強制労働によってもたらされたものというべきであり，上記各義務の不履行によって新たに生じたものということができないことは明らかである。したがって，上記各請求はいずれも理由がない。

- (2) また，原告らは，被告らが戦後一貫して強制連行の事実を否定した結果，戦時下の敵国に労務を提供したとの非難を受け，かかる原告らに対する名誉回復措置として，被告らが強制連行・強制労働の真実を明らかにし，対外的に公表すべき義務があると主張する。

しかし，原告らが，上記のような非難を受けたのは中国国内における誤解によるものであるというべきであって，被告らの行為との相当因果関係を認めることはできない。

- (3) よって，原状回復義務違反の不法行為又は保護義務の債務不履行による原告らの請求はいずれも理由がない。

6 戦後今日まで犯罪行為を隠滅し，提訴を妨害してきた不法行為

(1) 原告らの主張する不法行為の内容は、要するに、被告国は、①強制連行・強制労働に関する書類を焼却したり、中国人の遺骨を隠匿するなどして証拠資料を隠匿し、②外務省報告書を隠匿したり、同報告書等を焼却し、③国会答弁等において、強制連行・強制労働の事実を否定し、④ILO29号条約25条に反して、強制労働を強要した被告会社らの刑事訴追と処罰を行わないというものである。

(2) しかし、上記(1)①ないし③の各事実は、いかなる法的義務に違反したもののか不明である上、いずれも原告ら各個人に対する不法行為となるものではない。

また、上記条約に基づく被告国の義務は、相手方である締約国に対する国際法上の義務であり、仮に刑事制裁措置を執らなかったとしても、原告らの権利ないし利益を害するものではないから、原告らに対する不法行為となるものではない。同条に違反することが国内法的に犯罪に該当するとしても、犯罪の捜査及び検察官の公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益目的で行われるものであって、犯罪被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではない（最高裁判所第三小法廷平成2年2月20日判決・裁判集民事159号161頁参照）から、犯罪捜査を行わないことは、特段の事情がない限り、犯罪被害者に対する不法行為となるものではなく、本件においてこの特段の事情を認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記(1)①ないし③の各行為は、いずれも原告ら各個人に対する不法行為となるものではないから、原告らの不法行為による損害賠償請求は理由がない。

7 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法

61条を適用して、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 須 田 啓 之

裁判官 秋 信 治 也

裁判官 光 本 洋

中華人民共和国河北省	[REDACTED]		
原	告	楊	[1]
中華人民共和国河北省	[REDACTED]		
原	告	劉	[2]
中華人民共和国河北省	[REDACTED]		
原	告	王	[3]
中華人民共和国河北省	[REDACTED]		
原	告	孟	[4]
中華人民共和国河北省	[REDACTED]		
原	告	張	[5]
中華人民共和国甘肅省	[REDACTED]		
原	告	姚	[6]
中華人民共和国河北省	[REDACTED]		
原	告	朱	[7]
中華人民共和国河南省	[REDACTED]		
原	告	張	[8]
中華人民共和国河北省	[REDACTED]		
原	告	田	[9]
中華人民共和国河北省	[REDACTED]		
原	告	李	[1 0]
中華人民共和国河北省	[REDACTED]		
原	告	何	[1 1]
中華人民共和国河北省	[REDACTED]		
原	告	李	[1 2]

中華人民共和國北京市	[REDACTED]		
原	告	李	[REDACTED] [1 3]
中華人民共和國河北省	[REDACTED]		
原	告	趙	[REDACTED] [1 4]
中華人民共和國山西省	[REDACTED]		
原	告	範	[REDACTED] [1 5]
中華人民共和國河北省	[REDACTED]		
原	告	高	[REDACTED] [1 6]
中華人民共和國河北省	[REDACTED]		
原	告	崔	[REDACTED] [1 7]
中華人民共和國河北省	[REDACTED]		
原	告	杜	[REDACTED] [1 8]
中華人民共和國北京市	[REDACTED]		
原	告	崔	[REDACTED] [1 9]
中華人民共和國河北省	[REDACTED]		
原	告	凡	[REDACTED] [2 0]
中華人民共和國河北省	[REDACTED]		
原	告	袁	[REDACTED] [2 1]
中華人民共和國河北省	[REDACTED]		
原	告	劉	[REDACTED] [2 2]
中華人民共和國河南省	[REDACTED]		
原	告	程	[REDACTED] [2 3]
中華人民共和國河北省	[REDACTED]		
原	告	李	[REDACTED] [2 4]
中華人民共和國河北省	[REDACTED]		
原	告	夏	[REDACTED] [2 5]

中華人民共和國河北省	██████████			
原		告	楊	[2 6]
中華人民共和國河北省	██████████			
原		告	黃	[2 7]
中華人民共和國河北省	██████████			
原		告	薰	[2 8]
中華人民共和國河北省	██████████			
原		告	楊	[2 9]
中華人民共和國浙江省	████████████████████			
原		告	謝	[3 0]
中華人民共和國河北省	████████████████████			
原		告	鄭	[3 1]
中華人民共和國河北省	████████████████████			
原		告	田	[3 2]
中華人民共和國北京市	██			
原		告	李	[3 3]
中華人民共和國河北省	████████████████████			
原		告	錢	[3 4]
中華人民共和國河北省	████████████████████			
原		告	閻	[3 5]
中華人民共和國安徽省	██			
原		告	閻	[3 6]
中華人民共和國河北省	████████████████████			
原		告	聶	[3 7]
中華人民共和國江蘇省	██			
原		告	李	[3 8]

中華人民共和國上海市	[REDACTED]					
原	告	唐	[REDACTED]			[3 9]
中華人民共和國北京市	[REDACTED]					
原	告	牟	[REDACTED]			[4 0]
中華人民共和國上海市	[REDACTED]					
原	告	司	[REDACTED]			[4 1]
中華人民共和國上海市	[REDACTED]					
原	告	戚	[REDACTED]			[4 2]
中華人民共和國河北省	[REDACTED]					
原	告	王	[REDACTED]			[4 3]
中華人民共和國河北省	[REDACTED]					
原	告	李	[REDACTED]			[4 4]
中華人民共和國上海市	[REDACTED]					
原	告	時	[REDACTED]			[4 5]
上記45名訴訟代理人弁護士		小野山	裕治			
同		立木	豊地			
同		松岡	肇			
同		岩城	邦治			
同		池永	満			
同		村井	正昭			
同		稲村	晴夫			
同		山本	晴太			
同		井下	顕			
同		後藤	富和			
同		秋月	慎一			
同		甲能	新児			

同	西	村	尚	志
同	中	村	博	則
同	尾	山		宏
同	小	野 寺	利	孝
同	渡	辺	彰	悟
同	高	橋		融
同	森	田	太	三
上記45名訴訟復代理人弁護士	福	留	英	資
同	渡	辺	晶	子
同	中	村	洋	二 郎
上記45名補佐人	康			健
同	劉			湧

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告	国			
上記代表者法務大臣	杉	浦	正	健
上記指定代理人	川	原	幸	夫
同	島	津	道	秋
同	草	野	秀	樹
同	白	井	将	人

東京都江東区豊洲3丁目3番3号

被 告	三 井 鉦 山 株 式 会 社
上記代表者代表取締役	山 保 太 郎
上記訴訟代理人弁護士	児 玉 公 男
同	齋 藤 祐 一
同	岩 田 拓 朗
同	三 浦 繁 樹

上記訴訟復代理人弁護士	大	森	隆	一
東京都千代田区大手町1丁目5番1号				
被	三	菱	マ	テ
告	リ	ア	ル	株
上記代表者代表取締役	井	手	明	彦
上記訴訟代理人弁護士	和	智	公	一
同	畠	山	保	雄
同	石	橋		博
同	武	田		仁
同	中	野	明	安

(別紙2)

謝 罪 広 告

日本国は、貴殿を第二次大戦中、中国本土において身体を拘束し監禁したうえ、日本へ強制的に連行しました。そして、貴殿は弊社管理下の事業場に強制的に送り込まれ、同事業場で1945年8月15日まできわめて過酷な条件の下で強制労働をさせられました。しかも貴殿は弊社より賃金も受け取っておられません。

当時貴殿の祖国である中国と日本国は戦争状態にあり、貴殿が敵国である当国や弊社のために働くいかなる根拠もありませんでした。にもかかわらず、これを強制したことは貴殿の人格と中国人としての名誉を著しく蹂躪した全く不法なことであり、法律上も人道上も許されないことでした。

ここに日本国と弊社は、貴殿に対し深くお詫び申し上げるとともに、その名誉を回復するため本文書を公表致します。

(別紙 3) 強制連行・強制労働の不法行為責任

被告国及び被告会社らについて、原告らを日本に強制連行し、強制労働させた共同不法行為が成立するか

(原告らの主張)

ア 強制連行の事実と被告国及び被告会社らの関与

(ア) 被告国は、昭和19年次官会議決定において、大使館、現地軍、国民政府、華北政務委員会、華北勞工協会などによる軍民共同の「労働者強制供出体制」を採用しており、中国人労働者供出の実体は、中国人の拉致であった。

被告国は、日本国内において軍需産業に従事させる目的で、被告会社らとともに強制連行を共同して計画し、原告らを拘束して強制的に日本に連行した。

(イ) 被告会社らは、次のとおり、被告国とともに、強制連行を共同して計画し実行した。

a 被告会社らは、被告会社らにおける労働力不足を解消するため、中国人労働者を移入することを被告国に積極的に働きかけ、中国人労働者供出の政策形成に関与した。

b 被告会社らは、昭和17年閣議決定及び昭和19年次官会議決定に基づき、中国人労働者割当てを申請しその割当てを受けた。

c 被告会社らは、中国国内の塘沽等の出港地において、華北勞工協会の担当者から、原告らの引渡しを受けて、日本の各鉱業所まで輸送した。

イ 強制労働の事実と被告国及び被告会社らの関与

(ア) 被告会社らは、昭和17年閣議決定及び昭和19年次官会議決定に基づいて原告らの供出を受け、各鉱業所において、原告らをその意思に基づかず強制的に炭鉱労働に従事させた。

(イ) 被告国は、国家総動員法、重要事業場労務管理令、軍需会社法等によって軍需会社に指定された被告会社らの経営、人事を支配し、労働者に対する指揮・命令権を有していたところ、石炭統制会を通じて被告会社らに目標量の採炭を命じ、原告らを国家要員と位置付けて過酷な労働を強いた。

そして、内務省が派遣した官憲が、事業場関係者と定例的又は随時に連絡を取りながら、各鉱業所において、原告らの日常警備と取締りに当たった。

ウ まとめ

(ア) 強制連行について

被告会社らを含む産業界が中国人労働者の日本への移入を望み、これをも受けて決定された国策に基づいて、強制連行が行われた。

被告国が、欺罔、脅迫により身体を拘束し、輸送途上で多数の死者が出るほど悪い栄養状態や衛生状態の下で、原告らを日本に連行した行為は、犯罪に該当する違法なものである。

被告会社らは、集結地からは原告らの引渡を受けて、その引率・管理に関わった。

三菱勝田鉱業所は、被告国の命令により、東邦炭鉱から大谷鉱を引き継ぐ際に、原告らの強制連行の事実を承知しており、その地位を承継した。

したがって、被告国及び被告会社らは、いずれも、原告らを日本に強制的に連行したことについて責任がある。

(イ) 強制労働について

原告らの居住する宿舎は嚴重な監視の下に置かれ、十分な食事を与えない状態において、減食を制裁の手段として用いたり、暴力を行使して、原告らを炭鉱労働に従事させた行為は、強制労働禁止条約、ハ

一グ陸戦条約，極東裁判所軍事裁判所条例や戦前の労働法制にも違反し，違法である。

被告国は，軍需会社法等により，被告会社らに強い支配権を有しており，官憲を派遣して具体的な取締りにも当たっていた。

したがって，被告国及び被告会社らは，いずれも，原告らに強制労働させた責任がある。

(ウ) よって，被告国及び被告会社らは，民法709条，715条及び719条により，強制連行・強制労働により原告らが被った損害について，連帯して賠償する責任がある。

(被告三井の主張)

ア 強制連行について

(ア) 被告三井の関係者は，原告らを日本に連行するために用いられた欺罔，脅迫や日本への原告らの輸送に関与していない。

(イ) 当時，石炭の増産を求めていたのは被告国であり，中国人労働者の移入を求めたのも石炭鉱業会ではなく，被告国である。一民間企業にすぎない被告三井がそうした政策決定に関与することは不可能である。

イ 強制労働について

(ア) 戦時経済体制における被告三井の立場

国家総動員法により，石炭が総動員物資とされ，その生産は総動員業務とされた。

同法に基づき昭和17年(1942年)2月に定められた重要事業場労務管理令は，被告三井のすべての鉱業所を同令の重要事業場に指定し，同令によって工場就業時間制限令及び賃金統制令の適用が排除された上で，被告国は被告三井に従業規則等を作成させ，労務統制を行うとともに，厚生大臣の任命する労務監理官を配置し，事業主及び従業員の監督指導を直接行った。また，当時の法制下では，被告国の

指示に反すると刑事罰を科された。

そして、昭和18年(1943年)10月に制定された軍需会社法により、被告国が軍需会社に対する直接の生産等の命令権限を有し、軍需会社の労働者の労務監理を直接行うこととされたところ、被告三井は、軍需会社に指定された。

(イ) 中国人労働者を鉱山に配置することとされたのは昭和17年閣議決定及び昭和19年次官会議決定によるものであり、その細目である「華人労務者内地移入手続」によって、事業主が「華人労務者移入雇用願」を厚生省に提出し、厚生省が中国人労働者の割当てを決定することにより、中国人労働者の意思にかかわらず、事業主との間に労使関係が生じることを定めていたのであり、被告三井は、中国人労働者の受入手続を、被告国の指示に基づいて履践したにすぎない。

(ウ) 労働環境について

居住、食糧に関する事情は強制労働とは直接関係しない。

被告三井における原告らの労働条件等を決定していたのは被告国であるし、その居住、食糧事情等も、戦時下の日本や中国のそれと比べて、必ずしも劣悪かつ苛酷とはいえない。

暴力について、中国人労働者は国策として労働力を期待されて移入されたのであるから、労働意欲低下の原因となる暴力が組織的に行われたとは考え難く、仮に、一部で暴力があったとしても、それは強制労働とは別の当事者間の不法行為の問題である。

原告らの宿舎の周りを監視していたのは被告国の軍人や警察官であったし、仮に被告三井の従業員が原告らを監視していたとしても、それは被告国の指示に従ったものである。

ウ よって、被告三井には、強制連行・強制労働のいずれにも責任はない。

(被告三菱の主張)

ア 強制連行について

- (ア) 被告三菱は、原告らの供出について関与していない。
- (イ) 日本政府の移入政策による限り、中国人労働者の移入は、政府による統制と管理の下で、供出機関と雇用機関との契約に基づいて行われるものであり、中国人労働者に十分配慮し、親切丁寧に看病等をしており、移入途中に逃走や犯罪もなく、受入時にも、衣食等に十分配慮したという移入状況からすれば、原告らの移入が強制連行であったとはいえない。

(ウ) 戦時下の被告三菱の地位

戦時下では戦争遂行が至上目的であり、被告三菱を含む企業に自由な意思や行動はあり得ない。すなわち、昭和12年（1937年）7月、軍需工業動員法が発動され、その後国家総動員法も制定されるなどし、戦時産業統制が行われていた。そのような状況で、被告国が、不足する生産要員を中国から補給することとしたのであって、被告三菱自らの意思によって強制連行を行うことができるはずがないし、これに加担したこともない。

イ 強制労働について

外務省報告書によっても、すべて日本人、朝鮮人と同等の取扱いとするとの就労方針に基づき、原告ら中国人労働者に対して苛酷な労働を課することはなく、中国人労働者が特に劣悪な衣食住の下で労務を提供していたという事実はなかったし、以下のような各事業場における労働実態に照らしても被告三菱における強制労働はなかった。

- (ア) 飯塚炭坑における中国人労働者の受入時には2週間休養させ、勝田炭坑においても概ね円滑に受入が行われた。

飯塚炭坑における中国人労働者と日本人、朝鮮人労働者との間に差別的取扱はなかったし、勝田炭坑においては、食料について日本人、

朝鮮人よりも優遇した。

(イ) 飯塚炭坑における中国人労働者の労務内容は、採炭作業が多かったが、苛酷な取扱等はなく、勝田炭坑においても、坑内での就業労務は採炭、掘進であり、坑外では軽易な土木作業、炊事であった。

飯塚炭坑における労働時間は、日本人、朝鮮人労働者と同じく、坑口入坑から昇坑まで11時間であり、勝田炭坑における労働時間は、8時間を原則として、10時間位まで延長することがあった。

飯塚炭坑における稼働率は90パーセント、勝田炭坑におけるそれは68パーセントであった。

(ウ) 飯塚炭坑においては、毎月給与を清算して、積立金は帰還に際して各人に支給し、一人当たり1000円を超える額は九州海運局において保管し、勝田炭坑において、鉱山局が認可した賃金扶助規則に従って支払われた。

(被告国の主張)

後記のとおり、国賠法施行前には、権力作用たる行為について国家は責任を負わないという法理（いわゆる国家無答責の法理）があり、同法附則6項により、同法施行後も同法理を適用することとされているから、原告らの不法行為による損害賠償請求には法的根拠がない。

(別紙4) 強制労働における安全配慮義務違反

(原告らの主張)

ア 総論

(ア) 安全配慮義務は、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務」である（最高裁判所第三小法廷昭和50年2月25日判決・民集29巻2号143頁。以下「昭和50年判決」という。）。したがって、その成立要件は、「ある法律関係」の存在とそれに基づく「特別な社会的接触の関係」の存在である。

(イ) 人の社会生活関係のうち、法の規律・法的保障を受けるものを法律関係といい、契約や行政行為といった法律行為のみによって成立するわけではなく、生活関係や社会関係、経済関係という事実関係が法の立場から評価されて法律関係とされることもある。

最高裁判所第三小法廷平成2年11月8日判決・裁判集民事161号191頁（以下「平成2年判決」という。）及び同小法廷平成3年4月11日判決・裁判集民事162号295頁（以下「平成3年判決」という。）も、直接の契約関係にない当事者間であっても、経済的、社会的な事実関係の中に信義則の関係という法律関係の基礎を認めたものである。そして、上記各判決によれば、①労務を提供し、労務の提供を受ける関係が当事者間に存在し（労務の提供関係）、②労務を提供する者が労務の供給を受ける者の指揮・監督を受ける関係（支配従属関係）があれば、「特別な社会的接触の関係に入ったもの」として、安全配慮義務が発生する。

(ウ) したがって、労働を巡る法関係における安全配慮義務の発生根拠は、①使用者が被用者をして自己の指揮監督下に置いて、自己の提供する

施設・器具等を利用して労務を提供させ、また、被用者がそのような中で労務を提供せざるを得ない関係にあるという事実と、②そのような他人に対する労務の提供を使用者が自らの意思で要求しているという点に求められるべきである。

イ 被告らの安全配慮義務違反

(被告会社らについて)

ア) 原告らとの特別な社会的接触関係の存在

原告らは、被告会社らとの間には雇用契約はなかったものの、厚生省に対する被告会社らの「華人労務者割当」申請が契機となって本件各鉱業所に配置されることとなったものであり、被告会社らと華北勞工協会・日華労務協会との「勞工使用」についての契約締結によって、原告らは本件各鉱業所に連行され、配置された。また、坑内においては、基本的に被告会社らが原告らに対する直接の指揮命令に当たっている。さらに、被告会社らは、坑内労働後もその収容施設に原告らを留め置き、その自由を拘束し、原告らへの給食や衣料及び医療の給付を行っていた。

したがって、被告会社らは、原告らに対し、賃金を支払うことを条件に労務を提供するよう強制したものであり、被告会社らと原告らとは、雇用契約関係類似の法律関係に入っていたものである。

イ) 安全配慮義務の内容

- ① 原告らに対して、生命及び健康を維持するに足る十分な質・量の食事を給する義務
- ② 「華人労務者使用条件」及び華北勞工協会、日華労務協会との「勞工使用契約」を遵守し、原告らの生命・身体に支障をきたすような苛酷な労働を強制しない義務
- ③ 寮（収容施設）において、原告らが十分な休養を得られるように、

住環境や衣服その他の衛生状態の確保に努め、不法な暴行、陵虐行為によって原告らに労働を強制しない義務

(ウ) 安全配慮義務違反

- ① 徹底して粗悪な食べ物を餓死線上まで徹底して減らす給食を意図的、計画的に行い、労働を強制するため、そうした食事すら抜いたり、減らす制裁行為をした。
- ② 原告らに対して賃金を支払わなかったばかりか、炭坑労働に必要な給食や日常の生活物資、休憩、休日を与えず、暴力と制裁によって長時間の労働を強制し、原告らが労働や災害、暴力、虐待によって身体、健康に被害を被っても、これを放置して適切な医療を行わなかった。
- ③ 寮（収容施設）によって原告らの行動の自由を奪い、最低限度の衣食住を給付せず、寮を抜け出したり待遇改善を求める原告らに対しては、警察官とともに阻止して暴力による制裁を加えた。

(被告国について)

(ア) 原告らとの特別の社会的接触関係の存在

被告国は、大使館、日本軍及び国民政府、華北勞工協会、日華勞務協会の連携により、原告趙[14]及び同崔[17]を強制連行して国内に移入して、被告会社らの炭鉱に配置し、以後、商工大臣及び厚生大臣の命令と勞務監理官による現場での指揮、命令、監督の下に両原告に石炭生産に当たるよう強制した。

昭和19年4月27日、被告国は、被告会社らの炭鉱を軍需会社に指定し、軍需大臣の命令と軍需監理官による現場での指揮、命令、監督の下に石炭生産に当たるよう強制した。また、被告国は、原告らの収容施設に警察官を配置して、原告らの起居、行動を監視させ、日常生活に対する指揮、命令、監督を行い、石炭の生産労働を強制してい

くのに必要な食糧を確保し、給食を実施するため、農商省によって特別の配給措置を行っていくことと定めた。

上記のような行為は、被告国が原告らと特別の社会的接触に立った行為である。

(イ) 安全配慮義務の内容

被告国は、原告らに対し、次のとおりの安全配慮義務を負う。

- ① 原告らの生命・健康を維持するに足る十分な質・量の食糧を配給するように配慮し、また、そうした食事が原告らに給されることを監督する義務
- ② 坑内労働を命令・督励する軍需監理実施に当たって、原告らの生命・健康が損なわれることのないように生産目標数値について配慮し、被告会社らに対する労務監理を実施するに当たっては、被告国が定めた「華人労務者使用条件」や被告会社らと華北労工協会、日華労務協会との「労工使用契約」が遵守されるよう配慮するとともに、原告らが生命・健康を維持することのできないような苛酷な労働を強制されることのないように配慮する義務
- ③ 被告国が被告会社らに対する労務監理を実施するに当たって、寮（収容施設）において原告らが十分な休養を得られるよう、住環境や衣服その他の衛生状態の確保に配慮するとともに、寮（収容施設）に配置した警察官に指示し、被告会社らが原告らに対して不法な暴行、陵虐行為を行わないよう監視するよう配慮する義務

(ウ) 安全配慮義務違反

- ① 被告国は、十分かつ適切な配給措置を講じず、また、徹底して粗悪な食べ物を餓死線上まで徹底して減らす被告会社らの給食に対していかなる指導も行わないばかりか、労働を強制するためにそうした食事すら抜いたり、減らす被告会社らの制裁行為を放置した。

② 被告国は、被告会社らが、原告らに対して賃金を支払わないばかりか、炭鉱労働に必要な給食や日常の生活物資、更には休憩、休日も与えず、長時間の労働を強制するのを放置し、原告らが苛酷な労働や災害、暴力、虐待によって身体や健康に被害を受けるのを放置して、更に過重な石炭の生産を命令、督励し続けた。

③ 労務監理官や軍需監理官は、「華人労務者使用条件」や「勞工使用契約」の遵守や寮（収容施設）について監督、指導を行わず、被告国は警察官に、原告らが被告会社らに待遇改善を要求したり、寮を出て行くことのないよう監視させ、原告らの身体や行動の自由を侵害させ、強制労働を継続させた。

(エ) 安全配慮義務の遡及適用

原告らが主張する被告らの安全配慮義務は、被告会社らについて生命・健康保障義務であり、これが尽くされていない場合に被告国が被告会社らに対して必要な措置を命ずる、生命・健康保障推進義務である。そして、こうした生命・健康の保障という最低限度の保障を信義則上の安全配慮義務として保障するか否かについては、日本国憲法施行の前後で判断を異にする理由はない。したがって、安全配慮義務の法理が、当該事案に関連する制度や社会の観念が共通する限りの時期まで遡及するにすぎないとしても、日本国憲法施行前においても、個人の尊厳、人間的価値は、その基礎をなす自然法に照らして否定されるべきものではない。同憲法施行前の工場法や労働者災害責任保険法の労働者保護規定、及び恤救規則、救護法がその施行後の法に引き継がれているし、同憲法施行前に日本が批准した強制労働に関するILO 29号条約15条1項、17条が労働者の意思に基づく労働関係ではない「強制労働」の場合であっても、国を含めた使用者が労働者の生命、身体、健康に配慮すべきことを示している。

また、安全配慮義務に関して適用すべき法律（民法415条、416条等）や法の根本原則（信義則）は本件当時、既に存在し、これらを当該事案に適用することが問題となっているにすぎず、法律を遡及適用するものではない。

したがって、行政上の措置との関係で問題となる事案であっても、日本国憲法施行の前後で状況が大きく変化しているとして、上記のような安全配慮義務を否定することはできない。

ウ まとめ

よって、被告国及び被告会社らは、民法1条2項、415条に基づき、原告らに対し、連帯して、安全配慮義務違反による損害賠償をすべき責任を負う。

（被告三井の主張）

ア 安全配慮義務の本質は契約責任であり、契約関係がなく、特別の事実的接触に入っただけの当事者間には不法行為規範が適用されるべきであるから、被告三井と原告らの間に雇用契約が存在しなかった以上、本件で安全配慮義務違反が問題となることはない。

イ 第二次世界大戦当時、被告国は、国家総動員法を頂点として、重要事業場労務管理令、軍需会社法等を制定し、軍需産業における労働条件、労働者の移動などのすべてをその管理下に置いた。被告三井は、原告らを含めて、その採用、労働条件の決定等すべて被告国の指示を受け、これに従っていた。しかも、この指示は、被告国が各事業場に派遣した労務監理官が現場において直接行い、労働条件の細部にわたって指示がされたものと考えられる。その上、こうした被告国の指示に反すると刑事罰が科されるものとされていたから、被告三井としては被告国の指示に反することはできない状況にあった。したがって、被告三井は安全配慮義務違反について無過失であり、債務不履行責任を負わない。

ウ 被告三井の各事業場における労働条件，住居事情及び食糧事情等の原告らの処遇も，極めて厳しかった戦時中における日本の一般的な生活水準や労働環境，また，当時の中国における生活状況と比較して，何ら劣るものではなく，被告三井に安全配慮義務違反はない。

(被告三菱の主張)

ア 直接契約関係のない当事者間において安全配慮義務が認められる法律関係とは，たとえば下請企業の労働者と元請企業の関係のように，間接的に契約関係によって結ばれるなどして，実質的に雇用関係と同視しうるような債権債務関係を観念しうることをいい，単なる事実上の使用従属関係はこれに当たらない。

原告らの主張によれば，原告らと被告三菱との間には直接的にも間接的にも契約関係が存在しないところ，原告らは被告ら企業の指揮監督の下に労務に服し，その労務の給付は被告ら企業による原告らに対する強制連行に端を発した違法な強制によるものであるというのであるから，かかる事実関係の下では，原告らと被告ら企業の間には雇用契約と同旨することができるような契約上の債権債務関係を観念することができない。

したがって，原告らと被告ら企業との間には，安全配慮義務が発生する法律関係が存在しない。

イ 戦時中の日本における一般的な生活水準，労働環境は，全体において極めて厳しかったものの，中国の当時の生活環境と比べると決して悪いものではなく，また，被告三菱の飯塚炭鉱における原告らの処遇事情は，当時の日本の一般的水準と比較して何ら劣るものでなかったから，被告三菱には安全配慮義務違反の事実もない。

(被告国の主張)

ア 安全配慮義務の遡及適用の可否

安全配慮義務は昭和50年判決によって形成された法理であるところ，

その事案に関連する制度や社会の観念が共通する限りの時期まで遡及して適用されると解するのが相当である。本件のように、国が施策として行った行政上の措置との関係で安全配慮義務が問題とされる事案においては、日本国憲法の施行前と施行後では、国家の主権者、国家の国民に対する責任、公務員（吏員）と国民との関係が大きく変動し、社会の観念も大きく変化していることにかんがみ、日本国憲法施行時より前には安全配慮義務の法理は遡及して適用されないというべきである。原告らが主張する安全配慮義務違反は、日本国憲法施行前の債務不履行を主張するものであるから、それ自体失当である。

イ 安全配慮義務の具体的内容の不特定等

安全配慮義務違反は、ある法律関係に基づいて特別の社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随的義務としての当事者の一方ないし双方が相手方に対して負う信義則上の義務である。そして、その法的性質は、広い意味での不完全履行の一種と解されており、債権者は、履行が不完全であった事実（履行過程に関連する付随的義務の存在）を主張立証しなければならない。そして、同義務の具体的内容は、公務員の職種、地位及び同義務が問題となる当該具体的状況等によって異なるものである（昭和50年判決）から、原告らにおいてその義務の内容を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張立証する必要がある。すなわち、安全配慮義務違反の主張に当たっては、生命、健康等を侵害されたとする者ごとに、その結果が発生した具体的状況を明らかにした上、発生した結果との関係から、義務者がそのような結果を予見できたか（結果の予見可能性）、どのような措置を講じていれば結果の発生を回避できたか（結果の回避可能性）、そして、義務者と被害者との法律関係及び当時の技術やその他社会的な諸事情に照らし、義務者に対し、上記結果の発生の防止措置を採ることを義務付けるのが相当で

あるかといった点を判断するに足りる具体的な事実を明らかにしなければならない。

ところで、原告らの主張する安全配慮義務は、国の行政作用としての一般的な労働者保護政策上の責務等であって、そのような義務をもって、私法上の信義則に基づく安全配慮義務の内容とすることはできないし、他に被告国が採るべき措置の内容を明確にしておらず、個別具体的な状況に即した主張もしていないから、原告らの主張は失当である。

ウ 「ある法律関係に基づく特別な社会的接触の関係」の有無

(ア) 安全配慮義務違反は債務不履行責任であるから、上記の「特別な社会的接触の関係」とは、不法行為規範が妥当する無限定な社会的接触関係を意味するものではなく、当事者間に、契約関係ないしこれに準ずる法律関係が介在することが必要である。最高裁判所第一小法廷昭和55年12月18日判決（民集34巻7号888頁（以下「昭和55年判決」という。）参照）も、当事者間に雇用契約ないしこれに準ずる法律関係を必要としている。

(イ) また、安全配慮義務は、労務ないし公務遂行に当たって支配管理する人的及び物的環境から生じうべき危険の防止について信義則上負担するものである（最高裁判所第二小法廷昭和58年5月27日判決・民集37巻4号477頁（以下「昭和58年判決」という。）参照）から、その成立の要件として、当事者間に事実上の使用関係、支配従属関係、指揮監督関係が成立しており、使用者の設置ないし提供する場所・施設・器具等が用いられ、これらの物的側面ないし労務の性質が、労働者の生命、健康に危険を及ぼす可能性がある場合等当該労務に対する直接具体的な支配管理性が認められることが必要である。

(ウ) したがって、安全配慮義務の前提となる「ある法律関係に基づく特別な社会的接触の関係」とは、当事者間に、「雇用契約ないしこれに

準ずる法律関係」が存在し、かつ、これに基づき「直接具体的な労務の支配管理性が存在する法律関係」が存在する場合のことをいうと解される。

本件では、原告らの主張によっても、被告国と原告らの関係は、強制連行という事実行為によって設定されたものであって、「ある法律関係」によって設定されたものではなく、また、原告らが主張する事実によっても、被告国と原告らとの間に「雇用契約ないしこれに準ずる法律関係」又は「直接具体的な労務の支配管理性が存在する法律関係」があるとは認められない。

エ(ア) 被告国が、原告らの主張するように、軍需会社法により、被告国が指定した軍需会社に対して、政府が勤労の管理等について命令を行い、生産責任者・生産担当者が政府に対して責任を負うものとされ、軍需会社の労働者は、生産責任者及び生産担当者の指揮・命令に服すべきものとされ、政府には軍需会社の生産責任者・生産担当者・労働者の監督権限も付与されていたなどの事情があるとしても、それだけで「雇用契約ないしこれに準ずる法律関係」や「直接具体的な労務の支配管理性が存在する法律関係」が認められるものではない。

(イ) 平成2年判決及び平成3年判決も上記ウ(ウ)の2要件を満たす事例であり、何らの法律関係に基づかない単なる事実上の支配従属関係がある者らの間に「ある法律関係に基づく特別な社会的接触の関係」があるとして安全配慮義務を認めたものではない。

(ウ) 原告らが主張する、被告国による原告らの労務に対する規律や介入の態様は、被告会社らが各事業所において原告らに対して直接指揮監督するなどして、その労務を支配管理していたことに対して、法律、命令、通牒等により規制を加え、あるいは見張所等の設置、立会い、取締り等の間接的な方法で被告会社らが各事業所において行う労務管

理に対して統制を加え、関与していたことをいうにすぎないのであって、原告らは、被告国が労働現場において原告らを直接監督し、その労務を管理支配するなどの関係にあったことを主張するものではなく、原告らと被告国との間に雇用契約又はこれに準ずる法律関係に基づき、原告らが被告国の直接的な指揮監督、管理支配の下に労務を提供するなどの使用従属関係があったことを主張するものではない。

(別紙5) 戦後の原状回復義務違反の不法行為又は保護義務の債務不履行

(原告らの主張)

ア 保護義務の発生

- (ア) 国と企業は、共同して国策としての強制連行・強制労働を実施し、原告らに、劣悪な条件のもと苛酷な労働をさせ、賃金を支払わず労働力を獲得した。
- (イ) かかる強制連行・強制労働により6830名の中国人が死亡し、217名が失明し、労働に支障ある後遺障害を受けた者は305名に及んだ。原告らのほとんどは意思に反し、強制的に敵国に連行され、十分な食事を与えられず、暴力を振るわれ、病気やけがに対しても満足な治療を受けられず、一切の自由を奪われて長時間労働させられた。
- (ウ) 戦争終結で強制連行・強制労働の目的は消失し、被抑留者等の解放を命ずる降伏文書への調印により、被告国は、原告らを解放することはもとより、保護し、手当を支給するなどの義務を負った。被告国はこれに従い、「華人労務者ノ取扱」、「華人労務者帰国取扱要領」、「華人労務者送金要綱」等を定めた。

イ 保護義務の法的性格

(ア) 労働契約ないし労働契約に準ずる関係に基づく保護義務

被告国は、①原告らを労働契約上の労働者として募集し、被告会社らの各炭坑に配置して国策目的の軍需生産に当たさせた法的関係により、②昭和19年4月に被告会社らを軍需会社に指定した後は、そこで働く原告らを国家要員と位置づけて軍需生産を行わせた軍需会社法上の法的関係により、③戦後は、受諾したポツダム宣言に基づく「連合国、日本政府、被抑留連合国民」という三者の法律関係及び先行する①、②の関係により、信義則上、原告らを保護し、その連行前の原状に回復すべき義務を負う。

被告会社らは、被告国と共同して原告ら中国人を軍需生産に当たらせた雇用主の立場から、同様に原告らを原状に回復すべき義務を負う。

(イ) 戦前の先行行為に基づく原状回復義務としての保護義務

終戦によって強制連行、強制労働の目的が消滅したことにより、被告らは、原告らに対し、先行行為に基づく原状回復義務として、その被害のすべてを回復するための保護義務を負う。

仮に、戦前において国家無答責の法理が適用され、戦前の国は不法行為責任を負わないとしても、昭和21年11月3日日本国憲法が、昭和22年10月27日国賠法がそれぞれ制定され、旧憲法下における国家無答責の法理が否定されたのであるから、被告国は強制連行・強制労働の先行行為に基づく原状回復義務としての保護義務を負うというべきである。

ウ 戦後における保護義務の内容

(ア) 原告らの肉体的・精神的被害に対する原状回復措置

- a 強制連行・強制労働の事実を認め謝罪すること
- b 強制連行・強制労働による肉体的・精神的苦痛に対する慰謝料を支払うこと
- c 暴行虐待や労働災害により傷害を受け、後遺症を負った者に対する補償をすること

(イ) 原告らの財産的損害に対する原状回復措置

- a 未払賃金を時価換算して支払うこと
- b 日本での暴行虐待や労働災害による後遺障害を残す者に対して逸失利益に対する生活補償金を支給すること
- c 日本へ家族を拉致されたため中国に残された家族の生計に対する、時価換算した補償をすること

(ウ) 原告らの名誉を回復するための措置

原告らは、被告らが戦後一貫して強制連行の事実を否定した結果、戦時下敵国に労務を提供したとの非難を受けた。かかる原告らに対する名誉回復のため、強制連行・強制労働の真実を明らかにし、対外的に公表することが必要である。

エ 戦後における保護義務の不履行

しかるに、被告国及び被告会社らは、原告らを連行した地ではなく、中国の港に送還したのみであり、他の保護義務をすべて怠っている。

オ まとめ

よって、被告国及び被告会社らは、民法415条、715条、719条に基づき、原告らに対し、連帯して、原状回復義務違反又は保護義務違反による損害賠償をすべき責任を負う。

(被告国の主張)

ア 労働契約ないし労働契約に準ずる関係に基づく保護義務

原告らの主張は安全配慮義務違反ないしこれに類する義務違反の主張と解されるところ、別紙4（強制労働における安全配慮義務違反）の（被告国の主張）において述べたとおり、被告国と原告らの間には、「ある法律関係に基づく特別の社会的接触関係」を認めることができないから、原告らの主張は失当である。

また、安全配慮義務は信義則に根拠を置くから、その義務を措定できるかを判断するに当たっては、敗戦国である我が国の当時の社会、経済等の事情を踏まえ、各原告の状況を具体的に検討し、当時、我が国が信義則上何らかの具体的な対応が容易で、法的な義務として想定される程度のものであったかが検討されるべきである。そして、当時、日本は、工業設備の多くが失われ、主要都市の建物密集地区の40パーセントは破壊され、都市人口の30パーセントは家と家財を焼失し、経済活動の低下によって多くの失業者が生じ、食糧需給も動物として耐え得る限界

に近づいていて、そこへ若年層を中心とする600万人以上の海外からの復員軍人と一般在留邦人が引き揚げてくる状況であった（乙イ6の258頁ないし267頁）。

原告らが主張する義務内容は、上記のような終戦直後の我が国の国民の生活状態等をも踏まえて検討されたものではなく、当時の安全配慮義務（保護義務）に係る主張としては失当である。

イ 戦前の先行行為に基づく原状回復義務としての保護義務

原告らの主張する保護義務がどのような法的根拠によって生じるか明らかでなく、主張自体失当である。

（被告三井の主張）

原告らの主張は、先行する不法行為に対する義務の不履行の主張にすぎず、独立した不法行為の主張とは解されないから、失当である。

(別紙6) 戦後今日まで犯罪行為を隠滅し、提訴を妨害してきた不法行為

(原告らの主張)

ア 被告国は、昭和20年(1945年)8月16日、戦時中の中国人移入に対する統計資料、訓令その他の重要書類を焼却し、中国人の遺骨を寺院に委託するなどして秘匿して、強制連行・強制労働の証拠資料を積極的に隠匿した。

イ 外務省報告書及び事業場報告書作成及び焼却

外務省管理局は、昭和21年(1946年)夏ころまでに、戦犯追及に備えるため、各事業場から提出された事業場報告書を元に、現地調査報告書及び政府関係資料を踏まえて外務省報告書をまとめた。同報告書は、中国人労働者に対する殺人や虐待といった真相を覆い隠す内容のものであった。

その後、戦犯追及に備える必要はなくなったと判断した外務省は、外務省報告書及びその基礎資料を焼却することとしたが、調査員の幾人かが密かにこれを持ち出して保管していた。

ウ 国会における答弁等

(ア) 被告国は、平成5年まで、戦後一貫して外務省報告書の存在を否定し続けた。

(イ) 被告国は、奴隷的虐待の証拠となる中国人遺骨の送還について、強制連行等を認識しつつ、問題を表面化させないようにしてきた。その後、遺骨送還を求める世論の高まりを受け、遺骨の調査を約束したが、調査するまでもなく、遺骨の身元は把握していた。遺骨調査の約束は時間稼ぎであり、外務省報告書も隠匿された。

(ウ) 被告国は、平成5年のNHKの報道その他により、外務省報告書の存在が公になるまでは、中国人労働者の就労は自由な意思による雇用契約に基づくものであったと国会で答弁するなどし、中国政府の照会

に対しても、「検討中である」などと回答を回避し、調査結果の公表を遅らせ、中国側に遺骨名簿が渡されることを阻止してきた。

(エ) 被告国は、外務省報告書の存在が公になった後も、中国人労働者の移入及び日本での労働は半強制的なものであったというあいまいな態度に終始し、強制連行・強制労働の事実を否定した。

エ 刑事制裁義務の懈怠

(ア) 被告国は、ILO 29号条約25条により、強制労働を不法に強要した被告会社ら関係者に対する刑事制裁義務を怠った。

(イ) 本件強制労働は、国家警察の直接管理のもとで実行され、戦後においては警察庁も外務省報告書を独自に保管していたにもかかわらず、これを秘匿して、同条違反の強制労働について刑事捜査を進めることもなかった。こうした特別の事情がある本件においては、刑事制裁義務の懈怠が、被害者に対する関係で不法行為となる。

オ 以上の行為について、被告会社らと被告国は、連帯して、民法709条及び719条により、原告らが被った損害を賠償すべき責任を負う。

(被告国の主張)

ILO 29号条約によって被告国が負担する義務は、相手方である締約国に対する国際法上の義務であり、仮に刑事制裁措置を執らなかつた義務違反があるとしても、原告らの権利ないし利益を害するものではなく、不法行為とはならない。

また、原告らが国賠法施行後の公務員の行為を対象として損害賠償を求めるのであれば、国賠法が適用されるから、民法に基づく原告らの主張は失当である。

(被告三井の主張)

原告らの主張によっても、被告三井は何ら犯罪行為の隠滅や提訴妨害に関与していないから、その主張は失当である。

(別紙7) 請求権の放棄

(被告国の主張)

(1) 戦後の賠償並びに財産及び請求権の問題の解決のあり方

戦争被害は、勝敗と無関係に、戦争当事国及び相互の国民の広範囲に発生する。かかる被害の賠償問題は、戦後の講和条約によって解決が図られるが、一般的に、賠償その他戦争関係から生じた請求権の主体は、国際法上の他の行為により生じた請求権の主体と同様、国家である。国民個人の受けた被害は、国際法的には国家の被害と解され、国家が相手国に対して固有の請求権を行使することになり、国民が個人として請求権を行使し得るのは、条約で、被害者である国民個人に対して、請求権者として直接必要な措置をとる方法を設けた場合のみである。

(2) サン・フランシスコ平和条約による解決の基本的内容

ア 同条約は、第二次世界大戦の連合国と日本との戦争状態による請求権及び財産などの未解決の問題を最終的に解決するため締結され（同条約前文、1条）、日本国に対して、要旨、以下の義務の履行を求めた。

- ① 日本軍により占領され、損害を与えられた連合国のうち、希望する国に対して、作業における日本人の役務を提供すること（役務賠償）によって、与えた損害を当該連合国に補償するため、すみやかに交渉を開始すること（同条約14条（a）1）
- ② 各連合国がその管轄下に有する日本国及び日本国民等の財産等を何らかの方法で処分することを原則として認めること（同条約14条（a）2）
- ③ 日本国の捕虜であった間に不当な苦難を被った連合国軍隊の構成員に対する償いをする願望の表現として、中立国又は連合国と戦争状態にあった国にある日本国及びその国民の資産又はこれと等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すこと（同条約16条）

イ 日本国は、上記ア①ないし③を履行し、同条約の当事国とならなかった中国も、ア②の利益を得た（同条約 21 条）。

ウ 日本国の上記義務の履行と引換えに、同条約 14 条（b）は、「連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事経費に関する連合国の請求権を放棄する。」と規定した。

同条項は、連合国の国民が個人として有する請求権を失わせるものではないが、仮に、連合国国民が国内法上の請求権に基づき請求をしても、被告国はこれに応じるべき法律上の義務がないこと、その義務は同条約が効力を生じることにより消滅することを定めたものである。また、同条項は、締約国が各国内において直接適用を認める意思であり、同条項の文言が明確であることから、国内で直接適用できる。

(3) 日本国と中国との間の戦後処理

ア サン・フランシスコ平和条約との関係

中国は上記講和会議には参加していないが、同条約 21 条により領域内にある日本国及び同国民の資産の処分が認められ、中国は昭和 20 年 10 月「日僑財産処理弁法」を公布し、領域内の日本人財産を没収した。

また、日本は、中間賠償として、昭和 25 年 5 月までに、評価額合計 1 億 6 5 0 0 万円の工業施設を撤去し、その 54.1 パーセントを中国に対して引き渡した。

イ 日本と中華民国との間の処理

日本国は、昭和 27 年 4 月 28 日、中華民国との間で、「日本国と中華民国との間の平和条約」（以下「日華平和条約」という。）に署名し、同条約 11 条は「日本国と中華民国との間に戦争状態の結果生じた問題はサン・フランシスコ平和条約の相当規定に従って解決する」旨規定している。よって、日本国はサン・フランシスコ平和条約 14 条（b）によ

り、中華民国国民の有する国内法上の請求権に基づく請求に応じるべき法律上の義務を負わない。

ウ 日本と中華人民共和国との間の処理

日本国と中華人民共和国は、1972年（昭和47年）9月29日、日中共同声明に署名したが、同声明5項は、「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」旨規定し、日本国政府の、日華平和条約により中国国民の請求権が国によって放棄されたとの立場は、同声明によって変更されていない。同項は「戦争賠償」と規定しているが、中国国民の日本国等に対する請求権についても処理済みと被告国は認識しており、中国政府も同様の認識と承知している。

(4) 中国政府の見解について

平成4年3月の銭其琛外交部長の発言、平成7年5月3日の陳健中国外交部新聞司長の発言、平成10年12月の唐家璇外交部長の発言によると、先の戦争に係る日中間の請求権の問題についての日中間の認識は一致している。

(5) よって、日華平和条約11条及びサン・フランシスコ平和条約14条(b)により、中国国民の日本国に対する請求権は国によって放棄され、中華人民共和国政府は、日中共同声明で同請求権の放棄を宣言した。

なお、ILO条約勧告適用専門家委員会は、2000年（平成12年）の専門家委員会意見において、「法的には、補償の問題は条約による解決済みであるとの（日本）政府の主張は正しいと認識する。」と述べている。

(被告三井の主張)

(1) 請求権の放棄

ア 日華平和条約11条は、上記のとおり規定していたが、その除外として、中華民国は、サン・フランシスコ講和条約14条(a)1に定める日本

に対する権利及び中華民国及び同国民の戦前債権は放棄されている（日華平和条約議定書1条(b)(c)）。

イ 昭和47年（1972年）9月29日の日中共同声明5項には、「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄する」とあり、「中日両国国民の友好のために」とは、中国国民の日本及び日本国民に対する賠償請求権を放棄することを明示したものであって、昭和53年（1978年）8月12日の日中平和友好条約の締結により、日中間の戦争賠償問題は存在しなくなった。

(2) 国際法における戦争賠償について

戦争により国民個人の受けた被害は、国際法的には国家の被害であるから、戦争賠償についての損害賠償請求権は、国家が国家に対して行使するものであって、個人には国際法上の法主体性が認められず、これを行使することはできない。

(3) 終戦当時の中国に存在した日本の資産は当時の貨幣価値で合計2813億2900万円であるところ、戦後、日本国及びその国民は、その中国による処分を承認し、多くの在外資産を中国国民に対する賠償の原資に当てており、日本は十分に戦後賠償を行っている。

(被告三菱の主張)

(1) 日華平和条約の意義

日華平和条約11条及びこれが準用するサン・フランシスコ講和条約14条(b)によって、中国国民の日本国及び日本国民に対する請求権は国によって放棄されている。

日中共同声明は、日本と中国の関係で、代表政府を中華民国から中華人民共和国に承認替えするという方針に基づき合意され、同5項の「戦争賠償の請求」は、日華平和条約を前提とし、中国国民の日本国及び日本国民に対する請求権を含むものとして、中華人民共和国がその放棄を宣言した

ものである。

(2) 日中共同声明 5 項の法的意味

ア サン・フランシスコ講和条約には、役務賠償（14条（a）1）、連合
国及び同国民の請求権放棄（14条（b））、連合国所在の在外日本財
産の処分（14条（a）2）、日本及び同国民の請求権放棄（19条（a））
が定められ、我が国の戦争処理についての平和条約やその後の戦後個別
案件処理に関する協定でも同様の個人請求権放棄条項が規定されている。
日中共同声明及び平和友好条約は、こうした平和条約の一環として、締
結された。

イ 国家間の合意によって、国民個人の私法上の損害賠償請求権を失権さ
せ、制限することは可能である。

ウ 日中共同声明 5 項に戦争賠償について民間賠償を除外する留保文言が
ないこと、日中両国政府が同声明の準備段階においても民間賠償請求の
放棄を除外してこなかったこと、同項に「日中両国民の友好のため」と
いう文言があることから、日本と中華人民共和国両政府は民間賠償の放
棄を含めた最終的解決のため日中共同声明を締結したというべきである。

(3) 戦後補償

ポツダム宣言 11 条による賠償金の前渡しとして、賠償用と指定された
国内資本設備のうち半分以上が中国に引き渡され、サン・フランシスコ講
和条約 14 条による在外資産処分についても、総額 3282 億円程度のう
ち大半は中国にあった。さらに、我が国の中華人民共和国に対する政府開
発援助は平成 9 年までで 120 億 9000 万ドル以上にのぼる。

(4) 中国国民の請求権放棄の意味

被告国は、これを外交保護権放棄と説明しているが、その考え方は自国
民からの損失補償請求を避けるため昭和 30 年代に採用した考え方である。
中国国民の請求権を放棄するということの本来の意味は、中国政府がその

国民の権利を放棄する趣旨である（直接効果説）。外交保護権は、平時の国際関係を前提としたものであるところ、戦争賠償の処理は国家間で解決されるべき問題であることは明白であるからである。

（原告らの主張）

(1) サン・フランシスコ平和条約

国家が他の国家に対して有する国家としての賠償請求権や自国民の権利に関する外交保護権を条約で放棄することはできるが、個人が自国政府を通じることなく直接外国に賠償を請求することは個人固有の権利であって、国家が条約によって放棄することはできない。

被告国も、昭和30年に提起された同条約に関する別訴で同旨の主張をしており、条約締結当事国の意思解釈として、個人の請求権は放棄されなかったと解すべきである。

(2) 日華平和条約

同条約交換公文は、同条約の適用範囲を「中華民國の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域」としているところ、昭和27年の同条約締結時に中華民國政府は中国大陸に対する支配を失っていたから、同条約は原告らに適用されない。

しかも、日中共同声明前文は「日本側は、中華人民共和国政府が提起した『復交三原則』を十分理解する立場にたって国交正常化の実現を図るという見解を再確認する。」旨明記し、復交三原則3項は、日華平和条約は不法、無効で、破棄されるべき旨規定している。

(3) 日中共同声明の趣旨

日中共同声明5項は、「中華人民共和国政府は（中略）日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」と規定しており、中華人民共和国国民の請求や日本国民に対する請求は文言上放棄されておらず、先行するサン・フランシスコ平和条約、日ソ共同宣言、日韓請求権協定の条約

の文言とは異なっている。

「中日両国国民のために」という文言は、日中両国の不正常な関係の終結を宣言する声明として当然の文言であり、中国国民の請求権放棄という意味があるとの被告三井の主張は牽強附会である。

日中両国は、上記声明当時、1949年ジュネーブ第4条約に加入していたところ、同条約147条は、「体若しくは健康に対して故意に重い苦痛を与え、若しくは重大な傷害を与えること」「不法に移送し若しくは拘禁すること」を重大違反行為とし、148条で、同違反行為について締約国自身が責任を免れ、他の締約国に対する責任を免れさせることを禁止し、7条は、「この条約で定める被保護者の地位に不利な影響を及ぼし、又はこの条約に定める被保護者に与える権利」の制限を禁止しているところ、日中共同声明が個人の請求権放棄を定めたとすると日中両国は同条約に違反したことになる。

平成7年（1995年）、銭其琛副首相兼外相は、日中共同声明が個人の賠償を放棄したものではないとの見解を示し、平成4年（1992年）4月7日、加藤紘一内閣官房長官は、参議院内閣委員会で、中国が外交保護権を放棄した旨及び「訴権は存在する。したがって、日本の司法当局にそれを訴える権利は有するけれども、しかしそれは日本国内法上によって処理をされていく」旨を答弁している。

以上によれば、日中共同声明によって原告らの請求権は消滅していないと解するべきである。

(4) 従来日本政府の見解との矛盾

被告国は、訴訟、雑誌、国会答弁において、サン・フランシスコ平和条約、日ソ共同宣言、日韓請求権協定について条約により放棄されたのは、外交保護権であり、個人の請求権ではないと繰り返し主張してきた。

日中共同声明についても、日本政府は、外務省調査月報94年度No.1に

において、同旨の立場を表明している。

被告国は、日本国民からの補償請求がなされていた時代には、かかる主張により責任を回避しながら、最近になって本訴や同種訴訟で外国国民からの請求が現実化すると、主張を「個人の請求権も放棄した」と変転させて責任を回避しようとしているにすぎない。

(被告国の反論)

(1) サン・フランシスコ平和条約

原告らは国民個人の請求権を国家が放棄することはできないと主張するが、国家が国民の他国又はその国民との間の財産及び請求権の問題を解決するため国際約束を締結するという各国の実行が積み重ねられてきており、原告らの主張は失当である。

また、被告国の主張は、日本国及び日本国民が、連合国民の請求権に基づく請求に応じるべき法律上の義務が消滅しているというものであって、個人の請求権が消滅したとは主張していないから、原告らの主張の前提は誤っている。

(2) 日華平和条約

原告らは、同条約交換公文の適用範囲が限定されており原告らに効力が及ばない旨主張するが、附属交換公文は、中華民国政府の正統性を地理的に限定したものではなく、条約の規定の性質上、その地理的適用範囲が問題となりうるものについては、これを中華民国政府の支配下にある地域に限定したものである。請求権の問題は、国家間で最終的に解決される問題であるから、適用範囲は問題とならず、原告らの主張は失当である。このことは、中華民国が支配していた台湾には、日本との戦争状態や日本国による戦争被害がなかったにもかかわらず、同条約1条には戦争状態終結が、11条の「別段の定め」である同条約附属議定書1(b)にはサン・フランシスコ平和条約の役務賠償放棄が、それぞれ定められていることでも裏付

けられる。

(3) 日中共同声明の趣旨

日本国は、日中国交正常化に当たり、復交三原則のうち、中華人民共和国政府を唯一合法の政府と認める第1原則は受け入れた。しかし、第3原則は日華平和条約の無効をいうものであるところ、同条約は、以前我が国及び国際社会の多くの国が正統政府と認めた中華民国政府との間で適法に締結された条約であるから、台湾の帰属先を連合国に委ねる旨のサン・フランシスコ平和条約2条(b)に抵触する第3原則とともに、受け入れることができなかった。

かかる見解は日中国交正常化交渉の際に、中華人民共和国政府に対して伝え、同政府もかかる日本の立場を理解した上で、両国の立場と相いれるものとして日中共同声明が成立した。同声明5項は、日中双方の立場の違いを認識した上で、実体として請求権の問題の最終的な解決を図るため規定したもので、その結果は日華平和条約による処理と同じである。

原告らはジュネーブ第4条約違反をいうが、同条約は昭和25年(1950年)に発効したものであるから、先の大戦に係る請求権の問題には適用されない。

(4) 従来日本政府の見解との矛盾

シベリア抑留訴訟、日韓請求権協定における日本政府の見解は、外交保護権を放棄したというものであるから、矛盾はない。

(別紙 8) 国家無答責の法理

(被告国の主張)

- (1) 国賠法附則 6 項は、「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による」としているところ、「従前の例による」との法令用語は、法令を改正又は廃止した場合に、改廃直前の法令を含めた法制度をそのままの状態で適用することを意味する。

そして、国賠法施行前においては、国家の権力的作用による損害については、私法たる民法の適用はなく、明治憲法下においては、その他国家の賠償責任を認める実定法の規定がなかったから、国が損害賠償責任を負わないとする国家無答責の法理が存在していたところ、上記附則の規定は同法理が適用されることを明らかにしたものである。

- (2) 行政裁判法 16 条は、行政裁判所は損害賠償訴訟を受理しない旨を定めていたし、裁判所構成法の制定過程において、国家責任に関する訴訟を司法裁判所が受理する旨の草案の規定も削除された。また、旧民法 373 条では、使用者責任を定めたボアソナード草案の 393 条中の「公私ノ事務所」という文言が削除され、国家責任が規定されなかった。

よって、これらの法律には、公権的活動に対して民法に基づく国家責任を否定する立法者意思が表れているから、行政裁判法と旧民法が公布された明治 23 年の時点で、公権力行使について国家無答責の法理を採用するという基本的法政策が確立した。

- (3) 大審院昭和 16 年 2 月 27 日判決（大審院民事判例集 20 卷 118 頁）は、滞納処分が国家から付与された統治権に基づく権力行為であるから民法が適用されないことを明らかにしていたし、最高裁判所も明治憲法下の公権力の行使に関しては民法の適用はなく、一般的に国の賠償責任を認めた法律はなかったとして、国が賠償責任を負わないと判示している（第三小法廷昭和 25 年 4 月 11 日判決・裁判集民事 3 号 225 頁（以下「昭和

25年判決」という。)参照。)

- (4) 権力的作用とは、行為の性質から、国の統治権に基づく優越的な意思の発動としての強制的・命令的作用をいい、相手方の意思を抑圧して物理的力を行使する場合を含む。

原告らが戦前の不法行為として主張する被告国の行為は、国賠法施行前の国家の権力的作用であるから、民法の不法行為に基づく原告らの請求は実体法の規定を欠き、失当である。

(原告らの主張)

- (1) 国家無答責の法理は、法政策として確立したものではなく、判例の所産にすぎないし、しかも、責任が否定される範囲は、判例によって変更を繰り返しており、判例の内容は確立されたものではなかった。

したがって、国家賠償法附則6項の「従前の例」には該当せず、現在の裁判所を拘束しない。

ア 行政裁判法について

旧憲法61条は「行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス」と規定しており、法律によって行政裁判所の管轄とされなかったものは司法裁判所の管轄となる。

行政裁判法は、行政処分のみを対象とし、しかもそのうちの法律勅令が許容した事件だけを行政裁判所の管轄として、同法16条は、「損害要償ノ訴訟」については受理しないこととしたから、これについては司法裁判所が受理することができる。したがって、同条は国家無答責の法理とは関係がない。

むしろ、同条の規定は、実体法上は、公権力の行使に違法があった場合に、国に対する損害賠償請求権が発生することを前提としており、国

家無答責の法理が認められなかったことの表れである。

明治24年4月7日の大審院判決も「総テ行政官庁ノ処分ヲ違法ナリト論スル件ニシテ特別法ヲ以テ行政裁判所ノ管轄ニ属セサルモノニ就キテハ司法裁判所ハ事実ヲ審案シ其果タシテ違法タルヤ否ヤヲ判決セサル可カラサルハ事理明瞭ナリ」と判示しており（甲193）、現に行政裁判所の管轄に属しない、国に対する損害賠償訴訟は司法裁判所の管轄に属するとして受理されていた。

イ 裁判所構成法について

裁判所構成法の草案にあった、政府に対する訴訟を司法裁判所が受理するとの規定が削除されたのは、その起草に当たっていた法律取調委員会において、国や自治体は、民事に関するものについては自然人と同視し、通常裁判所の管轄が及び、明文がなくとも当然に司法裁判所が受理するものと考えたことによるものである。同法制定の趣旨は、法律によって特別裁判所の管轄としたものを司法裁判所の管轄外とすることにあった。

そして、大審院は、同法制定後、国の損害賠償事件を含む権力的行為に関するすべての民事事件を受理していた。

ウ 旧民法草案（ボアソナード草案）373条の「公私ノ事務所」が削除されたことについて

同条は、「委託者ハ（中略）受任者カ受任ノ職務ヲ（中略）行フニ際シ加ヘタル損害ニ付キ其責ニ任ス」と規定されたが、旧民法の起草委員らは、国が「委託者」に当たるか否かの判断を裁判所に委ねたものであり、法律取調委員会が最終案において上記の文言を削除したのは、公権力の行使について国を無責任とする意図ではなく、国の賠償責任の範囲を実定法で画定できないため、これを判例に委ねる趣旨であると説明されており、井上毅の見解に従ったのではない。

仮に、「公私ノ事務所」の文言の削除が、国の責任を否定する意思であったなら、国のすべての行為について責任が否定されるはずであるが、被告国は、国家無答責の法理は公権力の行使にのみ適用されると主張しており、同被告の主張する法理の内容と立法者意思は合致しない。

エ 現民法の立法者意思

起草委員の一人穂積陳重は、明治28年（1895年）10月の法典調査会において、もし特別法がなかったら公務員の職務行為に民法715条が適用されるだろうと3人の委員とも考えている旨の発言をしており、同調査会の審議においても、一定の場合に国が免責されることが想定されていたが、国家無答責の問題は未決着であり、将来的に特別法をもって対処すべき問題だという点では一致していた。

オ 大審院の判例

大審院の判例は、①権力的行為に起因する損害賠償訴訟については司法裁判所が管轄するとし、②従前は、「公法関係」とみられていた領域にも国の使用者責任（民法715条）や不法行為責任（同法44条）を認め、③権力的行為の範囲を限定し、国の行為に対する民法の適用範囲を広げてきており、国家無答責の法理が確立されていたとはいえ、国の免責法理が概念的に確立されたのは、昭和16年2月27日判決以降である。

被告国が掲げる昭和25年判決は、公権力行使に関するすべての賠償責任を否定した点で、戦前の判例に反する。

カ 学説

戦前の学説の状況は、行政の不法行為責任に関して、民法の適用がないという見解は採っておらず、大正期には、非権力作用及び工作物の設置・管理に関する行政の不法行為について、民法により損害賠償責任を認めるのが通説になり、昭和10年代には、権力的作用に関する行政の

不法行為について、非権力作用と区別する必要がなく、民法を適用し、損害賠償責任を認めるべきとするのが通説になりつつあった。

キ 以上によれば、国又は公共団体が不法行為に基づいて損害賠償責任を負うか否かについては、実定法上の規定はなく、その解釈は裁判所の判断にゆだねられていたと解するのが相当である。

(2) 国家無答責が適用される権力的行為であるためには、①当該行為が実質的に強制力ないし権力の行使といえる性質のものであること（第1要件）、②適法に権力が行使されていれば、当該加害行為を適法な公権力の行使と評価できるような権限が法律により与えられていること（第2要件）、③当該加害行為が国の統治権ないし主権に服する者に対する行為であること（第3要件）の3要件を満たすことが必要である。

ア 権力的作用とは、国家が、警察権、司法権、軍政権、財政権等公の権力の主体として個人に対して命令し強制する作用である。

昭和17年閣議決定は、中国人の移入を「契約による移入と雇用」としており、軍や警察などの実力を行使することは予定しておらず、昭和19年次官会議決定も、「契約による移入と雇用」を前提としていたものである。中国人労働者の移入は、方法としても募集とあっせんが考えられているのであって、国民徴用令等に基づく徴用等の権力的契機は念頭に置かれていない。したがって、本件移入政策は全体として非権力的事業を予定していたものであり、その遂行過程で旧日本軍が行使した実力は戦闘行為や作戦活動又はその付随行為として行われたものではなく、実力の行使によって権力作用に変わるものではない。

イ 国家無答責の法理の実質的根拠は、権力作用である公務を保護することであり、当該行為は「保護すべき権力作用」でなければならないところ、「保護すべき権力作用」というためには、法律の授權があることと加害行為が国の統治権又は主権に服する者に対する行為であることが必

要である。なぜなら、国家無答責法理の実質的根拠は、支配者と被支配者の自同性にあるからである。

しかし、中国における旧日本軍の実力行使に法律の授権はなかったし、原告らは被告国の統治権又は主権に服する者ではないから、日本軍が原告らに対して実力行使したとしても、事実行為として強制力を行使したもので、「国家の権力作用」ないし「保護すべき公務」とはいえない。

昭和17年閣議決定及び昭和19年次官会議決定は、首相及び関係閣僚らが合意したものにすぎず、法律ではない上、そこで認められているのはあくまで契約、自由意思に基づく移入のみであるから、本件で問題となっているような強制力の行使を基礎付ける適法権限とはなり得ない。

したがって、旧日本軍の強制連行には国家無答責の法理は適用されない。

ウ 外国人に対する国家無答責の不適用

国家無答責の法理論的根拠としては、主権者である国民、すなわち国家は法を侵犯し得ないとする論理（支配者と被支配者の自同性）、及び、違法な国家機関の行為は、法律上国家を代表する機関行為とは認められないとする論理（国家と法秩序の自同性）である。また、民法制定当時の立法者の意思も同様である。したがって、統治権の及ばない外国での外国人との関係において国家無答責の法理は成立し得ない。現に、日本軍が昭和12年の南京攻略の際に揚子江上で誤爆したアメリカ合衆国の軍艦1隻及び民間船4隻について、被告国は、アメリカ合衆国政府に謝罪し、これによる上記5隻分の損害を賠償した。

本件は、日本の統治権の及ばない外国における外国人に対する行為であるから、国家無答責の法理は適用されない。

- (3) 憲法17条は、国家無答責の法理を否定し、国の賠償責任を明記しており、現在の裁判所は、過去の法令についても日本国憲法の価値原理に従っ

て解釈適用をすべきである。

また、憲法17条は、国家賠償法施行前の行為につき、いかなる要件の下に国が責任を負うかについて、法に白紙委任しているわけではない。仮に、上記の「従前の例」に国家無答責の法理が含まれるとしても、本件事案についてそのように解することが憲法17条に適合するか否かについて、最高裁平成14年9月11日判決が定立した基準に従って判断されるべきである。

そして、本件のように行為態様が非人道的であり、その結果、生命の危険にさらされるという場合に、国家の権力作用の遂行を確保するという目的達成の手段として国の責任を免除することには合理性も必要性もないから、本件において、上記「従前の例」に国家無答責の法理が含まれると解することは憲法17条に違反する。

(4) ILO29号条約違反と国家無答責について

日本は、ILO29号条約を昭和7年10月15日に批准、同年11月21日に批准登録、同年12月6日に交付し、昭和8年11月21日に発効したが、同条約は、一切の形式による強制労働の使用を廃止することを規定している。旧憲法下においても、条約が公布されることによって法律と同一の効力を有することとされていたから、強制労働の使用の廃止という規範は国内法的効力を有し、自動執行性を有する。そして、国家無答責によって国が行った強制労働について損害賠償責任を負わないこととするのは、これを合法化することになるから、ILO29号条約の国内法的効力と矛盾し、後法でもある後者が優位することになり、強制労働に関しては国家無答責の法理は効力を失い、民法が適用される。

(5) 正義・公平の原則による制限

ア 被告国が原告らに対して行った行為は残虐非道で、国際的犯罪行為であり、被害は極めて甚大である。

イ 他方，被告会社らは被告国に対し損害補償を求め，被告国はこれに応じて多額の補償を支払った。

ウ 被告国は，最近まで，事業場報告書，外務省報告書を廃棄したと主張してきた。また，被告国は，昭和20年8月16日に戦時中の中国人に対する統計資料等重要書類を焼損し，中国人労働者の遺骨を秘匿するなどして証拠資料を隠滅した。それにもかかわらず，被告国は，昭和29年9月6日以降，強制連行・強制労働の事実関係は不明であり，中国人労働者の就労は自由な意思による雇用契約に基づくとの答弁を国会で繰り返し行い，原告らの権利行使を妨害した。

エ 現在の裁判所は，国家無答責の法理を否定する日本国憲法の価値観に則って，法令の解釈適用をすべきであり，現在の訴訟において，旧日本軍等が行った残虐非道行為に対して国家無答責の法理を適用することは，正義・公平の原則に反する。

(被告国の反論)

(1) 国家無答責の法理の存在

ア 行政裁判法の制定過程では国家無答責の法理が前提とされ，裁判所構成法の制定に当たっても，国に対する賠償請求は基本的に否定する考え方が採用された。

イ 上記のように，行政裁判法及び裁判所構成法は国家無答責の法理を根拠として規定されているから，実体法である民法で国の権力的作用について賠償責任を認める規定をおくことは矛盾であり，そのため旧民法草案から国家賠償責任を認める文言を削除した。

旧民法草案の審議過程で国家無答責の法理を否定する認識が前提とされていたとしても，当時の法制局長官であった井上毅は，ボアソナードの比較法認識には誤りがあるとして，司法大臣らに対し国家無答責の法理を肯定すべきとの意見を提出するなどし，結局，国家責任に民法原則

を適用する主張は排斥され、旧民法373条から国家責任の規定が削除された。

ウ 現行民法の起草委員は、同法草案の法典調査会で、政府の官吏の職務執行による賠償責任について、その行為が私法上の行為である場合には同法715条の適用があると考えていたが、それ以外の公法上の行為である場合には本条の適用がなく、特別法に譲るという考えをもっていた。

起草委員穂積陳重の、もし特別法がなかったら公務員の職務行為に民法715条が適用されるだろうと3人とも考えている旨の発言は、個人的な見解を、自己の希望も込めて述べたに過ぎず、判例上、同条の適用が否定されることが共通の認識であった。

同委員梅謙次郎及び同富井政章は、国家の権力的作用について、実体法上の解釈として、民法の適用がないと説明している。

(2) 国家無答責の法理の適用要件

ア 強制連行・強制労働の権力性

原告らは、被告国及び被告会社らが一体となって準備計画し、強制連行してきた原告らを国家総動員法及び軍需会社法を適用して国家総動員計画の中に組み込み、長期間にわたって労働を強制したと主張しており、かかる原告らの主張は、被告国の公務員において、戦時経済を支え、戦争を遂行するために原告らを強制的に連行し、労働を強制したという国の権力的作用に当たる事実の主張であるから、国の私経済活動についての損害賠償でなく、国の権力的作用について損害賠償を求めるものである。

原告らは閣議決定とその遂行のための行為を切り離し、前者を私的経済活動、後者を権力的作用と主張するようだが、両事実は不可分である。

イ 適法な公権力行使権限について

仮に、国家無答責の法理の要件として、適法な公権力行使権限が必要

であるとする、これを欠く場合国家無答責の法理が適用されないだけでなく、公務員の私事による行為として被告国は損害賠償責任を負わないことになるから、原告らの主張を支持するものとはならない。

ウ 公権力の人的、場所的限界について

外国における外国人に対する自国軍の軍人の行為であっても、主権に基づく行為であることに変わりはないから、かかる要件は不要である。

国家無答責の法理を法政策として確立した当時において、権力作用につき、外国人が被害者である場合には民法を適用して国家責任を肯定し、日本人が被害者である場合には民法の適用を否定する立場を採っていたとは到底考えられない。

(3) 国家無答責の法理の適用を制限すべき法的根拠はない

戦争は、勝敗とは無関係に、当事国相互の国民の広範囲に被害を発生させる紛争である。その被害の賠償問題は、国家間において戦後の講和条約という形で統一的になされるべきものであるから、正義・公平を論じて個別救済を図ろうとすることは適切でない。原告らの主張は安易に正義・公平の理念に頼るものであり、失当である。

(4) 国賠法附則6項の解釈について

同項はその文言及び審議内容から、国賠法施行前の行為に基づく損害について国等が賠償責任を負わない趣旨の規定である。戦前の英米独仏諸国も国家無答責の法理を採用しており、明治憲法当時、同法理には正当性ないし合理性があったのであるから、現在の価値観によって同法理を否定することはできない。

(5) 原告らの主張に従えば、国家賠償法施行前は、権力的行為についても民法が適用され、同法施行後は、権力的行為について民法の適用が否定されることになると思われるが、その結果、相互主義の保障がない外国人が被告国に対して損害賠償請求をする場合、国家賠償法施行前であれば民法に

よって救済されるが、同法施行後は民法によって救済されないことになる。また、公務員個人の責任についても、国家賠償法施行前であれば、その追及が可能であるが、同法施行後であればこれができなくなり、こうした結果は妥当でない。さらに、国家賠償法6条は相互主義を規定しているところ、原告らの主張するように、国家賠償法と民法が特別法と一般法の関係とすれば、相互保障のない外国人が被害者である場合には、公務員個人の責任が民法709条で肯定されれば、国は民法715条による責任を負うことになり、国家賠償法6条の趣旨は没却される。

(別紙 9) 統治行為

(被告三菱の主張)

本訴は、国家間の歴史認識にも絡む戦争被害に係る紛争であるところ、かかる戦争被害の補填については、戦後における国家間の政治、外交問題として、高度な政策的裁量判断によって解決すべき国の立法政策に属する事柄であり、そもそも司法判断になじまない。

被告三菱は国家総動員体制のもと自由を制約され日本の体制維持のため協力してきたところ、原告らの戦争被害は、国家総動員体制を構築した立法・行政において政治的に解決されるべきである。

(別紙10) 戦前の不法行為についての民法724条前段の適用

(被告三井の主張)

(1)ア(ア) 原告らの主張する加害行為は昭和20年8月15日に終了した。

イ) 原告らは、同日以降の数か月間、日本国内で何ら制約なく生活していたのであるから、この間に訴訟提起することは可能であったし、昭和24年10月1日に中華人民共和国が成立するまでは、日中間の往来は可能であり、国交がなくとも、また、郵送による訴状提出により原告ら本人が渡航することができなくとも、訴訟提起は可能であるから、この間時効の進行を妨げる事由はない。

イ 昭和53年10月23日の日中友好平和条約の発効による日中の国交回復により、原告らは被告三井に対して法的手続を執ることができた。

ウ 中華人民共和国において公民出国入国管理法が施行された昭和61年2月1日以降、私事による出国が認められた。

エ 上記ア(ア)、イ、ウの各日時から3年が経過した。

オ 被告三井は、原告らに対し、平成17年9月21日の本件口頭弁論期日において、上記各消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(2)ア 原告らは、対日賠償請求問題の研究が既に開始され、山東省、江蘇省などの住民が賠償請求書簡を日本政府宛に送付し、いわゆる花岡事件の生存者達が鹿島建設株式会社に対する公開状を発表するなどしていた昭和63年ころには、訴訟提起が可能であった。

イ 札幌地裁に同種訴訟が提起されたのは平成11年9月1日であるところ、同訴訟原告らと本訴原告らとの間で、訴訟提起の困難性に差異はなく、原告らは、遅くとも同日には提訴が可能であった。

ウ 上記ア、イの各日時から3年が経過した。

エ 被告三井は、原告らに対し、平成15年7月10日の本件口頭弁論期日において、上記消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(3)ア 原告らは、時効援用が権利の濫用となるか否かについて4つの判断要素（①権利不行使に対する義務者の加担，②権利不行使に対する非難性の欠如，③義務者を保護する必要性の欠如，④時効援用によりもたらされる結果が著しく正義公平に反すること）を主張するが、いずれもその具体的内容が不明確である上、権利の濫用となる場合を広範囲に認めようとするものであって、独自の見解である。

イ 時効制度は、事実状態に対する社会の信頼の保護と、法律関係の安定を主たる目的とするものであり、援用は時効の利益を受けることを表明すれば足りる。したがって、援用の理由や動機の正当性は要求されないし、不法行為や安全配慮義務違反の態様の悪質性や被害の重大性は、権利消滅の効果に影響しないというべきである。

時効制度に対する信義則違反や権利濫用の無制限な運用は時効制度を無意味化する危険性があり、時効の援用が権利の濫用とされる場合は極めて限定的に解すべきである。時効援用が濫用となるか否かは、債権者が訴え提起その他時効中断の挙に出ることを債務者において妨害し若しくは妨害する結果となる行為に出た場合、又は債権者と債務者とが近親者等特殊な関係にあるため債権者に時効中断の挙に出なかったことをもって消滅時効を援用することが社会的に許容された限界を逸脱するものと認められる場合に当たるかどうかによって判断すべきである。

そして、被告三井の時効援用は、上記のいずれにも当たらない。

他方、原告らは、これまで提訴が困難であるから、提訴できなかったのではなく、靖国問題や教科書問題といった近時の日中間の政治問題に抗議するために戦争当時の問題を持ち出してきたにすぎない。

ウ また、本件は50年以上前の戦中の事実に関する事件であり、当時の証拠資料は散逸し、証人となるべき者も故人となっていて、もはや立証が不可能であるところ、こうした立証の困難性は、時効の存在理由であ

る長期間の経過によるものであるから、被告三井は消滅時効によって救済されるべきである。

エ よって、被告三井の時効の援用は、権利の濫用に当たらない。

(被告三菱の主張)

(1) 民法724条前段の3年の時効は、同法166条1項により、損害賠償請求権を行使することができる時から進行する。

ア(ア) 原告らが被告三菱の各事業所における労務提供を終了した昭和20年8月15日から3年後である昭和23年8月15日は経過した。

(イ) 原告崔■■■■は遅くとも昭和20年11月ころ、原告銭■■■■及び同関■■■■は同月ころ、同関■■■■は同年12月ころ、同轟■■■■は同年10月ころ、同李■■■■は同年9月、同唐■■■■は遅くとも同年12月ころ帰国をした。上記原告らが帰国をした日から3年を経過した昭和23年の応答月日は経過した。

(ウ) 被告三菱は、原告らに対し、平成17年7月13日の本件口頭弁論期日において、上記消滅時効をいずれも援用するとの意思表示をした。

イ(ア) 公民出国入国管理法が施行された昭和61年2月1日以降、中国においても私事による出国が認められるようになって、原告らは損害賠償請求権を行使することが現実に期待することができるようになった。

(イ) 同日から3年後である平成元年2月1日が経過した。

(ウ) 被告三菱は、原告らに対し、平成17年9月21日の本件口頭弁論期日において、上記消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(2) 同条前段の時効の起算点を、被害者が、客観的に権利行使可能な状況のもと、具体的な事実関係に基づいて加害者に対する権利行使ができることを認識したときとする原告らの主張は、条文の文言から逸脱している上、その主張に係る具体的事実が恣意的にすぎる。

ア 我が国の裁判制度は国交のない国の国民に対して訴権を制限しておら

ず、また、国交正常化前から日中間の人的交流が頻繁に行われていたから、日中国交断絶は、原告らの権利行使可能性を奪うものではない。

イ 平成7年3月9日に銭外相が、日中共同声明で放棄した権利に個人の賠償請求権は含まれないと発言したことによって、一般中国人が日本国を被告とする訴訟を提起することが可能になったといった事情は、原告らの主観的認識の有無であり、事実上のものにすぎず、法律上、それ以前に権利行使の可能性がなかったものではない。

ウ 原告らは、本件訴訟弁護団と出会い、また、平成14年4月の一陣訴訟の判決を知らなければ権利行使が不可能であったと主張するが、そうしたことによって権利行使の可能性が判断されるのは、あまりに恣意的である。

(原告らの主張)

(1) 消滅時効期間の起算点

ア 総論

消滅時効の制度趣旨は、権利行使ができる状態にありながら、長期にわたって権利行使をしなかった者は法の保護に値しないものとしてその権利喪失を認める点にあり、民法724条前段が起算点を損害及び加害者を知った時とする趣旨は、被害者が認識しないところで権利を消滅させないことにある。したがって、上記消滅時効の起算点は、被害者が、客観的に権利行使可能な状況の下で、具体的な事実関係に基づいて加害者の違法行為によって損害が発生したことを具体的に認識し、加害者に対する権利行使ができることを認識した時と解すべきである。

イ 本件における考慮事情

(ア) 中華人民共和国と日本との間には戦後長く国交がなく、昭和53年(1978年)の日中平和友好条約によって、正常な国家関係の基礎が法的に確立したが、中国政府が対日関係に配慮する中で、一般の中

国人が政府の対日配慮を無視して、具体的な権利行使をすることは許されなかった。

昭和61年（1986年）2月1日、公民出国入国管理法が施行され、私事による出国が認められたが、出国後、国家の利益に重大な損失をもたらすおそれがある場合等には出国を許可しないとされており、中国として、個人の戦争被害者が損害賠償請求権を行使することができるか否かについて明確な判断を示していなかったため、原告らの出国申請は許可されなかったものと考えられる。また、日本の入国査証の取得には、日本に居住する身元引受人が必要であり、そのためには、中国国内で日本の弁護士等に面接する必要があるが、当時の法制度において、日本人が原告らの居住地を訪ねることは容易でなかった。

(イ) 平成7年（1995年）3月9日、銭其琛外相は、対日戦争賠償問題について、「日中共同声明で放棄したのは国家間の賠償であって、個人の賠償請求は含まれない」「補償の請求は国民の権利であり、政府は干渉すべきでない」と発言し、一般の中国国民が日本国を相手に賠償請求の訴訟を提起することが政治的、社会的に可能となった。

しかし、原告らは、行き先も知らされずに連行され、強制労働に従事させられたため、連行された経路や稼働した炭鉱を明確に認識していない原告らがほとんどであり、また、裏付け資料がなく、被告国は手掛かりとなる外務省報告書の存在を否定していたから、訴訟提起することが事実上できなかった。そして、平成5年（1993年）5月17日のNHKの報道によって、被告国は同報告書の存在を認めたが、原告らは中国全土に散在し、中国政府も強制連行・強制労働に関する客観的かつ正確な資料を有していなかったから、加害者の特定等のためには、中国側及び日本側の弁護士の存在が不可欠であった。

(ウ) 中国人弁護士康健は、平成8年8月から、強制連行等の問題に関わ

り始め、被害者らと接触した。被害者らは、康健弁護士を通じて、損害賠償等請求訴訟の受任を求め、原告ら代理人は、平成12年4月4日までに原告らと面談して委任状を受領し、同年5月に一陣訴訟を提起した。

原告らは、平成14年4月26日、福岡地方裁判所で言い渡された一陣訴訟の判決に接し、日本の裁判所に提訴することで権利行使できることを知って、本件訴訟を提起した。

(エ) したがって、原告らが被告らに対する損害賠償請求権の行使が可能になったのは平成12年ころ又は平成14年4月以降であるところ、原告らは、平成15年2月28日及び同年4月30日、本件訴訟を提起しており、時効は完成していない。

(2) 信義則違反ないし権利濫用を基礎づける事実

時効の援用が、著しく正義・公平に反するときは、これを制限すべきである。そして、その判断に当たっては、①権利不行使に対する非難性の欠如、②権利不行使に対する義務者の阻害度、③義務者の保護の不適合性などを検討すべきである。

本件について上記の判断要素を検討すると、以下のとおりである。

ア 権利不行使に対する非難性の欠如

(ア) 原告らは、終戦後塘沽に送還された際、金もなく、着の身着のままであった。原告らは、内戦の混乱の中、侵略で荒廃した農村に帰郷し、広大な中国各地に散らばって、連絡を取り合うこともできなかった。原告らのほとんどは貧しい農民で、教育も受けておらず、字の読み書きもできず、法的知識は皆無である。原告らが都市部にしかいない弁護士を捜し出し、訴訟委任することなどできなかった。北京で一般市民が弁護士を利用することができるようになったのは、平成3年（1991年）ころである。

(イ) 原告らは、日本の侵略の最大の被害者であるが、中国においては、対日戦争中に「敵国のため働いた者」と評価された。このような状況で原告らが自ら日本で労働させられた者として名乗りを上げることは不可能であった。

(ウ) a 日中間の出入国、特に原告らの多くが居住する農村からの出国は長い間困難であった。両国の正常な国家関係の基礎が築かれたのは、昭和53年（1978年）の日中平和友好条約によってであるが、中国の法制上、私事による出国は長く認められなかったし、昭和61年（1986年）2月1日に公民出国入国管理法が施行され、私事による出国が可能となった後も、中国政府は対日配慮の政策をとっていたため、仮に日本での提訴の目的で出国許可を申請された場合、同法の旅券不許可事由である「国家の利益に重大な損失を与える」とされたはずであり、平成7年（1995年）3月の銭発言までそのような状況が続いたが、中国の政治体制では、政府の発言がないままで中国国民が日本に対して戦争賠償を求める裁判をすることは実際には不可能である。

また、日本の入国査証の取得に当たっても、招聘保証書や身元保証人の納税証明書等が必要であった。

さらに、長い間、農村地域は対外開放地域ではなかったため、日本人の弁護士は、原告らの居住する農村地域に行くことができなかったし、他方、被害中国人が北京に来て日本人弁護士と会おうとしても公安機関に追い返され会うことができなかったこともある。仮に、日本人弁護士が戦後補償裁判の提訴目的で、入国しようとしても、銭外相発言までは、入国不許可事由である「中国の利益に危害をもたらすその他の活動をするおそれがある」に当たるとされたはずである。

b 平成7年（1995年）当時の中国の農村家庭一人当たりの純収入は日本円で月額約1100円，都市家庭一人当たりの生活費収入は同じく月額約2800円であり，しかも原告らは高齢で無収入であるから，北京までの交通費，日本への渡航旅費等の捻出は不可能であった。また，原告らの多くは字も読めず，情報収集も困難であった。

そのような中，被告らは，本件に係る証拠資料を隠滅し，強制連行・強制労働の事実を否認し続けた。外務省報告書と事業場報告書は，原告らの権利行使を可能にするほとんど唯一の有力な証拠である。

c 1990年代後半まで，原告らは権利行使できなかつたのであり，権利の上に眠っていたわけではない。

イ 権利不行使に対する義務者の阻害度

(ア) 被告らは，被告らが作成し所持保管していたはずの強制連行・強制労働に関する文書（事業場報告書，外務省報告書及びこれらの基礎資料）を戦後まもなく廃棄処分し，外務省報告書も，1993年（平成5年）夏のNHKのスクープ報道までは，すべて焼却処分されたものと説明されていた。被告国は，資料がなくなったことを理由に，戦後一貫して国会など公式の場において，強制連行・強制労働の事実自体を認めず，自由意思による雇用契約であったと主張した。また，戦後外務省が中心となり，厚生省とも打ち合わせて，中国人強制連行・強制労働の問題が国会で取り上げられないように工作し，事実を解明して，加害者を刑事訴追する義務を怠った。

また，被告会社らは，事業場報告書の自らの責任にかかわる事項（処遇内容，死因など）についてはことさら虚偽の事実を記載した。

ウ 義務者の保護の不適合性

原告らに対しては日常的に暴力・虐待が加えられ、食事も満足に与えず、一切の自由を奪い、休日も与えず、約束されていた賃金も支払わず、日本の処遇に抗議等を行った者は逮捕・拷問し、場合によっては殺害したところ、かかる被告らの行為は、当時の日本の法規に照らしても違法で、加害責任は明白である。

また、戦後、被告らは、原告らの身柄を保護して本国へ送還し、原告らに未払賃金を支払うなど、損害の回復を図る義務があった。

しかし、被告らは、原告らが帰国し、日中の国交断絶や、強制連行・強制労働を裏付ける資料を自ら廃棄した結果具体的な資料がないことを奇貨として、強制連行・強制労働の事実を否認しているのであって、被告らに時効制度の保護を与える必要性が乏しい。

被告国は、昭和25年政令22号「国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令」により、強制連行・労働被害者に支払うべき賃金を、被告三井等の企業に供託させ、同供託に関しては、供託通知を行う義務を免除するとともに、供託物還付請求権については消滅時効の規定を適用しないこととした。そうであれば、同様に損害賠償請求権についても時効不適用とすべきである。

被告会社らは、本件強制連行・強制労働により多額の利益を上げた上、戦後においては被告国から多額の補償を受けている。

エ 時効によりもたらされる結果が著しく正義公平に反すること

被告らは、武力を背景に原告らを強制的に日本国内に移入させ、上記ウのとおり加害行為によって労働に従事させて、傷害を負わせるなど心身に計り知れない苦痛を与え、戦後においても一切の謝罪も補償もしていない。他方で、被告国は、中国人の強制連行・強制労働実施による「損失補償」として、戦中から終戦直後にかけて、被告会社らに対して多額を交付している。

以上の諸事情によれば、被告会社らが本件において民法724条前段の時効を援用することは信義則に反し、権利の濫用に当たる。

(3) 戦争犯罪・人道に対する罪についての時効の不適用

ポツダム宣言10項は、「俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナ処罰ヲ加エラルヘシ」と定めていた。極東国際軍事裁判において一般人抑留者と呼ばれた者が原告ら強制連行・強制労働者であるが、日本が昭和18年1月7日に定めた「軍抑留者取扱規程」（陸密7391）において、昭和4年のジュネーブ俘虜条約に準じ、抑留者に対する適正な取扱規程等が規定されており、原告らは俘虜条約に即して扱われるべきであった。

したがって、原告らに対する本件強制連行・強制労働は戦争犯罪であり、また、「奴隷的虐待」（極東国際軍事裁判所憲章5条）であって、人道に対する罪にも当たるところ、これらの罪について時効の不適用を宣言している昭和43年（1968年）11月16日の国連総会で採択された「戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用条約」（日本は批准していない。）等を通じ、重大な人権侵害については、国際慣習法として時効を適用しないという原則が確立されている。

そして、同条約が適用される対象は個人であり、刑事罰の問題であるが、国家自体がかかる罪を行った場合、国家を刑事罰に処することはできないから、民事の損害賠償債務について上記原則を適用し、時効不適用とすべきである。

(別紙11) 戦前の不法行為についての民法724条後段の適用

(被告国の主張)

- (1) 最高裁判所第一小法廷平成元年12月21日判決・民集43巻12号2209頁(以下「平成元年判決」という。)及び同第二小法廷平成10年6月12日判決・民集52巻4号1087頁(以下「平成10年判決」という。)が判示するとおり、民法724条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものである。
- (2) 除斥期間の起算点は、同条後段の「不法行為ノ時」という文言は加害行為を意味するのが通例であること、及び、同条前段の時効が被害者側の主観的事情に左右されるため、加害者の法的地位の安定という観点から、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を図るという除斥期間の制度趣旨からすると、加害者にとっても明確かつ客観的な起算点であることが望ましい。したがって、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、損害発生の原因となる加害行為の時がその起算点となると解すべきである。
- (3) 原告らは、除斥期間の適用を正義・公平の理念によって制限すべきであると主張する。しかし、原告らは、時効の規定と除斥期間の規定を同列に論じ、時効の援用が権利濫用に当たる場合と同様の判断要素によって、除斥期間の適用が制限される旨主張する点で、平成元年及び平成10年判決に反する。本件は、平成10年判決と事案を異にし、同判決の射程外である。

平成10年判決は、他の法文に根拠を求めることができる極めて例外的な場合に限って、民法724条後段の除斥期間の適用が制限されるとしたものである。そして、本件は、同判決が判示する「およそ権利行使が不可能である」場合ではないし、同判決が指摘する時効の停止等のような除斥期間の適用を制限する根拠となるものは何ら存しない。原告らは、民法1

58条ないし161条に規定する権利行使を不能ないし困難ならしめる事由を全く主張せず、著しく正義・公平の理念に反する場合には、除斥期間の適用を一般的に制限すべきであると主張するにすぎず、原告らの主張によれば、極めて広範かつ無限定に除斥期間の適用が制限されることになり、民法724条後段の除斥期間の法意に反する。また、原告らは、除斥期間の経過が否定される一定の期間も主張していない。

- (4) したがって、仮に不法行為に基づく原告らの損害賠償請求権が認められるとしても、原告らが主張する加害行為から本訴提起までに既に20年経過しており、本訴提起の時点で既に消滅している。

(被告三井の主張)

- (1) 民法724条後段は除斥期間を定めたものである。
- (2) その起算点は、文言上、不法行為時であるところ、当該不法行為は昭和20年8月15日には終了した。
- (3) 「著しく正義・公平に反し」、「条理にもかなう」として除斥期間の適用を制限するとすれば、まさに法律に基づかない裁判である。

(被告三菱の主張)

- (1) 民法724条後段は、法律関係の速やかな確定を目的とする除斥期間を定めたものであり、平成元年判決も同旨の判示をしており、判例上、同条後段の法意は確定している。

原告らの主張する被告三菱の加害行為は日本を離れた時点で終了しており、遅くとも原告らが帰国して被告らの実質的支配から離脱した時点と同条後段の期間の起算点とすべきである。したがって、原告らが、被告三菱の各事業所で労務提供を終了した昭和20年8月15日から20年を経過した昭和40年8月15日の経過をもって、又は、原告崔■■■■は遅くとも昭和20年11月ころ帰国、原告銭■■■■，原告閻■■■■は同月ころ帰国、原告閻■■■■は同年12月ころ帰国、原告聶■■■■は同年10月ころ帰国、原告李■■■■

■は同年9月に帰国、原告唐■は遅くとも同年12月ころ帰国したというのであるから、各月から20年を経過した昭和40年の各応答月の経過をもって、除斥期間が経過した。

- (2) 平成10年判決は、本人が意思無能力で法定代理人もいないため、被害者の権利行使が法律上不可能であったという特段の事情がある場合に、民法158条の法意に照らし、極めて限定的な場面に限って同法724条後段の適用を制限することを認めているにすぎず、信義則違反や権利濫用の法理という一般法理によって除斥期間の適用が制限されるという一般的な解釈をしているのではない。

本件では、原告らにおいてその意思能力に欠けるところはなく、また、仮に原告らの主張する不法行為が事実であったとしても、原告らの本訴提起が不法行為の時から20年を経過する以前でなかったことが被告の不法行為に起因するものでもないのであるから、上記判決にいう特段の事情が認められる場合には当たらない。

- (3) 判例上、民法724条後段の除斥期間には信義則違反や権利濫用の法理の適用は認められておらず、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を図る除斥期間の趣旨からすると、これを更に一般化したり類型化を試みることはできないし、正義・公平の観点から改めて除斥期間の規定を適用する具体的妥当性を探求することは、実定法の解釈の域を出るものである。

また、原告らが主張する判断要素に沿って検討しても、①戦争賠償は私人間でなく国家間で解決されるべき問題であるから、権利を消滅される公益性は乏しくなく、②事業場報告書によってもどのような強制的行為が行われたか不明であり、被告三菱の義務違反による損害賠償義務の存在が十分に立証されているとも、その義務違反が明白ともいえず、③原告らが権利行使不可能として主張する事情は、原告らの主観的認識や事実上のものにすぎないから、本件では権利消滅が認められるべきである。

(4) 仮に、民法724条後段が時効であるとすれば、被告三菱は、原告らに対し、平成15年9月10日の本件口頭弁論において、上記(1)の各時点を起算点として20年が経過したことによる消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(原告らの主張)

(1) 民法724条後段の定める期間の法的性質

同条後段の沿革のほか、20年の期間は、同条前段の3年間の起算点に損害及び加害者の認識を関わらせたために浮動的となる期間を制限するために設けられたものであるが、その制限は一般の時効期間によって制限しようとしたものであったという立法趣旨、同条前段が「時効ニ因リテ消滅ス」と規定していることを承けて、同条後段は「亦同シ」と規定していること、長期間の定めを時効期間としていたドイツ民法、プロイセン普通州法を参考に規定されたものであり、立法者の意思も時効期間であったこと及び加害行為時から相当期間を経て損害が発生したり、被害者において加害者を認識することが困難であって、加害行為から20年以上を経て提訴するに至った事案もあること、同条後段の期間経過の主張を正義・公平の観点から制限する必要がある場合があり、時効期間と解する方が事案の妥当な解決を図れること等を考慮すると、同条後段は、除斥期間ではなく、長期時効期間を定めたものと解するべきである。

(2) 同条後段の定める期間の起算点

ア 724条後段の「不法行為ノ時」は、客観的に権利行使が可能であることを前提とするものであり、不法行為の時から20年以内に被害が発生し、被害者において被害と加害者を認識できることが前提となっている。したがって、その起算点は、不法行為時ではなく、損害が発生し、被害者の権利行使が客観的、一般的に期待できる状況になった時と解するべきである。

イ 本件における起算点

本件のように、原告らが権利行使をするためには、国交のなかった日本の裁判所に提訴しなければならず、しかも、加害行為の時から20年の期間内は、日本へ渡航することもできなかつたような場合には、権利者が権利を行使することが客観的に不可能であったといえる。したがって、本件における724条後段の期間の起算点は早くとも中国人が日本へ入国して権利行使することが客観的に可能となった1990年代後半又は平成12年ころである。

被告国は、ポツダム宣言受諾後も原告らの主張する保護義務を果たしておらず、平成5年5月までは中国人に対する強制連行・強制労働の事実を否認し続け、本件訴訟においても事実に対する認否さえ行っておらず、その加害行為は現在も継続しているのであって、被告国の不法行為に基づく損害賠償請求権は、同条後段の時効は未だ進行していない。

(3) 民法724条後段の適用制限

ア 仮に、同条後段の定める期間が除斥期間であるとしても、除斥期間の適用の結果が著しく正義・公平に反し、その効果を制限することが条理にかなうと認められる場合は、除斥期間の効果は制限されるべきである。

平成10年判決も、期間の経過のみで画一的に権利を消滅させるのではなく、当該具体的事案に応じて正義公平の理念から権利を消滅させることが条理に適うかを具体的に判断すべきであるという趣旨であり、本件においてもかかる実質的判断が求められる。その判断要素は、時効の場合と共通である。

イ(ア) 別紙10「戦前の不法行為についての民法724条前段の適用」(原告らの主張)(2)同旨

(イ) (ア)の諸事情を総合判断すると、被告らについて、民法724条後段の除斥期間を適用することは正義・公平の理念に反するから、その適

用は制限すべきである。

(別紙12) 戦前の安全配慮義務違反に対する時効援用

(被告三井の主張)

(1)ア 別紙 10「戦前の不法行為についての民法724条前段の適用」(被告三井の主張) (1)アないしウと同旨

イ 同(2)アと同旨

(2) 上記(1)ア、イの各日時から10年が経過した。

(3) 被告三井は、平成15年7月10日の本件口頭弁論弁論期日において、上記(1)イの消滅時効を、平成17年9月21日の本件口頭弁論弁論期日において、同アの消滅時効をそれぞれ援用するとの意思表示をした。

(被告三菱の主張)

(1)ア 債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、同損害賠償請求権を行使しうる時であるところ、原告らが、被告三菱の各事業所で労務提供を終了した昭和20年8月15日から10年を経過した昭和30年8月15日の経過をもって、又は、原告崔■■■■は遅くとも昭和20年11月ころ、同銭■■■■及び同閻■■■■は同月ころ、同閻■■■■は同年12月ころ、同聶■■■■は同年10月ころ、同李■■■■は同年9月、同唐■■■■は遅くとも同年12月ころ帰国し、各月から10年を経過した昭和30年の各応答月が経過した。

イ 被告三菱は、原告らに対し、平成15年9月10日の本件口頭弁論期日において、上記各消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(2)ア 上記5 (被告三菱の主張) (1)イ(ア)と同旨

イ 平成8年2月1日が経過した。

ウ 被告三菱は、原告らに対し、平成17年9月21日の本件口頭弁論期日において、上記消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(原告らの主張)

(1) 時効の起算点

ア 総論

民法166条1項の「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」とは、権利の行使についての法律上の障害がないことだけではなく、権利の性質上、その行使を現実に期待できる時をいう（最高裁昭和45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号771頁）。そして、その判断に当たっては、一般人を基準として、一般の市民感覚に照らして、具体的な権利行使の可能性があるかどうかを判断すべきであり、権利の性質として、権利そのものの性質のほか、被害の発生の仕方や当事者が置かれた状況、証拠の有無等の客観的状況を勘案して提訴の可能性を考慮し、勝訴の可能性がほとんどない場合には、権利行使を現実に期待することはできない。

イ 本件における起算点

以下の事情によれば、原告らの権利行使が現実に期待できるようになったのは早くとも平成12年であり、時効の起算点はそのころとすべきである。

(ア) 日中の国交が昭和47年の日中共同声明によって正常化され、昭和53年の日中平和友好条約が締結されるまでは両国の国交はなく、原告ら一般中国人が日本へ渡航することは、特殊な例を除き、不可能であった。

その後、中国において私事による出国が認められるようになったのは昭和61年（1986年）2月1日に公民出国入国管理法が施行されたが、同法には、外国で訴訟提起する目的による出国は出国事由とされておらず、同日以降、原告らが外国での提訴を目的として渡航することができるようになったとはいえない。また、同法8条5号では、「出国後、国家の安全に危害をもたらし、又は国家の利益に重大な損失をもたらすおそれがあると認定した者」については、出国を許可しないと規定されていたところ、本訴は被告らの責任を追及するもので

あるから、中国の行政機関による制限も考えられた。したがって、同日以降も、原告らが日本に渡航することは事実上不可能であった。また、日本への入国査証の取得の要件も厳しく、原告らの渡航費用や滞在費等の捻出も困難であって、日本への渡航は困難であった。

そして、原告ら一般中国人が日本へ渡航できるようになったのは、平成12年以降、中国国内における旅券申請の手続及び要件が緩和されてからである。

- (イ) 平成7年（1995年）の銭発言によって補償の請求は国民の権利であるとされ、中国政府が対日関係優先の姿勢を変更したことにより、原告らは政治的社会的に権利行使が可能となった。
- (ウ) 原告らは被告会社らの名前等を明確に認識していなかったため、提訴に当たって、被告会社らを特定するに足りる資料が必要であったところ、そのために不可欠な証拠資料である外務省報告書や事業場報告書が公になったのは平成5年であり、これらを中国人弁護士等が入手したのは平成8年（1996）年ころ以降である。したがって、それ以前に原告らが権利行使することは事実上不可能であった。
- (エ) 原告らが中国に在住する中国人であり、被告らが賠償義務を否定する主張をしていたため、原告らには日本の裁判所に提訴するほか権利行使の方法がなかった。したがって、本件提訴には、中国人弁護士等の協力が必要であったが、中国人の康健弁護士が原告らを訪問し、個別調査を開始した平成9年（1997年）より前に原告らが権利行使することは不可能であった。また、本件提訴には、日本の法律や法制度の知識が必要であったから、日本人の弁護士も必要であり、本件は論点も複雑困難で、訴訟提起のためには弁護団の存在が不可欠であったところ、福岡の弁護団が組織されたのは、平成11年（1991年）であった。

(オ) 中国人の対日感情が悪く、被害者自身、自らの強制連行・強制労働の被害を公にできなかつたし、被告らが強制連行・強制労働の事実を否認し、証拠資料を隠ぺいしたため、原告らは政治的な迫害・差別を受け、また、強制労働によってほとんどの者が健康を害して帰国後も十分に働くことができず、経済的に困窮したために提訴が遅れたものである。

(2) 消滅時効援用の信義則違反ないし権利濫用

上記5（原告らの主張）(2)の諸事情を総合すると、被告会社らが本件において民法167条1項の時効を援用することは信義則に反し、権利の濫用に当たる。

(別紙13) 原告らの来日の経緯

1 行政供出された者

(1) 住所地等で生活中、突然日本軍に拘束された者

原告楊 [1], 同劉 [2], 同王 [3], 同孟 [4], 同張 [5], 同姚 [6], 同張 [8], 同田 [9], 同李 [10], 同李 [12], 同李 [13], 同趙 [14], 同範 [15], 同崔 [19], 同凡 [20], 同劉 [22], 同薰 [28], 同田 [32], 同李 [33], 同錢 [34], 同閻 [35], 同閻 [36], 同李 [44] は、いずれも住所地の村等で生活中、突然日本軍に拘束された。拘束後の主な状況は、次のとおりである。

原告楊 [1] は、数十人の中国人とともに広場に集められて、銃を持った日本人に取り囲まれ、その後、日本兵に護送されるなどして塘沽に連行された。

同劉 [2] は、銃を所持した者らに四、五キロメートル離れた村まで連行され、数十名が集められて日本兵に囲まれた後、空き家に入れられ、邯鄲を經由して塘沽に連れて行かれた。

同王 [3] は、村内の空き地に集められた後、徒歩と車で邯鄲へ連行されて収容され、その後、貨車で塘沽へ連行された。塘沽の収容所で、鉄条網から1メートル離れたところで仲間が小便をし、尿を鉄条網に跳ね上げると、電気ショックで鉄条網に引きつけられたのを目にした。それを見た日本兵は、仲間が死亡するまで電気を切らず、その死後、「奴が感電死したのが分かったか。(中略) 逃げ出す気が起きないようにおまえ達にも見せてやった。」と言った。

同孟 [4] は、かいらい軍によって縄で縛られて徒歩で連行され、その後、縛られたまま、トラックで塘沽に護送された。

同張[5]は、拘禁され、仲間が焼きごてで拷問されたのを見た。その後、日本兵によって二人一組で縛られて貨車に乗せられ、邯鄲に連行され、銃を持った日本兵に見張られて室内に監禁された後、貨物車で塘沽に到着し、日本兵に徒歩で連行され、多数の中国人とともに監禁された。

同姚[6]は、八路軍の連絡員もしていたが、日本兵に囲まれて連行された後、銃を持つ日本兵が見張る客車に多数の中国人とともに乗せられて塘沽に着き、鉄条網が張り巡らされ、日本兵と犬が見張る空き地に集められた。そして、1日を過ごして船に乗せられた。

同張[8]は、トーチカ（防御陣地）に連行されて日本人に監視された後、日本兵によって縄で縛られて貨車に乗せられ、邯鄲を経て北京に到着し、その後、塘沽で下車した後、銃剣を所持した日本人が監視する海辺の収容所に入れられ、日本で石炭の仕事をさせられることを聞かされて船に乗せられた。

同田[9]は、河南省洛陽回青阜に出稼ぎ中に拘束され、銃を所持した日本兵に見張られた汽車に乗せられて塘沽に連行され、鉄条網で囲まれた飯場に約半年間拘束された。その後、貨物船に乗せられた。

同李[10]は、銃刀を所持した日本兵に連行されて寺に監禁された後、邯鄲の日本軍駐屯地に送られ、しばらくして縛られた状態で汽車で塘沽に送られた。周囲を金網で囲まれ、日本兵に監視された収容所において勞工として日本に行くと言われ、船に乗せられた。

同李[12]は、水駅に連行され、連行されてきた多数の中国人とともに鍵のかかった貨車に乗せられて塘沽に到着した。そして、鉄条網に囲まれた兵舎に連行され、約半月滞在した後、「火輪」という船に乗せられた。

同李[13]は、八路軍に参加していたが、病気のため実家に戻ったところ、日本兵に拘束されて手錠をはめられ、銃を所持した日本兵が見

張りをする日本の憲兵隊の監獄へ連行された。その後、手錠を掛けられ、2人の日本兵に日本軍の147部隊に客車で連行された後、華北労工協会に連れて行かれた。そして、貨車に乗せられ、銃を持った日本兵に見張られて塘沽に到着し、周囲に鉄条網が張られたテントに收容された後、船に乗せられた。

同趙■■■■〔14〕は、憲兵隊の駐屯地に收容された後、両腕を縛られて貨物列車で石家石門の收容所に連行された。同收容所では中国人が見張りをしてしたが、6、7か月ここで過ごした後、貨物列車に乗せられて塘沽へ連行された。同所では日本軍の見張りがあり、周りを壁で囲まれた建物に收容された後、船に乗せられた。

同範■■■■〔15〕は、縄で腕を縛られて日本兵に監獄へ連行され、その後、腕を縛られた状態で新楽駅に連れて行かれて貨物列車に乗せられ、石家石門に到着した。同所では、周囲を鉄条網の付いた塀で囲まれ、日本兵が銃を持って見張りに立つ建物に收容された。しばらくして、再び列車に乗せられて塘沽へ連行された。同所の建物に收容された後、日本で働くことを聞かされて船に乗せられた。

同崔■■■■〔19〕は抗日政府の職員として出張中、突然拘束され、日本軍のいる建物に連行された後、片腕を縄で縛られて徒歩で駅まで連行された上、貨車に乗せられ、銃を持つ日本兵に見張られて、石家石門の日本軍の管理する宿舎に連れて行かれた。窓には鉄格子があり、銃を持った日本兵が見張った同宿舎の部屋に入れられて監禁され、しばらくして、縄で腕を縛られ、銃を持つ日本兵に監視されて、徒歩で石家石門の駅まで連行され、貨車に乗せられて、北京を經由して塘沽に到着した。そして、周囲を鉄条網で囲まれ、中国人の歩哨が立ち、銃を持つ日本兵が見張る建物にしばらく監禁された後、貨物船に乗せられた。

同凡■■■■〔20〕は、日本兵やかいらい軍の見張る監獄に連行され、そ

の後、日本兵等に銃剣で脅されて駅まで徒歩で連行されて貨物列車に乗せられ、銃剣を持つ日本兵に見張られて塘沽に到着した。そして、日本兵に縛られ、徒歩で、日本兵が歩哨に立ち、周囲を鉄条網で囲まれた収容所に連行され、しばらく滞在して、日本兵に再び縛られて連行され、船に乗せられた。

同劉 [22] は、殴る、電気ショックを与えるなどの拷問を受けた後、駅から列車に乗せられ、他の中国人と互いに縄で縛られ、中国人に監視された状態で塘沽に到着した。そして、周りに柵が張り巡らされた、海辺の収容所に入れられた、2日後に船の乗せられた。

同薫 [28] は、村人と作業中、銃を持った日本軍と中国人に囲まれ、満州で仕事があるから働かないかと言われ、これを断らないでいたところ、駅近くの広場に多数の中国人とともに集められて、銃を持った日本兵及びかいらい軍に取り囲まれて見張られ、汽車に乗せられて、車中、日本兵及びかいらい軍に監視されながら塘沽に到着した。到着後、周囲を鉄条網で囲まれ、銃を持った日本軍やかいらい軍が監視する建物に収容された後、貨物船に乗せられた。

同田 [32] は、同様に捕まえられた多数の中国人がいる路上まで連行され、警察局等を経由して駅に連行された後、貨車に乗せられて塘沽に到着した。そして、銃を持った日本兵や中国人の見張りのついた建物に閉じこめられ、その後、船に乗せられた。

同李 [33] は、トラックに乗せられて警察局に連行された後、多数の中国人とともに手首を縛られて駅に護送された。そして、かいらい軍の兵士が監視する汽車に乗せられて北京前駅に到着すると、再び縛られ、かいらい軍兵士によって建物に連行され、鍵を掛けられて閉じこめられた。翌日、同駅から汽車に乗せられて塘沽に到着した。同所では、周囲を鉄線で囲まれ、銃剣を所持した日本兵が監視する、数棟の建物のある収容所に

数日収容された後、かいらい軍兵士に引率されて乗船した。

同銭 [34] は、日本軍の拠点まで連行されて工場の庭内に閉じこめられた上、口の上にタオルを乗せ、水を注いで呼吸できないようにする拷問を受けた。その後、縄で縛られて日本兵に駅まで連行され、汽車に乗せられて秦皇島に到着し、鉄条網で囲まれた屋敷に連行されて建物に押し込められた。数日後、再び汽車に乗せられ、日本兵の監視を受けながら塘沽に連行され、鉄条網で囲まれ、中国人が監視する、海辺の収容所に入れられた。収容所内で日本の地名等が記載された書類を受け取り、日本で働かされることが分かったが、日本兵の監視の中、塘沽の港まで歩かされて貨物船に乗せられた。

同閻 [35] は、村内の広い敷地に集められて十数人の中国人とともに拘禁された後、日本軍の拠点に連行されて数日閉じこめられ、その後、汽車で秦皇島駅まで連行されて、数日間、建物に監禁された後、再び汽車に乗せられて塘沽に到着した。そして、徒歩で、海辺の収容所に着き、約1か月滞在した後、港から乗船させられた。

同閻 [36] は、綱で縛られて日本軍の拠点に連行され、日本兵に監視されて監禁された後、徒歩で駅に連れて行かれ、汽車に乗せられて、銃剣を所持した日本兵が同乗して秦皇島に到着した。そして、周囲に鉄条網があり、日本兵が歩哨に立つ、日本軍1482部隊の監獄へ連行されて監禁された後、再び貨物列車に乗せられて塘沽に到着し、海と鉄条網で囲まれ、銃を持った日本兵が見張る、華北勞工協会収容所に連行された。同収容所に1か月余り収容された後、日本兵に拘束されて港に行き、貨物船「小野丸」に乗船させられた。

同李 [44] は、近くの村の林に連行された後、トラックに乗せられて護送され、銃を持った数人の兵士が見張る建物内に監禁された。数日後、再びトラックに乗せられ、銃を持つ日本兵に見張られて護送され、建

物内に監禁された後、同様の日本兵に監視されて邯鄲駅に連行された。そして、貨車に乗せられ、石家庄に到着し、多数の日本兵やかいらい軍のいる場所の建物に收容された後、汽船に乗せられた。

(2) 八路軍に属して活動中に日本軍の捕虜となった者

原告朱■■■■〔7〕は、八路軍の一員として任務についていた際、日本兵及びかいらい団体の中国人に包囲されて捕らえられ、後ろ手に縛られて邯鄲にある日本軍の兵営に連行された。その後、邯鄲労工協会に連行され、縄で結ばれて貨車に乗せられて塘沽に到着し、鉄条網で囲まれた施設に收容された。約2か月後、日本で働くことになるかと告げられて乗船させられた。

同謝■■■■〔30〕は、日本軍との戦闘によって部隊からはぐれ、かいらい軍によって捕らえられ、縄で縛られて拘留された後、中国人警察官が見張りをする監獄に護送され、足枷をつけられた。しばらくして、後ろ手に縛られ、銃を所持した日本兵に監視されながらトラックで駅に連行され、貨車に乗せられて天津に到着して、日本軍の收容所に收容された。その後、手錠を掛けられ、日本兵に監視されて再び貨車に乗せられて塘沽に到着した。そして、周囲に鉄条網が張られ、銃を持った日本兵が見張りに立つ、海辺に近い建物に收容された後、日本兵に監視されながら船に乗せられた。

同王■■■■〔43〕は、拘束後、保定の日本軍司令部に監禁され、そこで懲役2年の判決を言い渡され、服役期間中の1944年12月ころ、日本軍に連れ出されて、手錠を掛けられて汽車に乗せられ、鉄条網で囲まれ、銃を所持した日本人がおり、中国人が監視していた、塘沽の收容所に連行された。そして、しばらくして銃を所持した者たちに見張られて徒歩で港へ行き、貨物船に乗せられた。

(3) 日本の憲兵隊に拘束された者

原告袁■■■■〔21〕は炭鉱労働を終えて帰宅中、日本の憲兵隊に拘束され、河北交通大学の部屋に連行されて監禁された。その後、日本兵の負傷

者ばかりの車両の汽車に乗せられて連行され、周囲を鉄条網で囲まれ、日本兵が監視する塘沽冷凍会社の収容所に拘束された後、船に乗せられた。

(4) 原告何 [11] は、村長から保定の飛行場工事に行くよう誘われ応募すると、村長によって日本軍に引き渡された。日本軍とかいらい軍に徐水駅に連行され、汽車に乗せられて塘沽に到着した。そして、鉄条網で囲まれた海岸の収容所に収容された後、貨物船に乗せられた。

(5) 日本の意を体した中華民国臨時政府の軍（以下「かいらい軍」という。）によって拘束された者

原告程 [23] は、八路軍の地雷を作るためのコークスを運ぶ作業中に捕まり、邯鄲の監獄に連行されて監禁され、2人1組で縄で縛られて貨物列車に乗せられて塘沽に到着した。そして、鉄条網で囲まれ、銃を持った日本兵が見張る、海辺の収容所にしばらく収容された後、船に乗せられた。

同李 [24] は、父が、かいらい軍に、保定で飛行場を作る仕事に出るよう言われたが、数日前にかいらい軍にけしかけられた犬に咬まれて負傷し、仕事ができる状態でなかったことから、その身代わりとして飛行場建設に従事することとなった。そして、縄を掛けられて日本軍の兵舎に連行された後、しばらくして駅に連れて行かれ、労工協会の関係者に引き渡されて、貨車に乗せられ、塘沽に到着し、周囲に鉄条網が張り巡らされ、日本兵とかいらい兵が銃を持って見張りをしている、海辺の建物に収容された。しばらくして、埠頭へ連行されて船に乗せられた。

同黄 [27] は町に買い物に行く途中、かいらい軍に捕らえられ、多数の中国人とともに集められて駅に連行されて汽車に乗せられ、塘沽に到着した。そして、周囲を鉄条網で囲まれ、銃を持った日本兵及びかいらい軍が監視する建物に収容された後、塘沽の港から貨物船に乗せられた。

同 [31] は農作業中に、かいらい軍に捕らえられ、警察局の中庭

に連れて行かれ、かいらい軍に連れられて汽車に乗せられ、途中、かいらい軍が監視する貨車に乗り換えて塘沽に到着した。そして、海辺に面し、鉄条網で囲まれ、正門では銃を持ったかいらい軍が見張りをする、広場にある建物に收容された後、日本兵から日本に行くことを告げられて船に乗せられた。

(6) 日本の意を体したと考えられる中国人に捕らえられた者

原告夏[25]は、中国人警察官に、日本軍の建設工事のため集まるよう指示され、警察に出向いたところ、駅に移動させられ、銃を持った中国人警察官と日本人が乗車している貨物列車に乗せられて塘沽に到着し、日本人に引き渡された。同所では鉄条網で囲まれ、銃を持った日本兵が見張りに立つ建物に收容され、日本人から、日本の炭鉱で石炭を掘る仕事をさせられることを聞かされた。数日後、徒歩で埠頭に連行され、貨物船に乗せられた。

同楊[26]は、市内に遊びに行った時、中国人警察官に突然捕らえられ、警察に集められた後、駅に連行され、貨物列車に乗せられて塘沽に到着した。同所において、日本兵や中国人警察官に監視され、周囲に鉄条網が張られた建物に十数日間收容された後、徒歩で港まで歩かされ、貨物船に乗せられた。

当時14歳であった同楊[29]は、保長（村の行政の責任者）に仕事があるから来いと命じられ、警察局に連れて行かれた後、集められていた多数の中国人とともに警察官の監視の下に駅まで歩き、貨車に乗せられて塘沽に到着した。そして、周囲に鉄条網が張り巡らされ、銃を持った日本兵が警備する、海辺の建物にしばらく收容された後、港に連行されて貨物船に乗せられた。

同聶[37]は、町で中国人の特務に捕らえられ、日本の憲兵隊に引き渡されて連行され、口から唐辛子入りの水を注ぎ込まれる拷問を受けた。

建物内に数日監禁された後、駅から汽車に乗せられて秦皇島に到着し、再び建物に数日監禁され、縛られたまま、汽車で塘沽に連行された。そして、同所の工場に監禁されたが、門外には銃を持った歩哨が監視していた。その後、日本兵に見張られて貨物船に乗せられた。

同牟■■■■〔40〕は、病院に診察に行った時、かいらい政府職員に捕らえられ、警察署に連行された後、鉄条網に囲まれ、銃剣を持った日本兵が監視する、日本軍1417部隊駐屯地に移送された。そして、両手を縛られ、日本兵に追い立てられて石家庄駅に連行されて汽車に乗せられ、唐山に到着した。翌日、再び汽車に乗せられて塘沽に連れて行かれ、周囲に鉄条網が張り巡らされた収容所に収容された。1か月ほど経過したころに来た日本人によって、数百人の中国人とともに船に乗せられた。

2 訓練生供出された者

原告高■■■■〔16〕は、村で農作業中、日本軍に拘束され、収容所に送られた後、日本兵に縛られて汽車で石家庄の勞工訓練所に押送されて同所で拘束されていた。そして、再び汽車で、手を縛られ、銃を持った日本兵に見張られて、塘沽の収容所に連行され、鉄条網を張り巡らされ、日本兵が監視する同収容所に収容され、その後、船に乗せられた。

同崔■■■■〔17〕は、八路軍の活動中、日本軍に拘束され、銃床等で激しく殴られたり、冷水を飲まされた上、腹部を蹴り上げ、斧の背で手指を激しく叩くなどの拷問を加えられた。そして、銃刀を所持した日本兵に監視されてトラックに乗せられ、収容所に連行されて収容された。その後、同様に日本兵に監視されてトラックで、塹の外を鉄条網で囲まれ、日本兵が銃を持って監視していた、石家庄の勞工訓練所に連行され、収容された。同収容所から脱走しようとした中国人は日本兵に見つかって殺された。そして、塘沽駅から、日本兵が管理する収容所に徒歩で連行された後、船に乗せられた。

同杜■■■■〔18〕は、自宅で、日本軍に拘束された。日本に協力する中国

人から、八路軍や共産党員の名前を教えるよう言われ、知らないと答えると、裸にされ、手を縄で縛られ、天井からつるされ、棒でひどく殴られた。その後、収容所に連行されて拘禁された後、石家庄の収容所に連行され、同収容所に数日間拘禁され、日本兵の監視する貨物列車に乗せられて塘沽に到着した。そして、日本兵の監視する同所の建物に収容された後、港まで徒歩で連行されて、船に乗せられた。

3 自由募集された者

原告李[38]は、台湾での仕事の募集広告を見て指定場所に赴いたところ、日本人が監視する倉庫に閉じこめられて数日間監禁され、その後、数百人の中国人とともに三菱埠頭に連行され、貨物船に乗せられた。

同唐[39]は大連、奉天での労働者の募集広告を見ていたところ、見知らぬ中国人から、条件の詳細をたずねることを勧められてこれについて行ったところ、多数の中国人とともに倉庫に押し込められ、数日後、日本人にトラックに乗せられて埠頭に連行され、船に乗せられた。

同司[41]は、大連か台湾の仕事があるとの募集広告を見て、これに応募したところ、試験を行うと言われて、中国人が管理し日本人が警備する倉庫に連れて行かれた。1、2か月後、日本兵に銃を突きつけられて埠頭に連行された後、「仁陽丸」という船に乗せられた。

同戚[42]は、台湾の企業の募集広告を見て応募したところ、他の中国人とともにトラックに乗せられて倉庫に連れて行かれ、同倉庫にしばらく滞在した後、トラックで上海の港に連れて行かれ、日本人及び朝鮮人が監視する貨物船に乗せられた。

同時[45]は台湾の鉄鋼会社の募集広告を見ていたところ、やって来たトラックに乗っていた中国人の勧めにより、これに乗り込むと、港に近い倉庫に送られたが、その前には銃を持った日本兵が一人見張りをしていた。その倉庫に入ると外に出ることを禁じられ、人数がそろったら台湾へ行くの

で待つように言われ、これを信じて待っていた。同倉庫で10日余り過ごし、同様の中国人が増えてきたので、トラックで埠頭に連れて行かれ、貨物船に乗せられた。

(別表1)

原告名，捕らえられた時期，その当時の満年齢，出港地の順で記載している。
なお，到着港は，全員，門司である。

- 1 楊 [REDACTED]
昭和19年(1944年)旧暦11月ころ
17歳(1927年旧暦5月7日)
塘沽
- 2 劉 [REDACTED]
昭和19年(1944年)旧暦11月ころ
18歳(1926年旧暦7月15日)
塘沽
- 3 王 [REDACTED]
昭和19年(1944年)旧暦11月ころ
17歳(1926年12月24日)
塘沽
- 4 孟 [REDACTED]
昭和19年(1944年)旧暦11月ころ
23歳ころ(1921年11月10日)
塘沽
- 5 張 [REDACTED]
昭和19年(1944年)旧暦11月ころ
13歳(1931年6月7日)
塘沽
- 6 姚 [REDACTED]
昭和19年(1944年)初めころ
20歳ころ(1924年3月6日)

塘沽

7 朱

昭和19年(1944年)冬

23歳(1921年10月8日)

塘沽

8 張

昭和19年(1944年)11月

20歳(1924年5月4日)

塘沽

9 田

昭和19年(1944年)6月

15歳(1929年3月8日)

塘沽

10 李

昭和19年(1944年)11月26日

19歳(1925年4月14日)

塘沽

11 何

昭和19年(1944年)3月ころ

18歳(1925年9月1日)

塘沽

12 李

昭和19年(1944年)4月11日か12日

19歳(1924年旧暦6月7日)

塘沽

13 李

昭和19年(1944年)2月ころ

17歳(1926年7月4日)

塘沽

14 趙

昭和18年(1943年)初めころ(同人は、1942年初めころと陳述するが、着山は昭和18年(1943年)7月であり、同人は石門に6,7か月、塘沽に2週間いた後、日本に来た。)

18歳ころ(1924年1月4日)

塘沽

15 範

昭和19年(1944年)旧暦8月終わり

19歳ころ(1925年)

塘沽

16 高

昭和19年(1944年)4月

21歳(1923年2月9日)

塘沽

17 崔

昭和18年(1943年)5月11日

17歳(1925年7月9日)

塘沽

18 杜

昭和19年(1944年)4月6日

20歳(1924年2月10日)

塘沽

19 崔

1945年5月

20歳（1924年2月14日）

塘沽

20 凡

昭和19年（1944年）3月29日ころ

24歳ころ（甲5萬田坑名簿記載の年齢が25歳（数え年））

塘沽

21 袁

昭和19年（1944年）旧暦12月8日

28歳ころ（1916年）

塘沽

22 劉

昭和19年（1944年）冬（同人は1943年と陳述するが、甲5四山坑名簿によると、着山は昭和20年（1945年）春である、また、同名簿には、同人の年齢（数え年）が18歳と記載されている。）

17歳（1927年4月6日）

塘沽

23 程

昭和19年（1944年）11月

22歳（1922年7月5日）

塘沽

24 李

昭和19年（1944年）4月

18歳ころ（1926年）

塘沽

25 夏

昭和19年(1944年)旧暦4月(同人は1943年春と陳述するが、甲5宮浦坑名簿によると、着山は昭和19年(1944年)春である、また、同名簿には、同人の年齢(数え年)が19歳と記載されている。)

18歳(1926年)

塘沽

26 楊

昭和19年(1944年)5月(原告本人は、1943年11月ないし12月と陳述するが、甲5宮浦坑名簿によると、着山は昭和19年5月26日であり、本人陳述録取書による拘束から着山までの期間1か月弱を差し引くと、上記のころ拘束されたと認められる。)

16歳(1927年)

塘沽

27 黄

昭和19年(1944年)10月ころ(原告本人は、1943年4月と陳述するが、甲5宮浦坑名簿によると、着山は昭和19年(1944年)10月31日であり、本人陳述録取書による拘束から着山までの期間が1か月未満であるから、上記のころ拘束されたと認められる。)

14歳(1929年6月14日)

塘沽

28 薰

昭和19年(1944年)4月

27歳(1916年8月28日)

塘沽

29 楊

昭和19年(1944年)4月

14歳(1929年8月19日)

塘沽

30 謝 [REDACTED]

昭和19年(1944年)7月2日

16歳(1927年10月)

塘沽

31 鄭 [REDACTED]

昭和19年(1944年)旧曆8月

20歳(1924年3月28日)

塘沽

32 田 [REDACTED]

昭和19年(1944年)旧曆1月

17歳ころ(宮浦坑名簿記載の年齢が18歳(数え年))

塘沽

33 李 [REDACTED]

昭和19年(1944年)旧曆8月15日ころ

14歳(1930年4月24日)

塘沽

34 錢 [REDACTED]

昭和19年(1944年)夏

18歳(1926年2月12日)

塘沽

35 閻 [REDACTED]

昭和19年(1944年)7月

24歳(1919年9月27日)

塘沽

36 閻 [REDACTED]

昭和19年(1944年)7月17日

15歳(飯塚坑名簿記載の年齢が16歳(数え年))

塘沽

37 聶 [REDACTED]

昭和19年(1944年)7月か8月

30歳ころ(1914年7月11日)

塘沽

38 李 [REDACTED]

昭和19年(1944年)7月

14歳(1929年9月18日)

上海

39 唐 [REDACTED]

昭和19年(1944年)8月

17歳(1926年9月19日)

上海

40 牟 [REDACTED]

昭和19年(1944年)8月

23歳(1921年2月25日)

塘沽

41 司 [REDACTED]

昭和19年(1944年)夏

24歳(1920年8月18日)

上海

42 戚 [REDACTED]

昭和19年(1944年)7月下旬

24歳(1920年1月29日)

上海

43 王 [REDACTED]

昭和19年(1944年)旧曆8月15日

20歳(1924年5月20日)

塘沽

44 李 [REDACTED]

昭和19年(1944年)5月6日

22歳(1922年10月10日)

塘沽

45 時 [REDACTED]

昭和19年(1944年)8月

19歳(1925年6月25日)

上海

(別表2) 就労事業場及び就労期間

- (ア) 趙[14]は、試験移入により、田川第二坑において、昭和18年(1943年)7月11日から昭和20年(1945年)8月まで労働に従事した。労働期間は、約2年1か月である。
- (イ) 崔[17]は、試験移入により、山野坑で、昭和18年(1943年)11月27日から昭和20年(1945年)8月まで労働に従事したので、労働期間は、約1年9か月である。
- (ウ) 楊[1], 劉[2], 王[3], 孟[4], 張[5], 劉[22]及び程[23]は、四山坑において、昭和20年(1945年)2月10日から同年8月まで労働に従事した。その労働期間は、約6か月である。
- (エ) 王[43]は、四山坑において、昭和20年(1945年)3月5日から同年8月まで労働に従事した。その労働期間は、約5か月である。
- (オ) 姚[6], 何[11]及び凡[20]は、萬田坑において、昭和19年(1944年)5月16日から昭和20年(1945年)8月まで労働に従事した。その労働期間は、約1年3か月である。
- (カ) 朱[7]は、萬田坑において、昭和20年(1945年)3月13日から同年8月まで労働に従事した。その労働期間は、約5か月である。
- (キ) 張[8]は、萬田坑において、昭和20年(1945年)2月10日から同年8月まで労働に従事した。その労働期間は、約6か月である。
- (ク) 田[9], 李[10]及び袁[21]は、萬田坑において、昭和20年(1945年)3月5日から昭和20年(1945

年) 8月まで労働に従事した。その労働期間は、約5か月である。

(ケ) 李 [12], 李 [24], 夏 [25], 楊 [26], 薰 [28], 楊 [29] 及び田 [32] は、宮浦坑において、昭和19年(1944年)5月26日から昭和20年(1945年)8月まで労働に従事した。その労働期間は、約1年3か月である。

(コ) 黄 [27], 謝 [30] 及び鄭 [31] は、宮浦坑において、昭和19年(1944年)10月30日から昭和20年(1945年)8月まで労働に従事した。その労働期間は、約10か月である。

(カ) 李 [13] 及び李 [44] は、田川第2坑において、昭和19年(1944年)7月6日から昭和20年(1945年)8月まで労働に従事した。その労働期間は、約1年1か月である。

(シ) 範 [15] 及び李 [33] は、田川第3坑において、昭和19年(1944年)10月30日から昭和20年(1945年)8月まで労働に従事した。その労働期間は、約10か月である。

(ス) 高 [16] 及び杜 [18] は、山野坑において、昭和19年(1944年)8月9日から昭和20年(1945年)8月まで労働に従事した。その労働期間は、約1年である。

(セ) 崔 [19], 錢 [34], 閻 [35], 閻 [36], 聶 [37] 及び牟 [40] は、飯塚坑において、昭和19年(1944年)10月14日から昭和20年(1945年)8月まで労働に従事した。その労働期間は、約10か月である。

(ソ) 李 [38], 唐 [39], 司 [41], 戚 [42] 及び時 [45] は、勝田坑において、昭和19年(1944年)9月7日から昭和20年(1945年)8月まで労働に従事した。その労働期間は、約1年である。

(別表 3 - 1) 事業場在籍一覧表 1

現在の姓名，名簿への記載姓名，名簿の記載箇所，記載名が現在名と異なる理由の順で記載している。記載名が現在名と異なる理由については，幼名を帰国後改名した場合は「幼名」とし，同じ炭鉱に連行された父が死亡したため帰国後養父の姓を名乗るに至った場合は「養子」，その他の理由又は理由不明で帰国後改名した場合は「改名」とし，名簿作成時に当時の聴取担当者が同音の他の漢字を誤記したものと認められる場合は「同音」，類似の発音の他の漢字を誤記したものと認められる場合は「類似」とした。

1	楊	楊二的	甲 5 四山坑名簿 2 1 頁	幼名
2	劉	劉俊書	甲 5 四山坑名簿 2 1 頁	同音
3	王	王為河	甲 5 四山坑名簿 2 2 頁	同音
4	孟	同左	甲 5 四山坑名簿 2 4 頁	—
5	張	張二牛	甲 5 四山坑名簿 2 1 頁	幼名
6	姚	同左	甲 5 萬田坑名簿 1 3 頁	—
7	朱	宗礼	甲 5 萬田坑名簿 6 4 頁	類似
8	張	同左	甲 5 萬田坑名簿 2 7 頁	—

同原告の出身地は安陽県であるが，上記名簿には障徳県と記載されている。これは，当時，同所は障徳府という地名であったためと認められる。

9	田	紀存生	甲 5 萬田坑名簿 4 9 頁	養子
10	李	同左	甲 5 萬田坑名簿 4 7 頁	—

同原告の連行当時の年齢（数え年）は 21 歳だが，上記名簿に 22 歳と記載されている。しかし，氏名が一致し，住所地も河北省永年であるから，名簿記載の者と同一人と認められる。

11	何	同左	甲 5 萬田坑名簿 2 1 頁	—
----	---	----	-----------------	---

同原告の連行当時の年齢（数え年）は 20 歳であるが，上記名

簿に23歳と記載されている。しかし、氏名が一致し、住所地も徐水県（現在は保定市）であるから、名簿記載の者と同一人と認められる。

12 李 [REDACTED] 李文才 甲5宮浦坑名簿6頁 幼名

同原告の出身地の最小行政区画は西壘市村であったが、上記名簿に新壘子市と記載されている。しかし、連行当時の年齢（数え年）は21歳で一致し、出身地の省、県も同一であるから、名簿記載の者と同一人と認められる。

13 李 [REDACTED] 李秀春 甲6の1附表三-9枚目 幼名

14 趙 [REDACTED] 趙書年 甲6の1附表三-3枚目 改名

15 範 [REDACTED] 范生財 甲6の2附表第四, 1枚目 姓は中国の簡体字, 名は改名

16 高 [REDACTED] 同左 甲132, 18-203頁 -

17 崔 [REDACTED] 同左 甲132, 18-191頁 -

18 杜 [REDACTED] 杜造国 甲132, 18-203頁 改名

20 凡 [REDACTED] 范和尚 甲5萬田坑名簿3頁 姓は同音と推認される。名は幼名

21 袁 [REDACTED] 同左 甲5萬田坑名簿52頁 -

22 劉 [REDACTED] 劉永福 甲5四山坑名簿31頁 同音

23 程 [REDACTED] 程德賢 甲5四山坑名簿26頁 類似

24 李 [REDACTED] 李增兒 甲5宮浦坑名簿16頁 幼名

25 夏 [REDACTED] 夏洪梅 甲5宮浦坑名簿3頁 改名

26 楊 [REDACTED] 楊毛先 甲5宮浦坑名簿7頁 類似

27 黄 [REDACTED] 同左 甲5宮浦坑名簿26頁 -

28 薰 [REDACTED] 董賓 甲5宮浦坑名簿14頁 改名

29 楊 [REDACTED] 楊增秀 甲5宮浦坑名簿12頁 幼名

同原告の連行当時の年齢（数え年）は16歳であるが、上記名簿には17歳と記載されている。しかし、同人は当時自らを1928年生まれと誤解していたため、そのように記載されていると認められる。また、同人の出身地の最小行政区画は東関村であるところ、同名簿には東関市と記載されているが、省、県は同一であり、名簿記載の者と同一人と認められる。

- 30 謝 [REDACTED] 謝儀清 甲5宮浦坑名簿19頁 儀は類似、清は改名
- 31 鄭 [REDACTED] 同左 甲5宮浦坑名簿31頁 -
- 32 田 [REDACTED] 張振仲 甲5宮浦坑名簿14頁 正式な名前がなく、ルーアーと呼ばれていたため、それを名簿作成担当者である中国人に告げたところ「だめだ、どうしてちゃんとした名がないんだ。」と言われ、聞き知っていた近所の人名である「ジャン ジェン ジョン」と言ったところ、その中国人が字を充てて、名簿のように記載した。
- 33 李 [REDACTED] 同左 甲6の2附表第四-1枚目 -

(別表 3 - 2) 事業場在籍一覧表 2

現在の姓名，名簿の記載箇所，名簿への記載姓名，補足説明の順で記載している。

- | | | | | |
|----|---|-----|----------------------|--------------------------------------|
| 19 | 崔 | 崔光廷 | 甲 7 附表四 - 5 枚目 | 誤記と解される。 |
| 34 | 銭 | 同左 | 甲 7 附表四 - 4 枚目 | |
| 35 | 閻 | 同左 | 甲 7 附表四 - 4 枚目 | |
| 36 | 閻 | 同左 | 甲 7 附表四 - 2 枚目 | |
| 37 | 聶 | 同左 | 甲 7 附表四 - 5 枚目 | |
| 38 | 李 | 同左 | 甲 8 の 1 附表四 - 1 0 枚目 | |
| 39 | 唐 | 唐坤元 | 甲 8 の 1 附表四 - 4 枚目 | 誤記と解される。 |
| 40 | 牟 | 同左 | 甲 7 附表四 - 8 枚目 | |
| 41 | 司 | 鐘志和 | 甲 8 の 1 附表四 - 6 枚目 | 帰国後改名した。 |
| 42 | 戚 | 戚祖望 | 甲 8 の 1 附表四 - 2 枚目 | 名簿作成時に偽名を名乗った。 |
| 43 | 王 | 王士傑 | 甲 5 四山坑名簿 1 頁 | 偽名王士杰を名乗ったところ，最終の 1 文字を誤記されたものと解される。 |
| 44 | 李 | 李 | 甲 6 の 1 附表三 - 9 枚目 | 簡体字 |
| 45 | 時 | 時根宝 | 甲 8 の 1 附表四 - 5 枚目 | 幼名 |